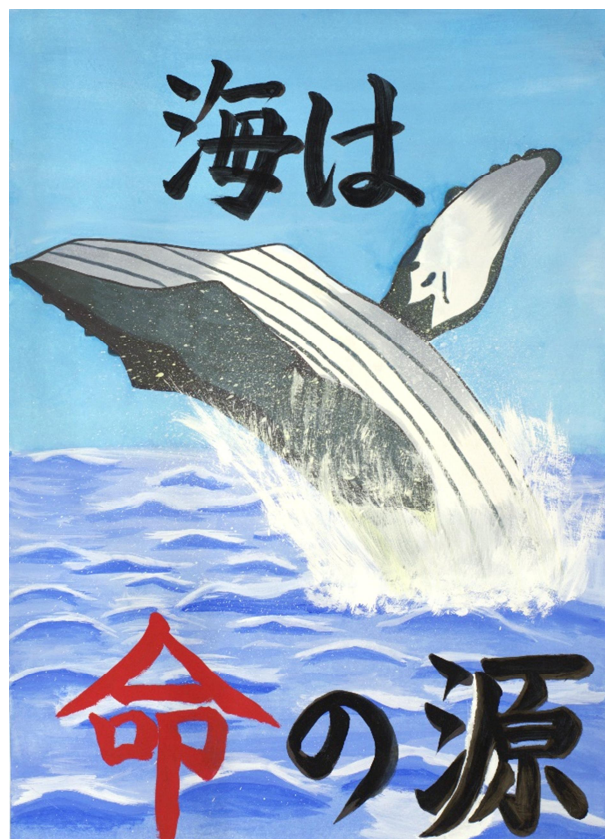




勝浦市 環境白書 -2024-



表紙の絵は「2024（令和6）年度環境ポスターコンクール」市長賞受賞者の作品です。
市議会議長賞受賞者及び「2024（令和6）年度環境標語コンクール」の市長賞・市議会議長賞受賞者の作品は、巻末に掲載しています。

【市長賞】

左上：「しぜんがきらきら」

上野小学校1年

かわしま
川嶋 はん
帆

左下：「住みよい地球をいつまでも」

豊浜小学校4年

はせがわ
長谷川 かりん
花凛

右下：「海は命の源」

勝浦中学校2年

やりた
鎗田 みき
真綺

（敬称略）

はじめに



令和6年度は、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言のほか、フードドライブの実施、市役所庁舎や各小中学校など計16施設で使用する電気の再生可能エネルギー由来電気への切り替えなどの施策を実施しました。更に、市域における温室効果ガスの削減目標、施策の方向性を定めた地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）を策定し、地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）の目標値を国の計画に合わせて引き上げるなど、温室効果ガスの削減のため、着実な温暖化対策を実施してまいりました。

また、きれいで安全で、だれもが楽しめる優しいビーチの国際認証制度である「ブルーフラッグ」認証を、興津海岸が2年連続で取得した一方、多様なメディアで“涼しい街勝浦”が数多く取り上げられ、観光や移住などがより活発になってまいりました。このような恵まれた自然環境を大切に維持し、勝浦市総合計画によって目指す将来都市像「～“豊かな自然”に抱かれて “心豊か”に過ごせるまち かつうら～」の実現のため、引き続き環境施策に取り組んでまいります。

この環境白書2024は、主に2023（令和5）年度における本市の環境の現状と環境保全に関する施策の概要をとりまとめたものです。

市民の皆様におかれましても、本書を通じてさまざまな環境問題に興味関心を持っていただければ幸いに存じます。

令和7年3月

勝浦市長 照川 由美子

目次

第1章 勝浦市の概要

1 沿革	1
2 人口	2
3 歴史	2
4 イベント	3
5 気象	3

第2章 環境行政の概要

1 機構	5
2 予算決算	5
3 審議会	6
4 環境関連組織等	7

第3章 大気汚染

1 大気汚染の現状	9
2 大気汚染防止の対策	10
3 野外焼却（野焼き）の禁止	11
4 アスベスト（石綿）の対策	11
5 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染	12
6 光化学スモッグ注意報	12

第4章 水質汚濁

1 水質汚濁の現状	13
2 水質汚濁防止の対策	13

第5章 騒音・振動

1 騒音・振動の現状	35
2 騒音・振動防止の対策	35

第6章 悪臭

1 悪臭の現状	39
2 悪臭防止の対策	39

第7章 地盤沈下

1 地盤沈下の現状	41
2 地盤沈下の対策	41

第8章 土砂の埋立て

1 土砂の埋立て等の現状	43
2 土砂の埋立て等の規制	43

第9章 空地・空家

1 空地・空家の現状	45
2 空地・空家の対策	45

第10章 不法投棄対策

1 不法投棄の現状	47
2 不法投棄対策	49

第 11 章 廃棄物

1 クリーンセンターの概要	53
2 ごみ収集から処理・処分の流れ	55
3 ごみ減量対策	60
4 し尿	61

第 12 章 環境保全・環境衛生

1 環境保全協定	65
2 環境ポスター・標語コンクール	65
3 市民環境学習会	68
4 カラスのフン害対策	69
5 住宅用設備等脱炭素化促進事業	69
6 太陽光発電設備（10kW 以上）	71
7 勝浦市の環境保全への取り組み	72

資料編

1 勝浦市環境基本計画	77
2 勝浦市環境保全条例	78
3 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	79
4 勝浦市空家等対策の促進に関する条例	80
5 勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	81
6 用語の解説	82
7 採水場所位置図	90

第1章 勝浦市の概要

1 沿革

本市は、千葉県の南東部、都心から約75kmに位置し、東西延長14km、南北延長12.5km、周囲67kmで、面積は93.96km²となっています。

また、海岸線延長は約30kmを有し、温暖な気候と勝浦沖の黒潮から受ける豊富な海の幸に恵まれ、南房総国立公園にも指定されている海岸線は、岩礁・砂浜と変化に富んだ風光明媚なところudur。なかでも、深い入江と海食岩が連続するリアス式海岸の「鵜原理想郷」をはじめ、海食と風化によってできた神秘的な形を醸し出す尾名浦の「めがね岩」、海水浴場としても有名な日本の渚百選のひとつ「鵜原・守谷海岸」、日本の水浴場88選のひとつ「守谷海水浴場」、国際環境認証「ブルーフラッグ」を取得した「興津海水浴場」、太平洋と勝浦湾をパノラマのように一望することができる「八幡岬公園」など、見飽きることのない自然景観が広がっています。さらに鵜原地先には、東洋一の海中展望塔を有する勝浦海中公園があり、海中展望室からは海底の岩場や生い茂る海草の海中景観のほか、周辺を泳ぎ回る魚たちを観察することができます。

市の北西部は、房総丘陵に属する海拔150～250mの丘陵性山地が広く分布し、市域のほぼ三分の二は山地となっています。

市街地中央部の下本町通りや仲本町通りでは、日本三大朝市のひとつで四百余年の伝統に育まれた「勝浦の朝市」が開かれ、早朝から約70軒もの露店が並び、水揚げされたばかりの新鮮な魚介類のほか、地元の農家で収穫したばかりの野菜や果物などが店頭を飾り、多くの観光客が訪れています。

さらに、国際武道大学は我が国初の武道専門の大学として、1984（昭和59）年に開校し、現在では学科も増設され、活気あふれる学園都市を形成しています。

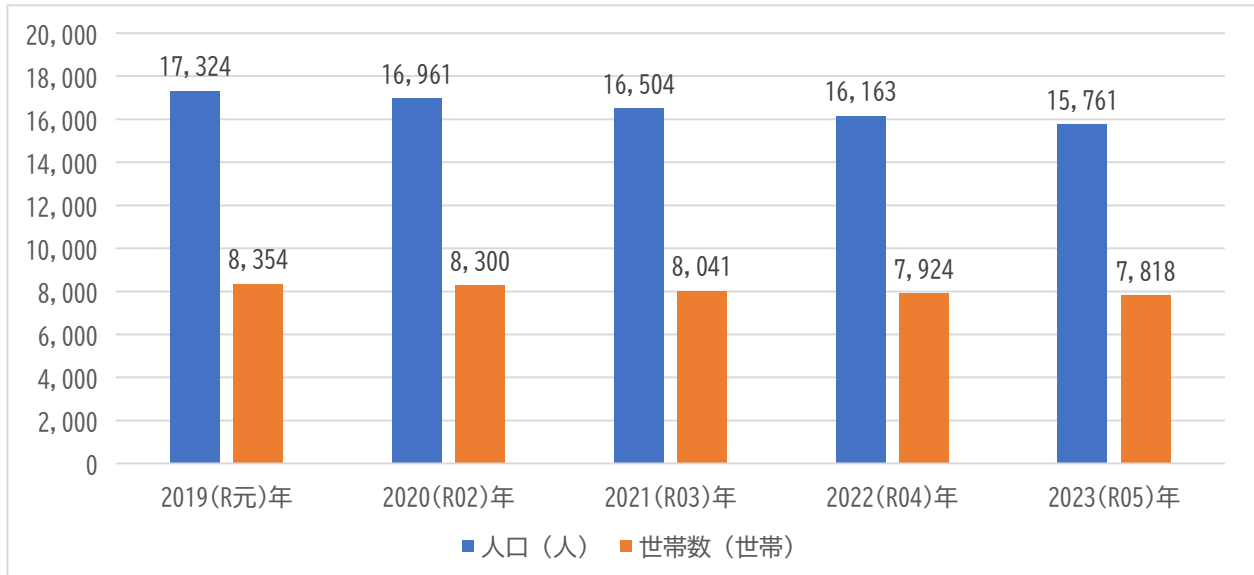
図1-1 勝浦市の位置



2 人口

1958（昭和33）年、市制施行時の人口は31,400人でしたが、年々減少傾向にあり、2023（令和5）年には15,761人となっています。また、世帯数もここ数年減少傾向にあります。

図1－2 人口及び世帯数の経年変化（毎月常住人口調査から、毎年10月1日現在）



3 歴史

自然豊かで気候温暖な勝浦では、古くから漁業や農業を中心として人々の暮らしが営まれてきました。往古の姿は定かではありませんが、夷隅川に沿って縄文早期等の小規模な集落が確認されており、また奈良では興津（木簡では置津）からアワビを運んだ記録が発見され都との関係がうかがえます。

戦国時代には安房里見氏の武将正木氏（正木時忠）が勝浦城に入り一帯を領有していました。1590（天正18）年、正木氏が北条氏とともに滅びると、代わって徳川家康の幕臣である植村土佐守泰忠が勝浦城に入城し、家臣団を中心とした町屋を営み、これが現在の中心市街地の基礎となっています。泰忠は農漁業を奨励し、朝市を開設するなど地元の産業振興に尽力しました。その後大岡忠光による支配を経て、岩槻藩領となり明治維新を迎えます。

興津地区は興津郷と呼ばれ、江戸時代は幕府の直轄領であり、妙覚寺に仙台藩取締所が置かれていたため、江戸と東北を結ぶ重要港として栄えました。

1955（昭和30）年、町村合併促進法により、勝浦町、興津町、上野村、総野村が合併し勝浦町となり、1958（昭和33）年10月1日、市制施行で勝浦市となりました。2018（平成30）年10月1日には市制60周年を迎えました。

4 イベント

かつうらビッグひな祭り

徳島県勝浦町から譲り受けたひな人形と全国から寄せられたひな人形、総勢20,000体以上が、石段を雛壇に見立てた遠見岬神社をはじめ、まちのいたるところに飾られ、かわいらしいひな行列や各種団体によるイベントなどが、ひな祭りを盛り上げます。



秋まつり『勝浦大漁まつり』

4日間にわたって繰り広げられる秋の一大イベントです。荒々しい海の男の御輿や山車、屋台が街中を練り歩きます。



勝浦鳴海駅伝

海と緑に囲まれた自然豊かな勝浦の美しいリアス式海岸線を、海風に吹かれながら走ります。



5 気象

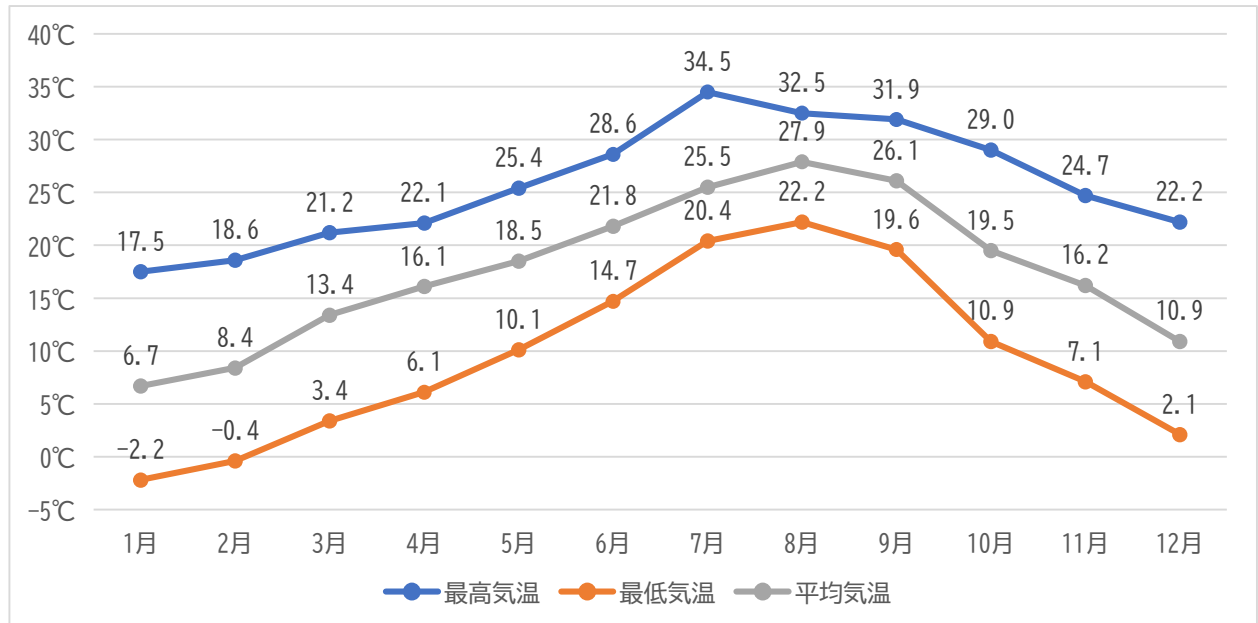
本市は、房総半島の南東部太平洋側に位置し、平坦地の少ない地形です。また、黒潮の影響を受けやすいため、真夏日・真冬日が少ない海岸気候で、一年を通じて温暖な気候となっています。なお、風は海上からの南よりの風が強く吹く傾向にあり、風向が東または南東のときの降水量が多いのが特徴です。

過去30年（1993～2022）の平均気温は16.1℃、平均降水量は2,010.0mmとなっています。2023（令和5）年の平均気温は17.6℃であり、最高気温は34.5℃（7月17日）、最低気温は-2.2℃（1月25日）でした。

表1－1 気温の経月変化（2023（令和5）年）（単位：℃）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温	17.5	18.6	21.2	22.1	25.4	28.6	34.5	32.5	31.9	29.0	24.7	22.2
最低気温	-2.2	-0.4	3.4	6.1	10.1	14.7	20.4	22.2	19.6	10.9	7.1	2.1
平均気温	6.7	8.4	13.4	16.1	18.5	21.8	25.5	27.9	26.1	19.5	16.2	10.9
過去平均	6.7	7.2	10.2	14.2	18.1	20.9	23.9	25.9	23.5	18.9	14.3	9.3

図1－3 気温の経月変化（2023（令和5）年）

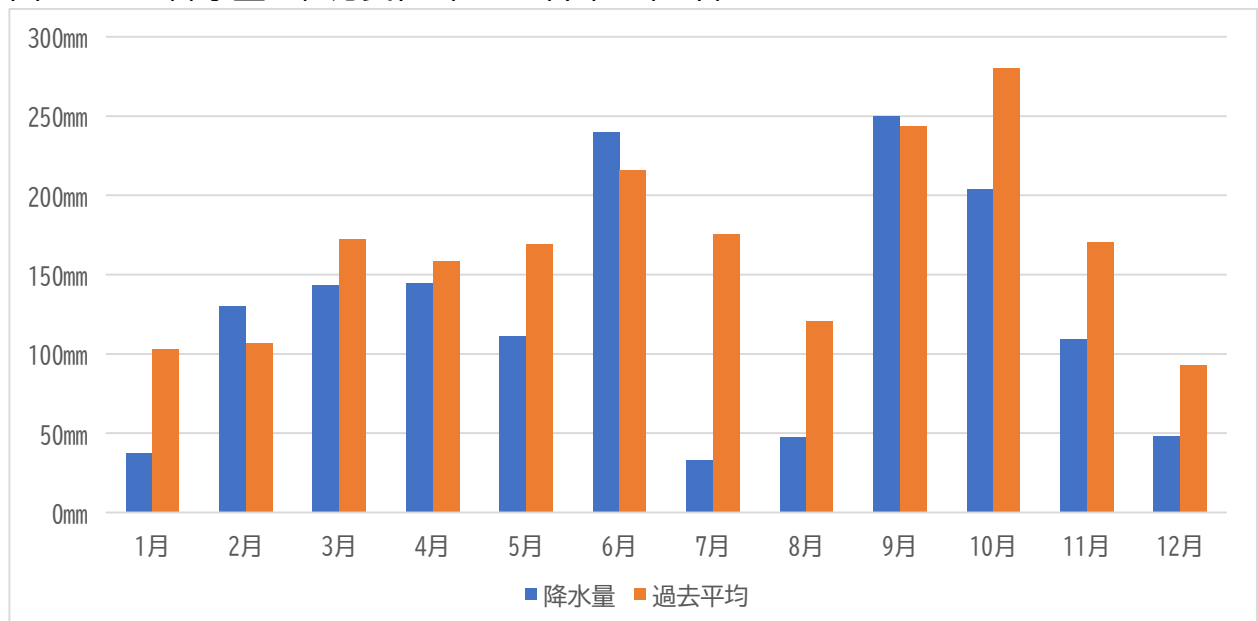


2023(令和5)年の年間降水量は1,499.5mmであり、最も降水量の多い月は9月(250.0mm)で、最も少なかったのは7月(33.0mm)でした。

表1－2 降水量の経月変化（2023（令和5）年）（単位：mm）

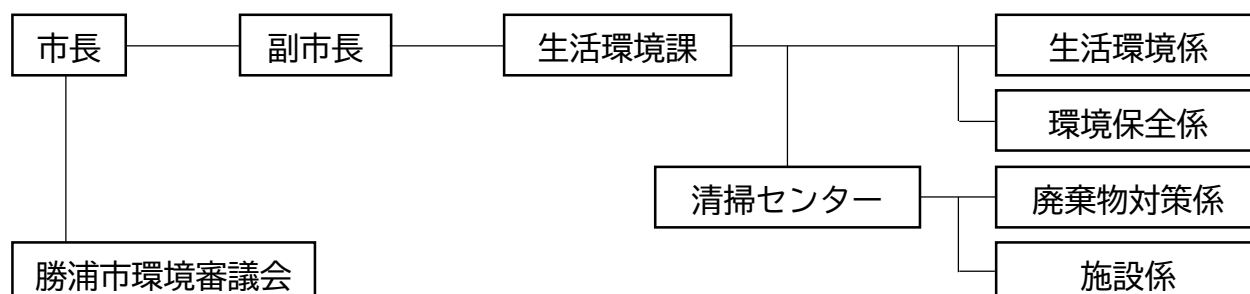
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
降水量	37.5	130.5	143.5	145.0	111.0	240.0	33.0	47.5	250.0	204.0	109.5	48.0	1,499.5
過去平均	103.3	106.9	172.3	158.6	169.4	215.9	175.7	120.4	243.9	280.5	170.5	92.8	2,010.0

図1－4 降水量の経月変化（2023（令和5）年）



第2章 環境行政の概要

1 機構



2 予算決算

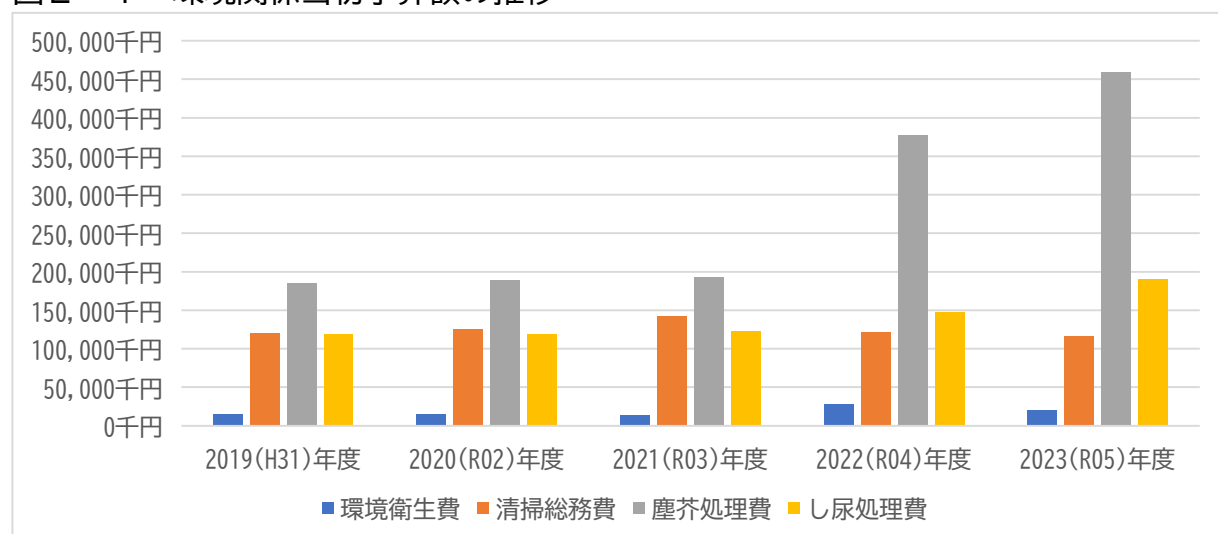
(1) 環境に関する当初予算

表2-1 環境関係当初予算額の推移

(単位：千円)

年度 項目	2019(H31)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)	2023(R05)
環境衛生費	14,514	14,244	14,129	27,370	19,856
清掃総務費	119,897	124,376	141,803	121,800	116,294
塵芥処理費	184,699	189,264	192,993	377,009	458,826
し尿処理費	119,174	118,231	121,988	147,173	190,445
計	438,284	446,115	470,913	673,352	785,421

図2-1 環境関係当初予算額の推移



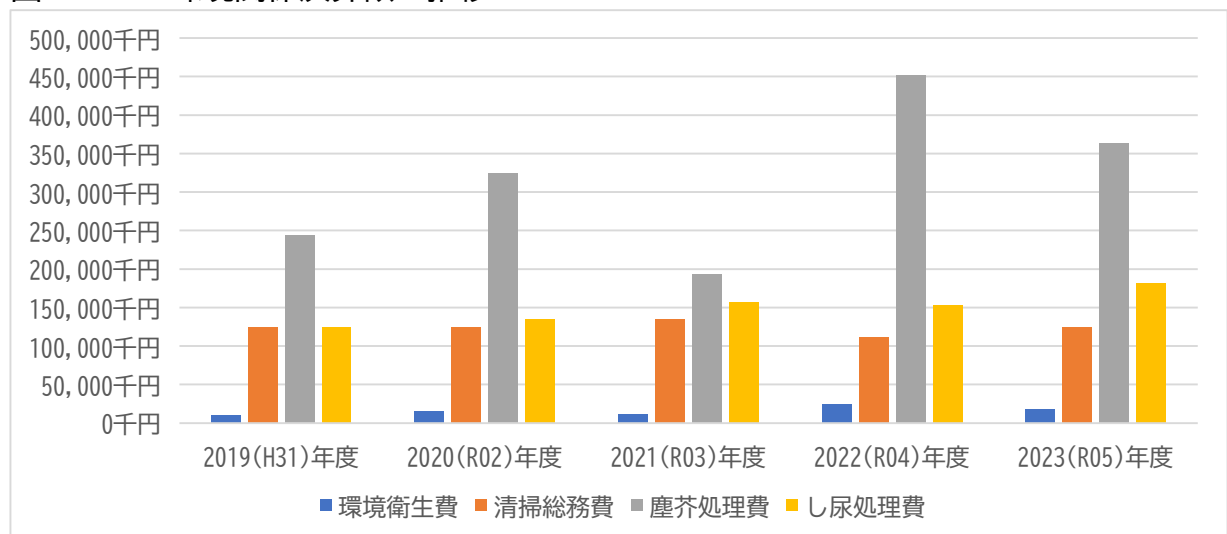
(2) 環境に関する決算

表2-2 環境関係決算額の推移

(単位：円)

年度 項目	2019(H31)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)	2023(R05)
環境衛生費	9,848,729	14,602,745	11,729,052	24,976,853	17,774,387
清掃総務費	124,240,628	123,682,295	133,925,756	110,771,890	124,377,411
塵芥処理費	243,431,750	323,960,211	192,675,000	451,243,103	363,342,382
し尿処理費	123,822,671	134,068,083	156,578,558	153,271,249	181,382,623
計	501,343,778	596,313,334	494,908,366	740,263,095	686,876,803

図2-2 環境関係決算額の推移



3 審議会

勝浦市環境審議会は、環境対策に関する事項を調査、審議する市長の諮問機関です。審議会は、8名の委員で組織され、委員は市議会議員、学識経験者、団体等の役員で構成され、任期は2年間となっています。

表2-3 環境審議会委員（2024（令和6）年4月1日現在）

構成及び定数	氏名	役職等
市議会議員 2名	松崎 栄二	市議会議員
	岩瀬 琢弥	市議会議員
学識経験者 3名	高田 雅雄	南外房環境クラブ理事
	山本 洋子	勝浦市海岸売店組合組合長
	岩見 泰代	夷隅支部退職女性教職員の会会員
団体等の役員 3名	野村 守	新勝浦市漁業協同組合代表理事組合長
	正木 信明	いすみ農業協同組合勝浦支所長
	渡邊 嘉男	勝浦市観光協会会長

4 環境関連組織等

(1) 勝浦市空家等対策協議会

勝浦市空家等対策の促進に関する条例第6条の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項のほか、特定空家等に対する措置について協議するため、2017（平成29）年7月1日に設置した協議会です。委員は市長のほか、法務、不動産、建築等に関する学識経験者、その他市長が必要と認める者のうち6名以内に委嘱し活動しています。

(2) 勝浦市不法投棄監視員

勝浦市不法投棄監視員制度設置要綱の規定に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物や残土等の不法投棄防止のため、市民12名に委嘱し監視活動を実施しています。

(3) 勝浦市環境市民会議

勝浦市環境基本条例第15条の規定に基づき、環境の保全に関する施策に市民の意見を反映させるために設置した会議です。委員は公募により募集を行い、7名に委嘱し活動を実施しています。

(4) 浜勝浦川浄化対策推進協議会

市街地を流れる浜勝浦川の水質浄化に関して調査研究、情報収集を行い、浜勝浦川の環境整備の啓蒙、普及や水質浄化対策の推進を図るために設置した協議会です。委員は、関係行政区長、関係行政機関の職員、関係団体の代表者で組織し、13名に委嘱し活動しています。

(5) 勝浦市放置自動車廃物判定委員会

勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例第43条の規定に基づき、放置自動車の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するために設置する委員会です。委員は、自動車等について専門知識を有する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者の中から6名に委嘱し活動します。

(6) 夷隅川等浄化対策推進協議会

夷隅川等河川の現状に鑑み、夷隅川等河川に関する企業及び団体等が一体となり、有機的な連携を保ち、夷隅川等河川の浄化対策を積極的に図るとともに、地域住民の生活環境の保全に寄与することを目的とし、1973（昭和48）年9月26日に設立されました。

(7) 千葉県環境衛生促進協議会

市町村の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理及び清掃に関する事業の施策推進を図るとともに、事業の合理的な運営並びに施設の適正な維持管理を実施すべく、会員相互の知識普及と技術の向上を図り、生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的とし、1962（昭和37）年6月5日に設立されました。

(8) 千葉県浄化槽推進協議会

千葉県における合併処理浄化槽の普及、設置、保守点検及び清掃の適正化を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、1991（平成3）年8月29日に設立されました。2009（平成21）年5月28日に、千葉県合併処理浄化槽普及促進協議会から千葉県浄化槽推進協議会に名称を変更しました。

(9) 管内産業廃棄物及び残土等の不適正処理対策連絡会議

夷隅地域振興事務所管内における、産業廃棄物の不法投棄及び残土等の不適正処理対策を迅速かつ適正に講ずることを目的とし、関係機関の緊密な連絡調整機能を有する会議として、2004（平成16）年4月23日に設立されました。

第3章 大気汚染

1 大気汚染の現状

大気汚染は、主に工場・事業場等から排出されるばい煙や粉じん、または、自動車から排出される排気ガス等により引き起こされます。

このような大気汚染を防止するために、1968（昭和43）年に「大気汚染防止法」が施行されてから50年以上が経過しました。この間、様々な大気汚染が発生し、これに対処するため規制地域の拡大、規制基準の強化、規制方式の改正等が行われてきました。2013（平成25）年6月には石綿の飛散防止対策の強化を目的として「大気汚染防止法」の一部が改正されました。また2021（令和3）年4月からは解体等工事における石綿の飛散防止のため、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、作業基準順守徹底のための直接罰の創設など、対策を一層強化しています。

県においても各種規制を強化しており、2003（平成15）年4月から自動車のアイドリング・ストップを義務化（千葉県環境保全条例第56条の6）したほか、2007（平成19）年10月には「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（VOC条例）」を制定し、一定規模以上の揮発性有機化合物（VOC）を取り扱う事業者は知事への報告が義務づけられました。

また、2016（平成28）年2月に「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした水銀に関する水俣条約を締結したことにより、水銀の大気排出規制を行うため、大気汚染防止法が改正され、水銀排出施設（石炭火力発電所や廃棄物焼却施設など）に係る届出制度や水銀排出基準の遵守、水銀濃度の測定の実施などが定められました（2018（平成30）年4月施行）。この法改正により市の清掃センターも規制対象施設となりましたので、水銀含有廃棄物の取り扱いなど対策を講じ、水銀排出基準を遵守しています。

2 大気汚染防止の対策

「大気汚染防止法」では、工場、事業場などにおいて、ばい煙や粉じん等を発生させる一定規模以上の施設を設置する場合には届出が必要であり、様々な基準を遵守するように定められています。

市では公用車の買い換えについては率先して低公害車の導入を図り、市の管理する駐車場においてはアイドリング・ストップを呼びかける看板を設置するとともに、エコドライブも積極的に推進し、大気環境保全に取り組んできました。

また、2023（令和5）年11月には「勝浦市公用車の電動車導入方針」を策定し、代替可能な電動車がない場合等を除き、公用車の新規導入・更新については、2023（令和5）年度以降全て電動車とし、使用する公用車全体でも2030（令和12）年度までに全て電動車とすることを導入目標として掲げました。公用車の電動化を通じて、今後もより一層の大気汚染物質・温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

表3-1 低公害車導入実績（2024（令和6）年3月末現在）

区分	台数	低公害車の内訳
低公害車	30台	ハイブリッド自動車（2台）、ガソリン自動車のうち新☆☆☆以上（19台）、ディーゼル自動車のうち新長期規制適合車（1台）、ポスト新長期適合車（8台）

※低公害車とは、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車）、ガソリン自動車又はLPG自動車のうち新☆☆☆以上の低排出ガス車の認定を受けているもの、ディーゼル自動車のうち新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車、H28・30規制適合車、電気自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車とします。

表3-2 アイドリング・ストップの効果

1日10分間アイドリング・ストップを行ったときの効果（環境省資料より）			
代表的な車種	燃料消費量 (L/年)	節約できる燃料費 (円/年)※	二酸化炭素排出量 (kg/年)
乗用車 (2000ccガソリン車)	51.1	9,229	32.85
大型トラック (10t積ディーゼル車)	80.3～109.5	12,872～17,553	58.4～80.3

※2024（令和6）年12月23日時点での、経済産業省資源エネルギー庁「石油製品価格調査の結果（千葉）」より、レギュラー180.6円/L、軽油160.3円/Lで試算。

3 野外焼却（野焼き）の禁止

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から「廃棄物処理及び清掃に関する法律」により、どんど焼きやたき火、農業者による稲わら等の焼却など、一部の例外を除き、廃棄物の野外焼却（野焼き）は禁止されています。また廃棄物焼却炉の構造基準の規制強化に伴い、家庭用の小型焼却炉などは使用できなくなりました。

本市の場合、大気汚染に関する苦情は、廃棄物や除草した草、伐採した樹木などの野外焼却による煙が大半を占めています。2023（令和5）年度中も通報により警察や県とともに出動しました。繰り返される野外焼却に対する苦情も年々増加しており、火災につながり消防車が出動して消火したケースもあります。

市では、行為者に直接指導するのはもちろん、市の広報などを通じて、野外焼却の禁止について啓発活動に努めています。

【野外焼却（野焼き）の現場】



野焼きを放置した火災現場



古い焼却炉による野焼き

4 アスベスト（石綿）の対策

アスベストはやわらかく耐熱、対摩耗性に優れていることから、自動車のブレーキ、パイプの被覆や建築材などに広く利用されてきました。しかし、繊維が非常に細かいため、吸引により体内に取り込まれ肺に刺さると肺ガンや中皮種の原因になることが明らかになり、世界保健機関（WHO）ではアスベストを発ガン性物質と断定し、日本では、大気汚染防止法により1989（平成元）年に「特定粉じん」に指定され使用が制限されるとともに、石綿による健康被害の救済に関する法律が1996（平成8）年2月に制定されました。

勝浦市では、2005（平成17）年9～10月にかけて市内の公共施設の108施設を対象に一斉調査を行い、そのうち6施設からアスベストの含有が確認されましたが、2005（平成17）年度～2006（平成18）年度においてその対策が実施されました。

また2020（令和2）年6月の大気汚染防止法の改正により、建築物等の解体工事における規制対象建材がすべての石綿含有建材に拡大され、罰則が強化されました。

5 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染

PM2.5は粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、様々な健康への影響の可能性が懸念されており、国は2009（平成21）年9月9日に「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準」（1年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ （マイクログラム/立方メートル）以下、1日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を設定しました。

また、千葉県が設置する一般環境大気測定局が勝浦市にあり、より一点的な視点でPM2.5の値を捉えることができています。県および市では、PM2.5濃度の一日平均の値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に、市民に向けて注意喚起を行っています。なお、2023（令和5）年度中に注意喚起はありませんでした。

表3-3 PM2.5月別数値及び基準値超過日数（2023（令和5）年度）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	9.0	7.6	7.3	6.5	5.0	4.9	6.1	6.2	6.2	4.2	3.8	5.9	6.1
日平均値の最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	18.8	21.5	16.2	13.2	13.5	14.5	14.5	14.7	17.3	9.7	10.1	18.5	15.2
日平均値の最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	3.3	4.0	2.7	2.5	0.0	1.2	0.7	2.4	1.2	1.2	1.1	1.3	1.8
基準値超過日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 光化学スモッグ注意報

県では「大気汚染防止法」に基づく「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」を定め、毎年光化学スモッグの発生しやすい4月1日～10月31日までの間、県内を12地域に分けてオキシダント濃度が注意報等の発令基準以上になった場合に「光化学スモッグ注意報」を発令しています。光化学スモッグは風が弱く、晴れまたは薄曇りで最高気温 25°C 以上の条件で発生しやすいと言われています。

2023（令和5）年度の注意報発令状況は、県内で6日ありました。長生・夷隅地域においては前年度に引き続き発令はありませんでした。

第4章 水質汚濁

1 水質汚濁の現状

水は、地球上で活動する生物全ての源であり、私達の体にいたっては、その約6割以上が水分であるといわれています。

この大切な水が、人間の生産活動などにより汚染されることを、水質汚濁といいます。水質汚濁の主な原因としては、炊事や洗濯などの日常生活により排出される生活雑排水による「生活系」、工場及び事業場などからの排水による「事業系」、その他「農畜産系」、「自然系」に分類することができます。

水質汚濁が進行すると、魚や貝が住めなくなったり、ヘドロの堆積による悪臭が発生したり、また、有機水銀やカドミウムなどの有害物質で汚染された魚や農作物を長期間摂取することによる健康被害が発生したりするなど、様々な悪影響が引き起こされます。

本市においては、一部河川で家庭雑排水に起因すると思われる悪臭なども確認されています。市では、このような水質汚濁を防止するために、河川浄化対策、合併処理浄化槽の普及啓発及び汚染状況把握のための河川水質検査などを実施しています。

2 水質汚濁防止の対策

(1) 市内主要河川の水質検査結果

市では、市内主要河川の汚染状況を把握するため、浜勝浦川・墨名川合流点／港橋（墨名）、墨名川／小家名橋（墨名）、串浜西ノ谷川／串浜3号橋（串浜）、稲子川／稲子橋（部原）、坪田川／興津3号橋（興津）、興津都市下水路／東橋（興津）、守谷川／州崎橋（守谷）、苗代川／清海橋（鵜原1号橋）（鵜原）、鵜原都市下水路／無名橋（鵜原）、夷隅川／仲川橋（名木）、夷隅川／小羽戸橋（小羽戸）、夷隅川／折節橋（松野）の計12箇所において年2回の水質検査を実施、また浜勝浦川／川島橋（浜勝浦）においては年6回の水質検査を実施しています。

検査結果としては、直接海に流入する河川では、基準値を上回る項目も見受けられ、これらの原因は家庭から排出される生活雑排水などに影響されているものと考えられます。

市内13箇所において行っている水質検査の結果は、次の表のとおりです。

表4-1 水質検査結果の推移（採水点：浜勝浦川・墨名川合流点／港橋（墨名））

採水年月日	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	DO (mg/L)	O-N (mg/L)	大腸菌
R1.7.18	21.5	7.7	2.6	8.3	3.2	0.42	8.7	0.7	36,000
R2.1.21	10.8	7.8	3.7	1.9	4.5	0.55	8.3	0.7	6,800
R2.7.13	21.9	8.1	1.7	3.8	2.8	0.37	10.0	0.3	4,800
R3.1.21	11.5	7.9	4.9	2.0	6.0	0.87	8.2	0.7	21,000
R3.7.15	25.2	7.9	3.5	8.1	3.2	0.60	6.9	0.7	11,000
R4.1.19	9.0	7.5	6.0	4.7	4.9	0.75	4.4	0.9	17,000
R4.7.21	24.6	7.7	2.7	5.7	3.6	0.43	7.4	0.6	30,000
R5.1.30	10.1	7.6	5.5	2.0	5.5	0.82	7.0	0.6	2,300
R5.7.20	24.0	7.7	8.1	7.8	4.7	1.08	5.2	2.7	37,000
R6.1.26	10.3	7.8	5.1	2.0	4.3	0.65	9.3	1.6	1,900
平均	16.9	7.8	4.4	4.6	4.3	0.65	7.8	1.0	16,780.0

図4-1 水質検査結果の推移（採水点：浜勝浦川・墨名川合流点／港橋（墨名））

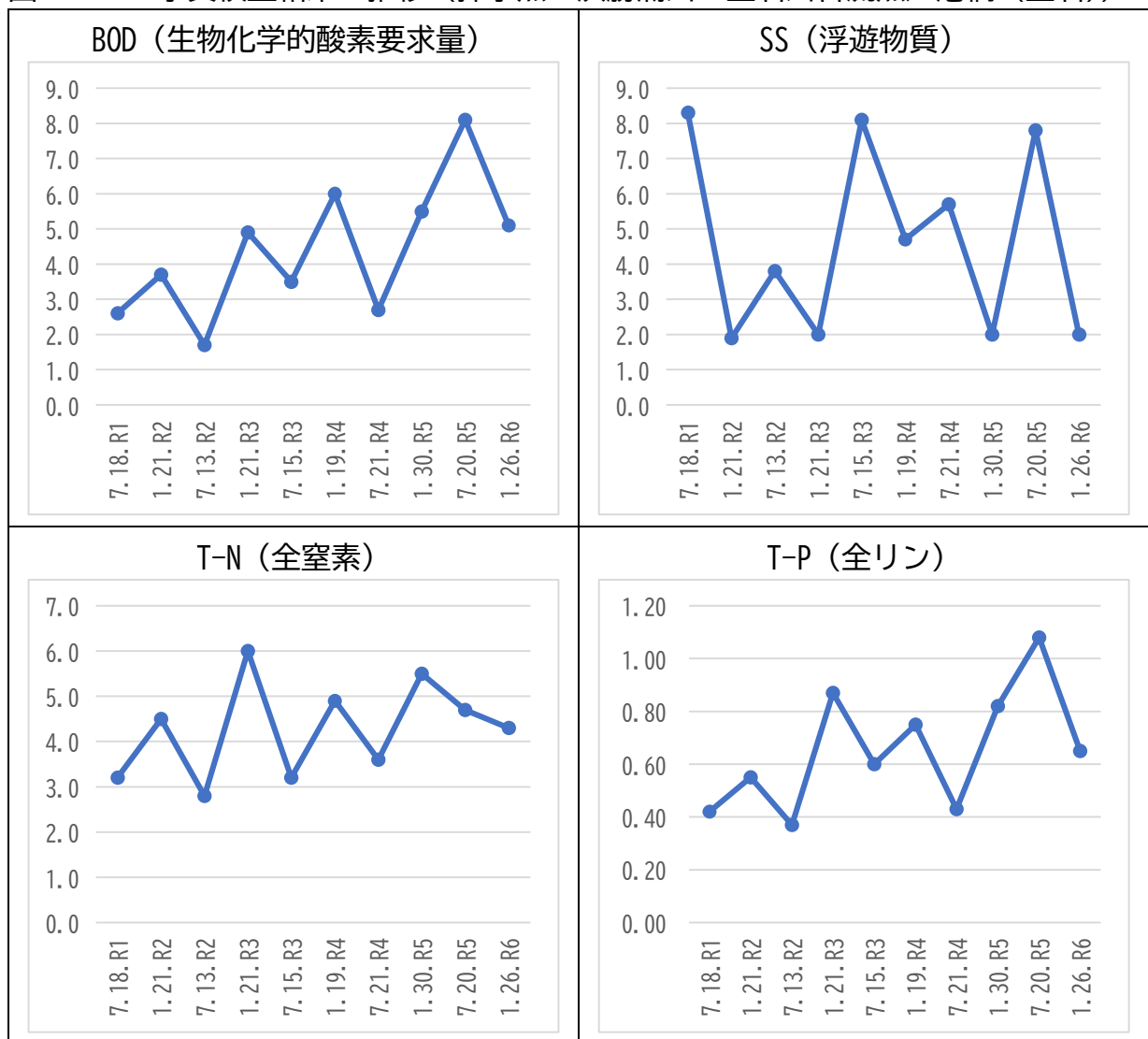


表4-2 水質検査結果の推移（採水点：墨名川／小家名橋（墨名））

採水年月日	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	DO (mg/L)	O-N (mg/L)	大腸菌
R1.7.18	20.8	7.8	2.5	4.3	2.4	0.32	8.2	0.6	16,000
R2.1.21	11.3	7.8	3.6	1.7	4.5	0.54	8.8	0.8	4,600
R2.7.13	22.3	7.9	3.1	6.8	3.3	0.47	9.1	0.6	32,000
R3.1.21	11.1	7.9	5.3	2.2	6.1	0.89	7.1	1.0	30,000
R3.7.15	25.6	8.1	4.2	2.4	6.2	0.60	9.8	0.7	32,000
R4.1.19	11.4	7.8	3.7	1.0	4.8	0.72	8.3	0.7	19,000
R4.7.21	24.7	7.8	2.9	4.2	3.7	0.45	7.5	0.7	8,000
R5.1.30	10.2	7.9	6.1	2.2	5.1	0.75	9.5	0.7	1,300
R5.7.20	23.1	8.0	1.8	2.0	3.8	0.87	8.0	0.6	440
R6.1.26	9.9	7.8	2.9	1.4	3.8	0.61	8.9	0.7	800
平均	17.0	7.9	3.6	2.8	4.4	0.62	8.5	0.7	14,414.0

図4-2 水質検査結果の推移（採水点：墨名川／小家名橋（墨名））

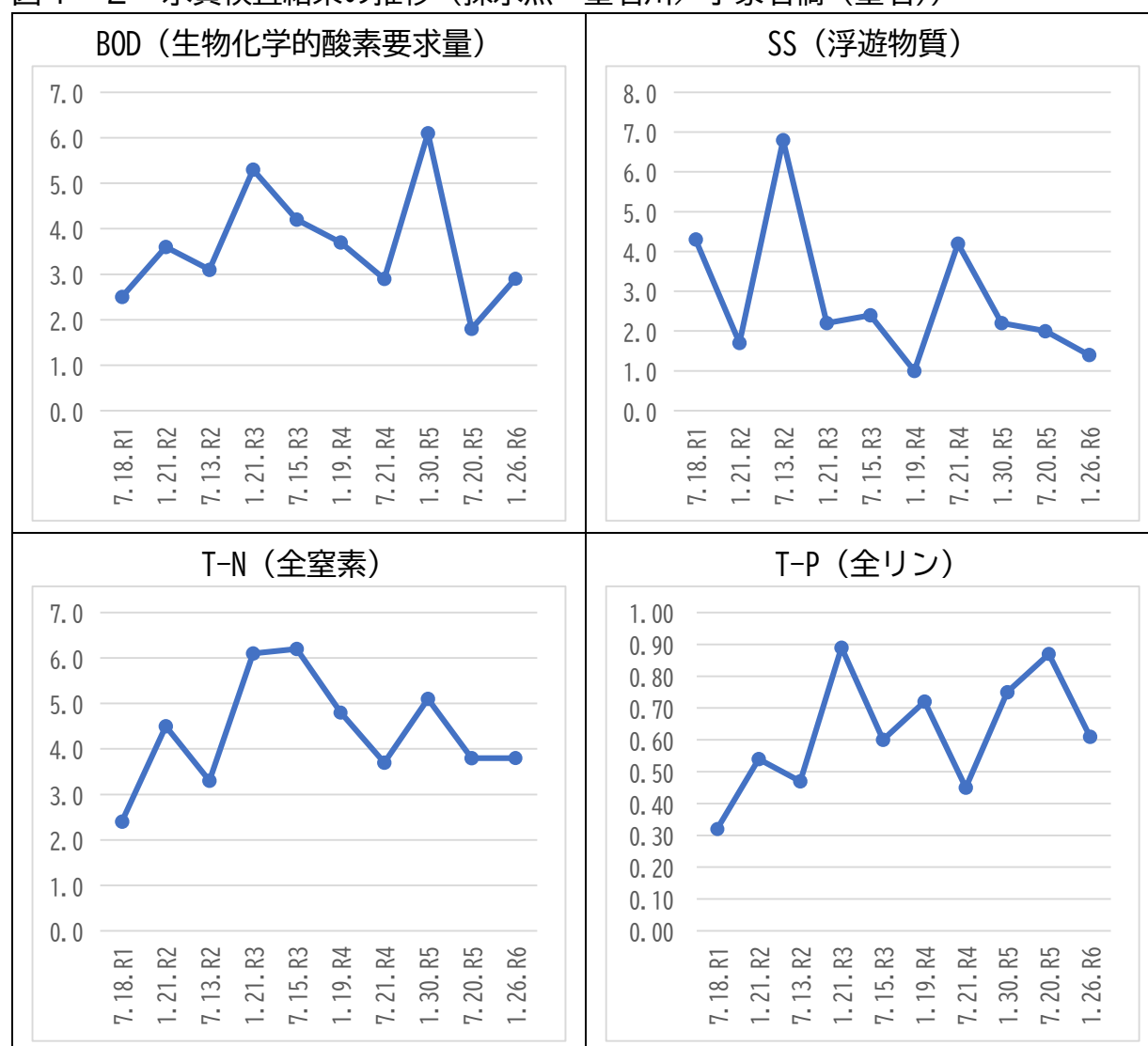


表4-3 水質検査結果の推移（採水点：串浜西ノ谷川／串浜3号橋（串浜））

採水年月日	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	DO (mg/L)	O-N (mg/L)	大腸菌
R1.7.18	23.0	7.3	3.5	21.0	1.9	0.29	8.9	0.9	100,000
R2.1.21	8.2	8.5	2.4	2.1	1.7	0.20	12.0	0.6	1,000
R2.7.13	23.8	9.0	2.6	6.4	0.8	0.11	12.0	0.4	2,400
R3.1.21	7.8	8.8	4.0	1.0	3.0	0.39	12.0	0.7	4,100
R3.7.15	30.9	9.5	2.6	2.7	1.8	0.20	15.0	0.5	600
R4.1.19	6.5	7.6	7.2	4.4	4.4	0.66	7.1	1.1	200,000
R4.7.21	27.9	8.9	1.9	6.2	1.9	0.14	10.0	0.5	600
R5.1.30	6.6	8.5	4.0	1.8	2.5	0.40	12.0	0.5	2,000
R5.7.20	24.5	8.3	1.8	5.2	1.1	0.47	7.8	0.8	180
R6.1.26	8.3	7.6	8.2	3.0	4.8	0.81	8.0	3.2	1,300
平均	16.8	8.4	3.8	5.4	2.4	0.37	10.5	0.9	31,218.0

図4-3 水質検査結果の推移（採水点：串浜西ノ谷川／串浜3号橋（串浜））

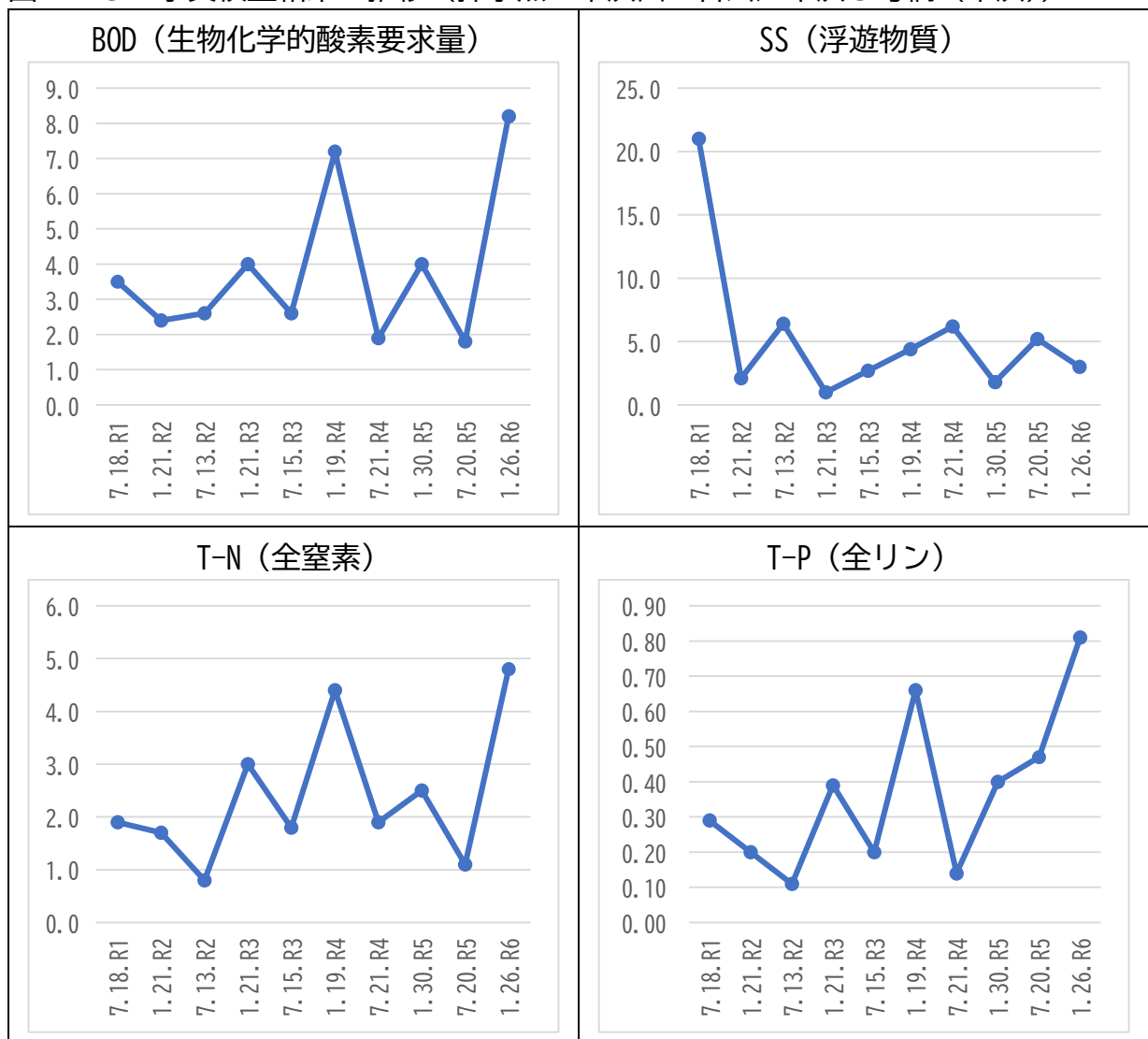


表4-4 水質検査結果の推移（採水点：稲子川／稲子橋（部原））

採水年月日	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	DO (mg/L)	O-N (mg/L)	大腸菌
R1.7.18	20.7	7.7	0.8	3.6	0.9	0.11	8.3	0.6	26,000
R2.1.21	8.5	7.9	1.8	3.0	2.1	0.19	10.0	0.5	9,000
R2.7.13	21.0	7.8	1.4	3.7	1.0	0.08	9.1	0.5	3,600
R3.1.21	5.3	8.4	2.2	1.5	2.4	0.26	12.0	0.5	1,500
R3.7.15	25.5	7.8	2.1	1.7	2.2	0.19	6.1	0.3	27,000
R4.1.19	4.0	8.1	1.6	1.0	2.0	0.20	11.0	0.4	7,000
R4.7.21	22.3	7.9	2.4	5.2	2.1	0.14	9.5	0.6	10,000
R5.1.30	4.5	8.1	3.4	2.8	3.5	0.37	12.0	0.5	610
R5.7.20	26.8	8.2	3.6	6.0	2.0	0.52	6.1	0.9	120
R6.1.26	8.4	7.8	1.1	3.4	1.7	0.24	8.7	0.2	920
平均	14.7	8.0	2.0	3.2	2.0	0.23	9.3	0.5	8,575.0

図4-4 水質検査結果の推移（採水点：稲子川／稲子橋（部原））

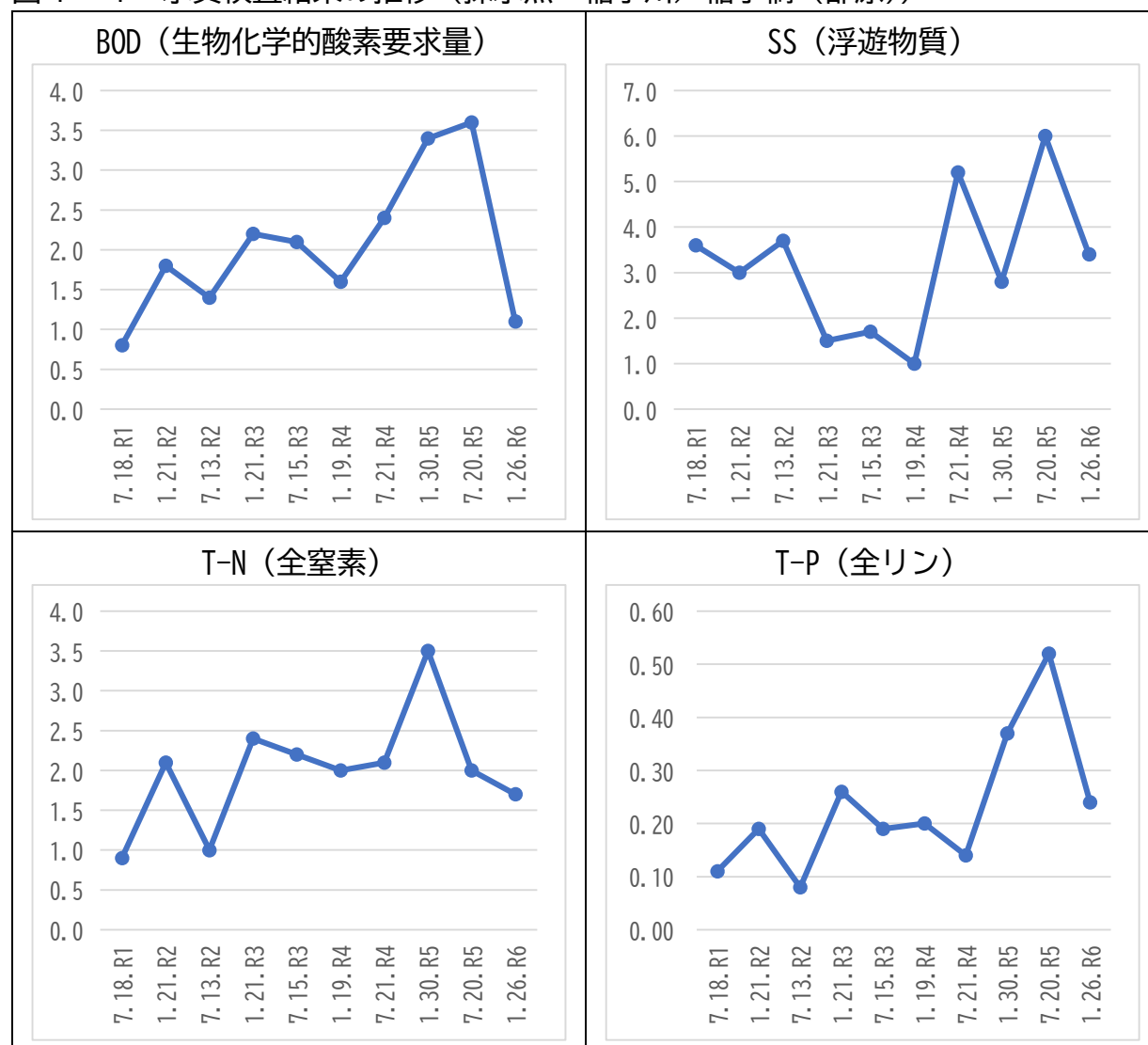


表4－5 水質検査結果の推移（採水点：坪田川／興津3号橋（興津））

採水年月日	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	DO (mg/L)	O-N (mg/L)	大腸菌
R1.7.18	22.8	8.1	1.4	3.1	1.0	0.18	11.0	0.6	2,400
R2.1.21	7.8	7.9	5.8	1.9	2.0	0.31	10.0	0.7	40,000
R2.7.13	20.6	7.9	1.5	2.8	0.5	0.04	8.8	0.3	1,000
R3.1.21	8.3	8.1	2.4	1.8	1.3	0.20	10.0	0.3	10,000
R3.7.15	24.5	8.0	2.1	3.8	0.7	0.11	8.4	0.3	1,600
R4.1.19	6.1	8.1	0.7	1.0	0.4	0.09	11.0	0.3	1,100
R4.7.21	23.9	7.8	1.3	5.4	1.1	0.14	7.7	0.5	2,100
R5.1.30	7.8	8.0	1.4	2.5	0.8	0.13	9.9	0.3	80
R5.7.20	23.8	8.0	0.7	12.8	1.0	0.21	7.0	0.6	600
R6.1.26	6.7	7.8	1.4	1.8	0.7	0.17	11.0	0.4	260
平均	15.2	8.0	1.9	3.7	1.0	0.16	9.5	0.4	5,914.0

図4－5 水質検査結果の推移（採水点：坪田川／興津3号橋（興津））

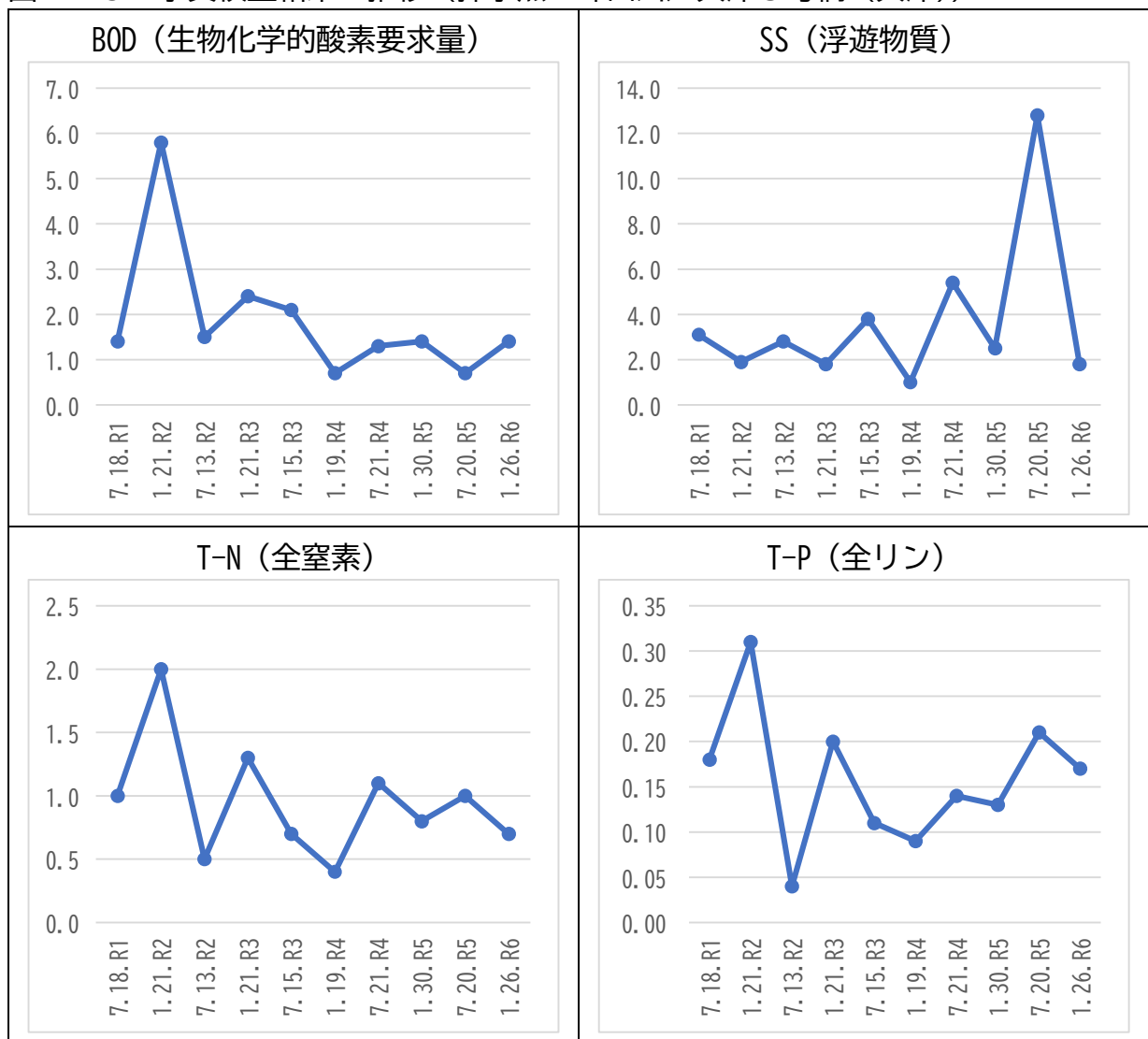


表4-6 水質検査結果の推移（採水点：興津都市下水路／東橋（興津））

採水年月日	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	DO (mg/L)	O-N (mg/L)	大腸菌
R1.7.18	23.0	7.8	1.9	6.4	1.1	0.22	8.7	1.0	62,000
R2.1.21	9.2	7.8	10.0	6.2	3.7	0.53	9.5	1.1	62,000
R2.7.13	21.0	7.7	1.7	8.1	1.2	0.22	7.9	0.6	2,000
R3.1.21	12.1	8.1	3.3	2.7	2.6	0.26	7.0	0.5	7,000
R3.7.15	26.2	7.9	3.7	4.6	2.8	0.44	6.2	0.6	11,000
R4.1.19	8.9	7.9	3.2	3.2	2.6	0.37	8.2	0.6	20,000
R4.7.21	24.1	7.7	2.5	8.0	1.9	0.32	6.4	0.7	12,000
R5.1.30	12.3	8.1	1.3	6.0	0.9	0.10	7.2	0.2	200
R5.7.20	23.8	7.6	3.6	9.2	2.4	0.68	4.4	1.4	2,500
R6.1.26	10.0	7.7	7.9	7.4	2.7	0.56	8.8	1.7	4,800
平均	17.1	7.8	3.9	6.2	2.2	0.37	7.4	0.8	18,350.0

図4-6 水質検査結果の推移（採水点：興津都市下水路／東橋（興津））

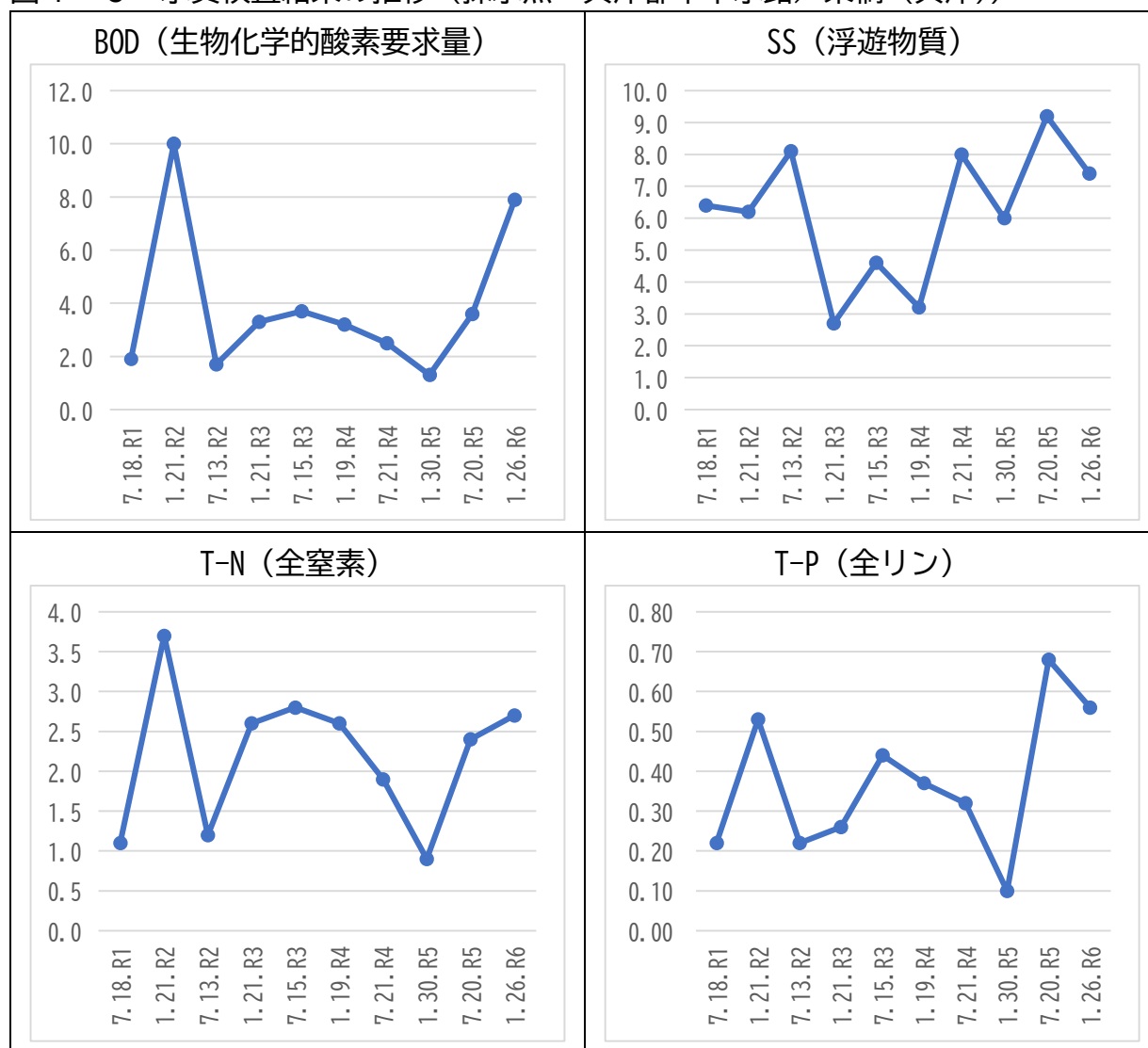


表4-7 水質検査結果の推移（採水点：守谷川／洲崎橋（守谷））

採水年月日	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	DO (mg/L)	O-N (mg/L)	大腸菌
R1.7.18	22.0	7.9	1.0	4.5	0.8	0.10	9.1	0.6	4,200
R2.1.21	9.5	7.8	2.1	2.1	1.2	0.14	9.8	0.5	920
R2.7.13	20.7	7.7	2.2	4.3	0.8	0.08	8.7	0.5	8,000
R3.1.21	7.3	8.1	2.4	0.9	2.1	0.19	10.0	0.4	3,900
R3.7.15	25.1	8.1	1.5	1.5	2.4	0.23	9.9	0.5	1,100
R4.1.19	4.9	8.0	2.9	0.6	1.8	0.12	11.0	0.4	6,800
R4.7.21	23.8	7.8	1.5	4.0	1.3	0.15	8.0	0.7	3,100
R5.1.30	7.4	8.0	2.6	1.9	1.7	0.18	10.0	0.5	200
R5.7.20	23.9	7.7	0.8	7.4	1.2	0.31	5.1	0.4	240
R6.1.26	8.0	7.7	1.2	2.2	1.3	0.26	9.8	0.4	120
平均	15.3	7.9	1.8	2.9	1.5	0.18	9.1	0.5	2,858.0

図4-7 水質検査結果の推移（採水点：守谷川／洲崎橋（守谷））

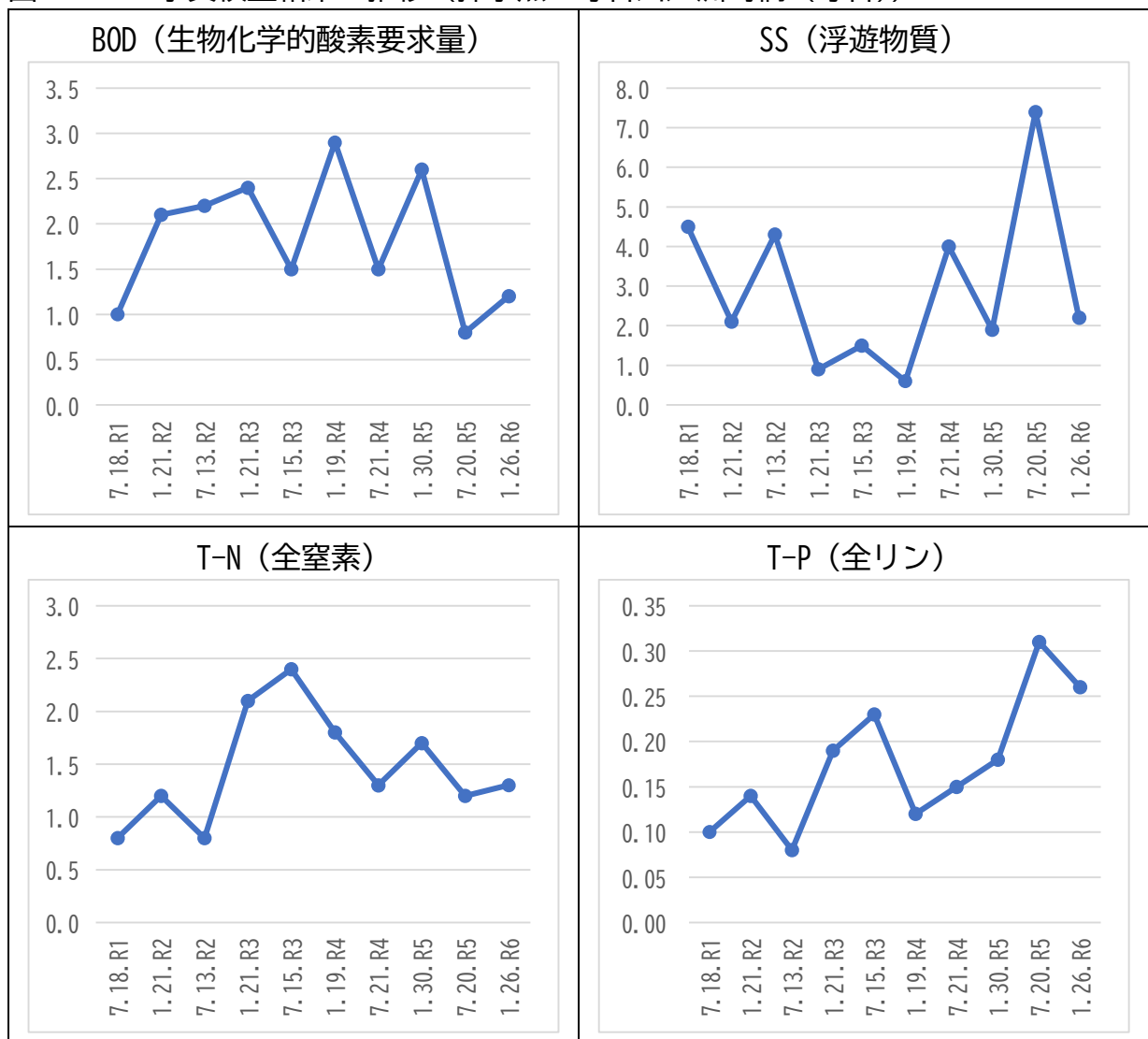


表4-8 水質検査結果の推移（採水点：苗代川／清海橋（鵜原1号橋）（鵜原））

採水年月日	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	DO (mg/L)	O-N (mg/L)	大腸菌
R1.7.18	24.5	8.0	0.9	4.1	0.8	0.14	9.6	0.5	1,600
R2.1.21	9.5	7.9	7.5	1.6	1.2	0.12	11.0	0.6	860
R2.7.13	20.9	7.7	1.7	4.9	0.8	0.10	8.5	0.6	2,400
R3.1.21	7.3	8.5	1.9	2.1	1.4	0.25	13.0	0.4	1,600
R3.7.15	26.0	8.1	2.1	3.0	1.3	0.26	9.1	0.4	1,500
R4.1.19	5.4	8.2	1.2	0.8	1.1	0.20	12.0	0.4	2,600
R4.7.21	24.3	7.8	1.4	3.5	1.2	0.15	8.4	0.8	31,000
R5.1.30	8.6	7.9	1.7	5.1	1.4	0.22	8.8	0.4	210
R5.7.20	24.4	8.1	1.9	6.4	1.2	0.32	6.5	0.8	800
R6.1.26	6.7	7.8	1.6	1.2	1.2	0.22	11.1	0.4	140
平均	15.8	8.0	2.2	3.3	1.2	0.20	9.8	0.5	4,271.0

図4-8 水質検査結果の推移（採水点：苗代川／清海橋（鵜原1号橋）（鵜原））

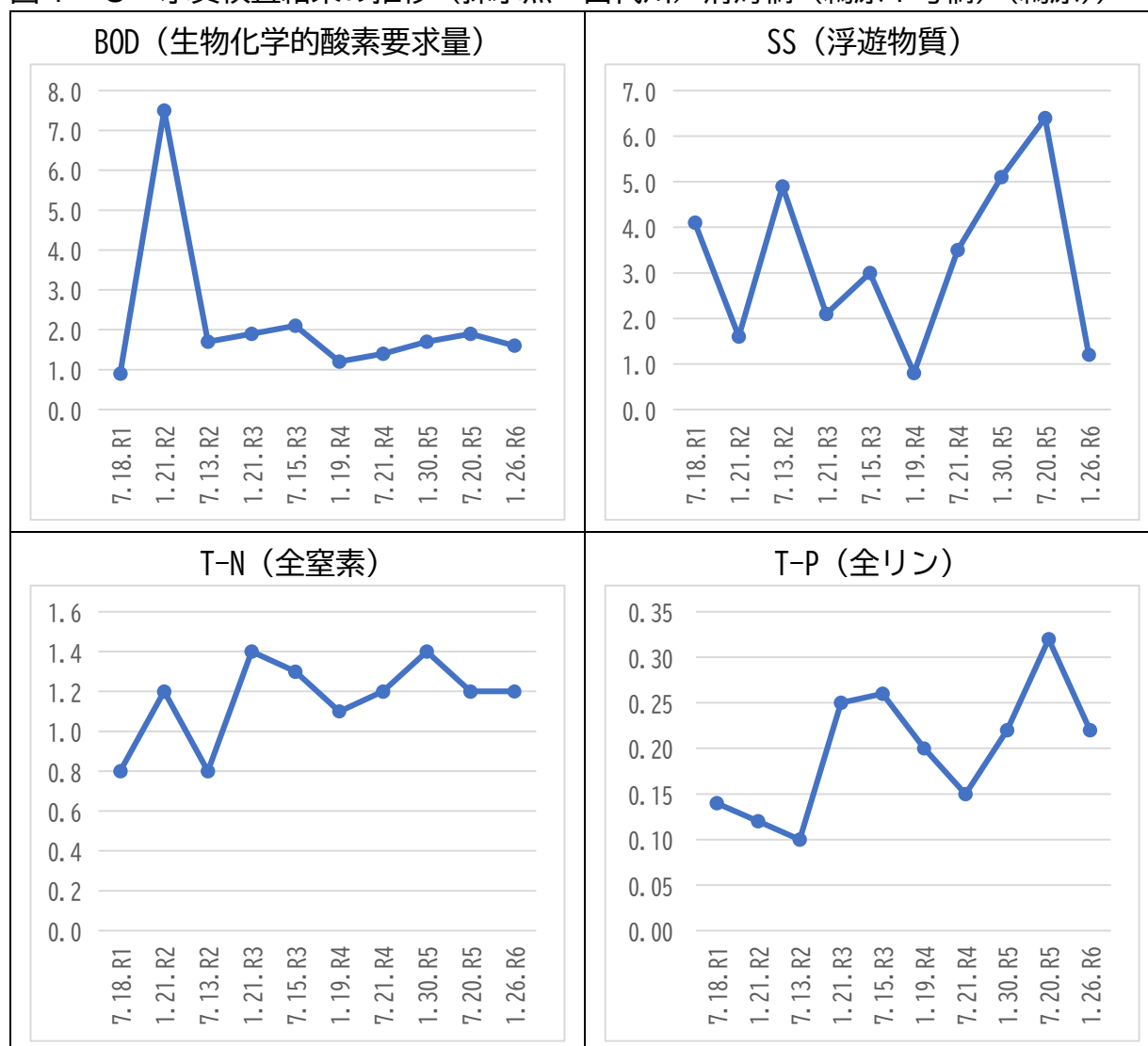


表4－9 水質検査結果の推移（採水点：鵜原都市下水路／無名橋（鵜原））

採水年月日	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	DO (mg/L)	O-N (mg/L)	大腸菌
R1.7.18	21.5	7.8	4.7	4.6	1.7	0.31	12.0	0.6	12,000
R2.1.21	9.4	7.9	0.9	2.1	2.9	0.41	8.5	0.6	7,200
R2.7.13	21.0	8.8	2.4	3.0	1.4	0.21	13.0	0.4	14,000
R3.1.21	8.2	7.7	16.0	4.3	4.0	0.80	3.9	2.5	28,000
R3.7.15	27.0	8.0	4.1	2.4	3.4	0.48	13.0	0.6	60,000
R4.1.19	7.1	7.7	8.6	3.5	5.0	0.64	6.5	1.3	300,000
R4.7.21	24.3	7.8	2.4	3.1	2.4	0.33	10.0	0.6	12,000
R5.1.30	7.6	7.7	7.7	5.2	3.9	0.55	8.5	1.5	28,000
R5.7.20	23.7	8.1	3.9	10.6	2.8	0.60	7.0	1.9	2,700
R6.1.26	8.3	7.8	9.2	4.8	7.3	0.43	10.0	5.2	480
平均	15.8	7.9	6.0	4.4	3.5	0.48	9.2	1.7	46,438.0

図4－9 水質検査結果の推移（採水点：鵜原都市下水路／無名橋（鵜原））

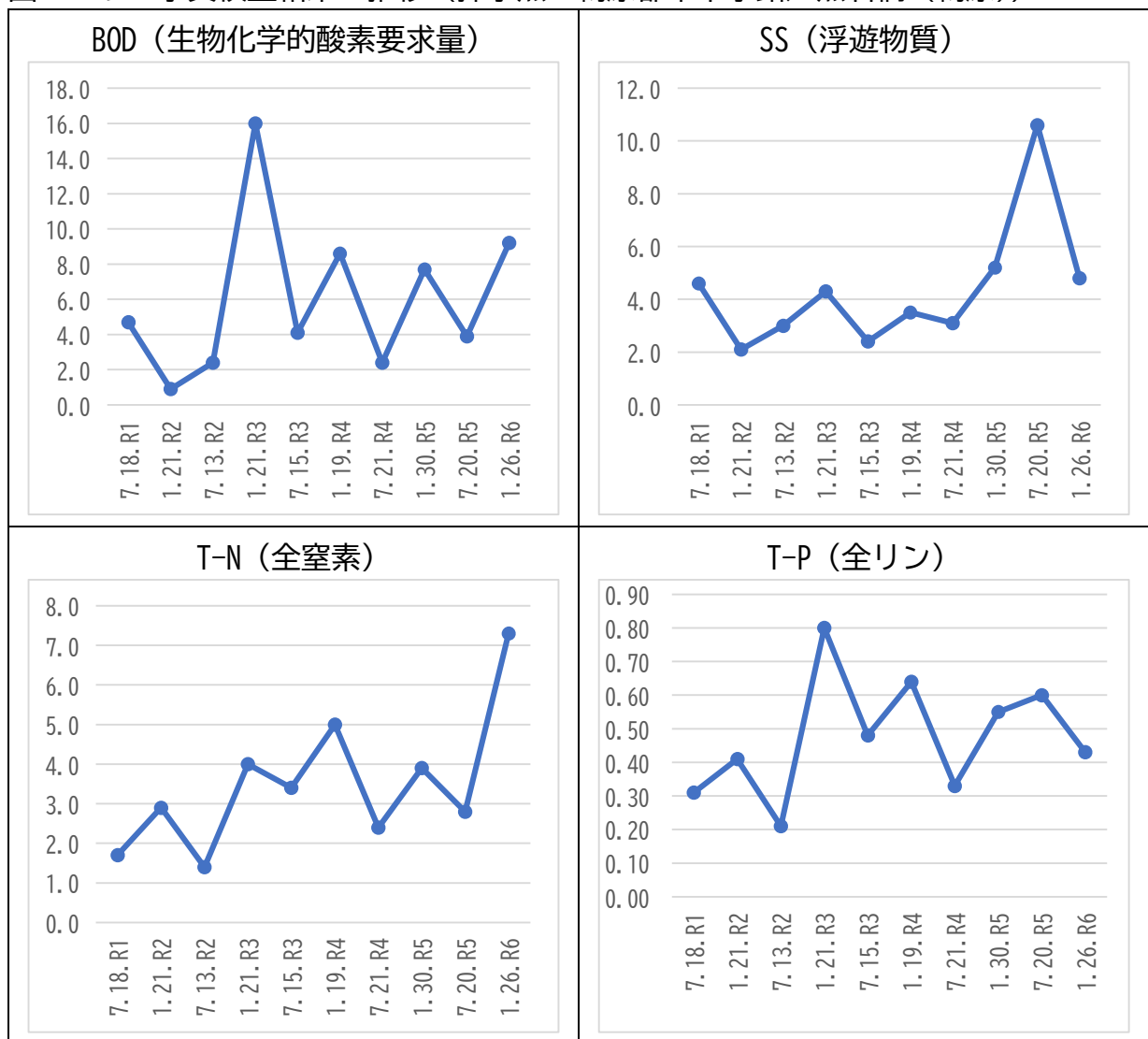


表4-10 水質検査結果の推移（採水点：夷隅川／仲川橋（名木））

採水年月日	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	DO (mg/L)	O-N (mg/L)	大腸菌
R1.7.18	20.5	7.6	0.8	11.0	0.6	0.04	8.8	0.6	640
R2.1.21	7.1	7.9	0.9	2.2	0.5	0.02	11.0	0.3	280
R2.7.13	19.8	7.7	1.2	6.1	0.6	0.02未満	9.0	0.4	240
R3.1.21	5.2	8.0	0.5	0.5未満	0.3	0.05	12.0	0.3	300
R3.7.15	22.8	7.9	1.9	1.2	0.7	0.03	8.5	0.3	1,000
R4.1.19	4.2	7.9	0.5未満	0.7	0.4	0.02	12.0	0.2	1,700
R4.7.21	22.1	7.8	1.3	4.7	0.7	0.04	9.3	0.6	600
R5.1.30	4.2	8.0	0.7	1.6	0.4	0.03	12.0	0.3	120
R5.7.20	23.0	8.0	0.7	6.0	1.2	0.11	8.0	0.9	80
R6.1.26	5.6	7.8	1.1	30.8	2.7	0.11	12.8	2.3	50
平均	13.5	7.9	1.0	7.1	0.8	0.05	10.3	0.6	501.0

図4-10 水質検査結果の推移（採水点：夷隅川／仲川橋（名木））

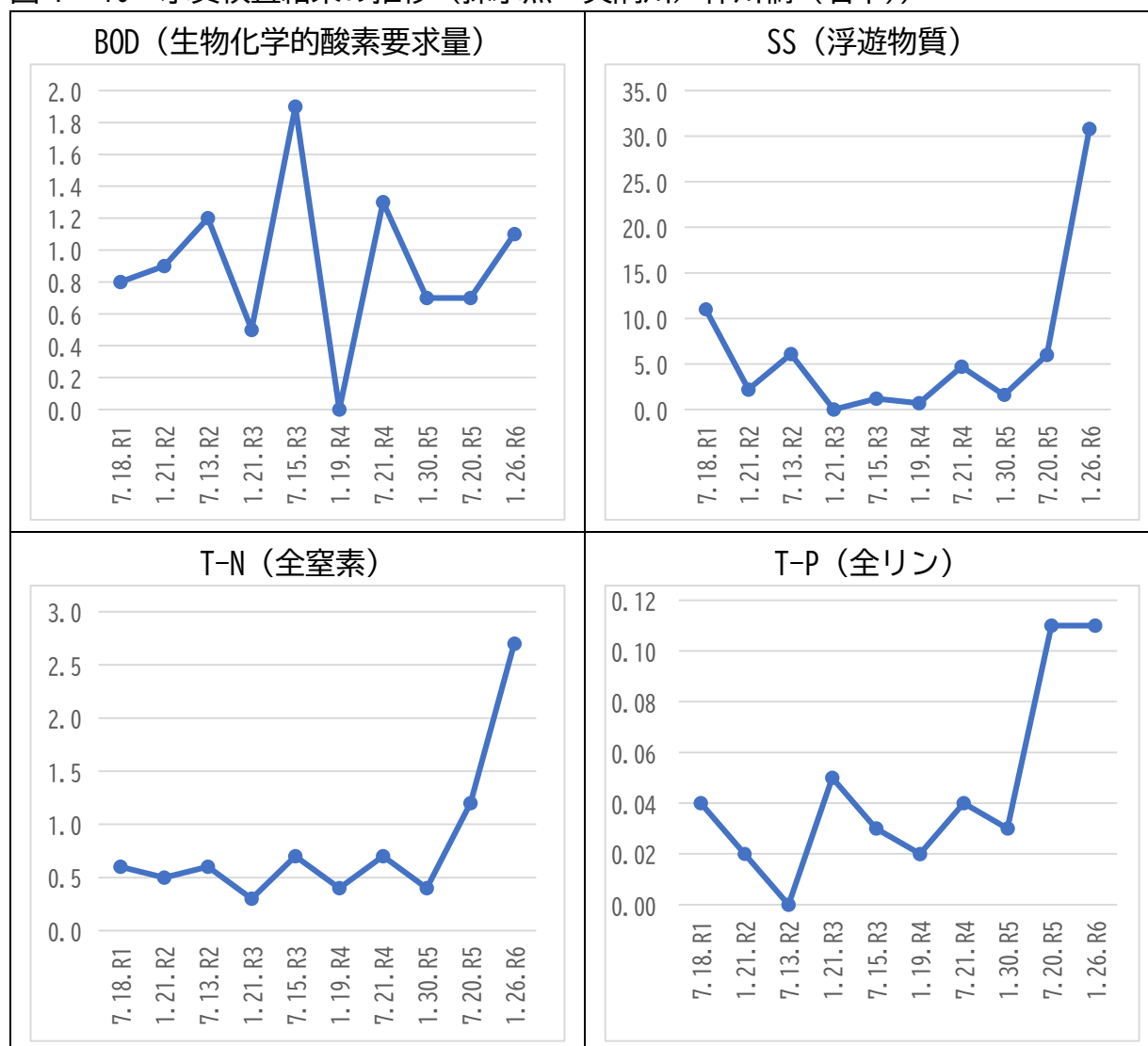


表4-11 水質検査結果の推移（採水点：夷隅川／小羽戸橋（小羽戸））

採水年月日	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	DO (mg/L)	O-N (mg/L)	大腸菌
R1.7.18	20.5	7.8	0.5	6.9	0.8	0.05	8.8	0.4	860
R2.1.21	6.3	7.9	0.9	1.5	0.6	0.04	11.0	0.5	960
R2.7.13	20.8	7.9	1.2	4.4	0.6	0.02	8.7	0.5	680
R3.1.21	4.0	8.2	1.3	1.0	1.1	0.15	12.0	0.6	1,400
R3.7.15	24.1	8.2	1.4	1.1	0.5	0.05	9.3	0.4	430
R4.1.19	3.3	8.1	1.1	0.5未満	0.4	0.03	13.0	0.2	180
R4.7.21	22.7	7.8	0.8	5.0	0.7	0.05	8.4	0.3	1,000
R5.1.30	2.8	8.2	0.8	1.0	0.5	0.04	13.0	0.2	210
R5.7.20	25.1	8.0	0.8	3.6	1.8	0.12	7.5	1.5	100
R6.1.26	4.5	7.9	1.4	1.4	0.7	0.09	12.7	0.3	100
平均	13.4	8.0	1.0	2.9	0.8	0.06	10.4	0.5	592.0

図4-11 水質検査結果の推移（採水点：夷隅川／小羽戸橋（小羽戸））

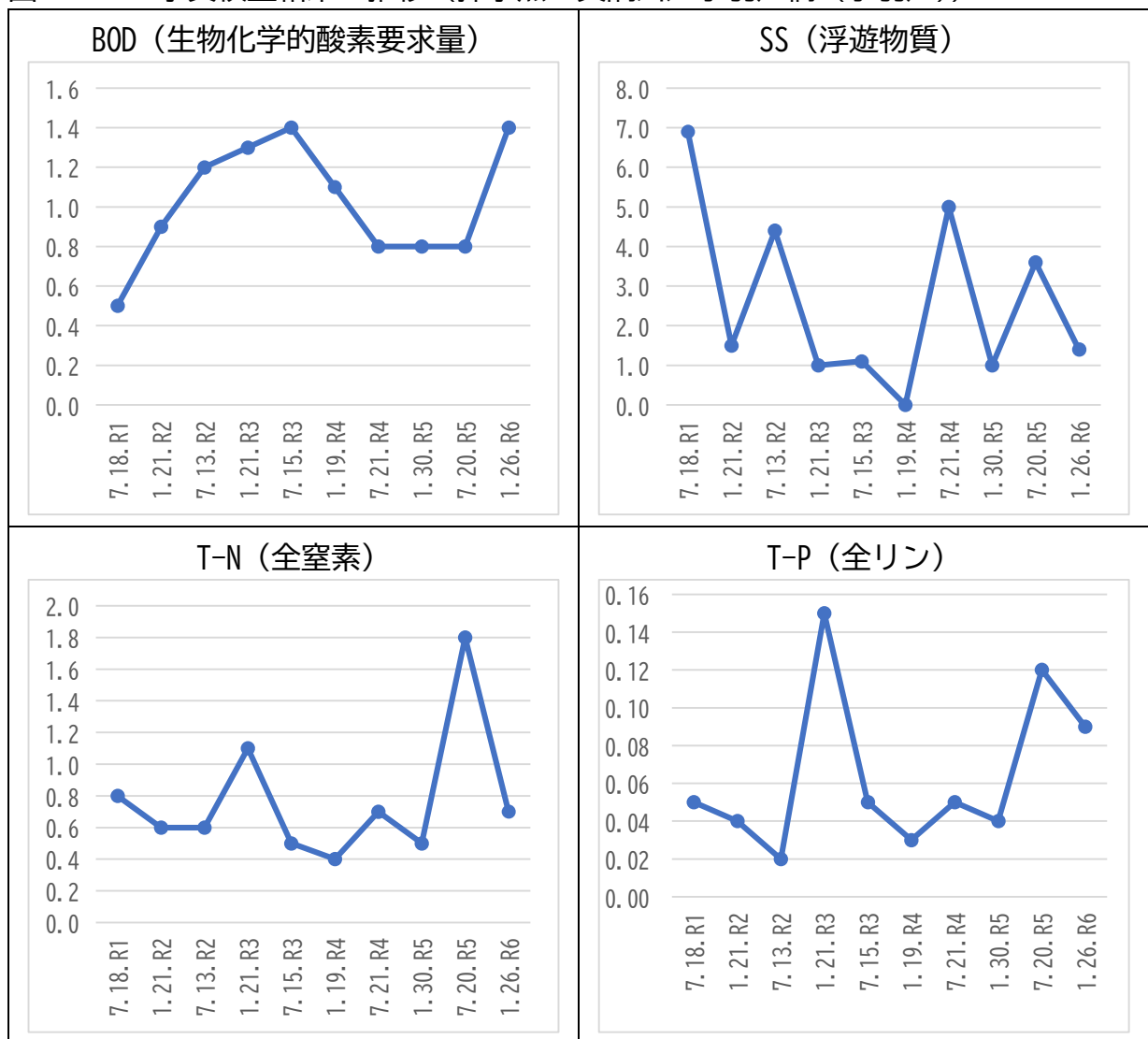


表4-12 水質検査結果の推移（採水点：夷隅川／折節橋（松野））

採水年月日	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	DO (mg/L)	O-N (mg/L)	大腸菌
R1.7.18	20.7	7.8	0.9	5.9	0.5	0.04	8.9	0.5	520
R2.1.21	5.1	7.8	1.1	1.5	0.6	0.04	11.0	0.4	320
R2.7.13	21.2	7.9	1.2	6.0	0.7	0.03	8.6	0.5	500
R3.1.21	4.2	8.3	1.0	0.9	0.9	0.15	12.0	0.4	320
R3.7.15	23.5	7.8	2.0	2.0	0.7	0.05	7.9	0.4	600
R4.1.19	3.6	8.0	1.0	0.5未満	0.4	0.03	12.0	0.3	140
R4.7.21	23.0	7.8	1.3	5.1	0.6	0.06	10.0	0.4	900
R5.1.30	2.6	8.1	1.0	1.5	0.4	0.04	12.0	0.3	70
R5.7.20	25.5	7.9	0.8	4.3	1.1	0.12	6.7	0.8	120
R6.1.26	4.8	7.8	1.3	1.2	0.8	0.09	12.5	0.3	110
平均	13.4	7.9	1.2	3.2	0.7	0.07	10.2	0.4	360.0

図4-12 水質検査結果の推移（採水点：夷隅川／折節橋（松野））

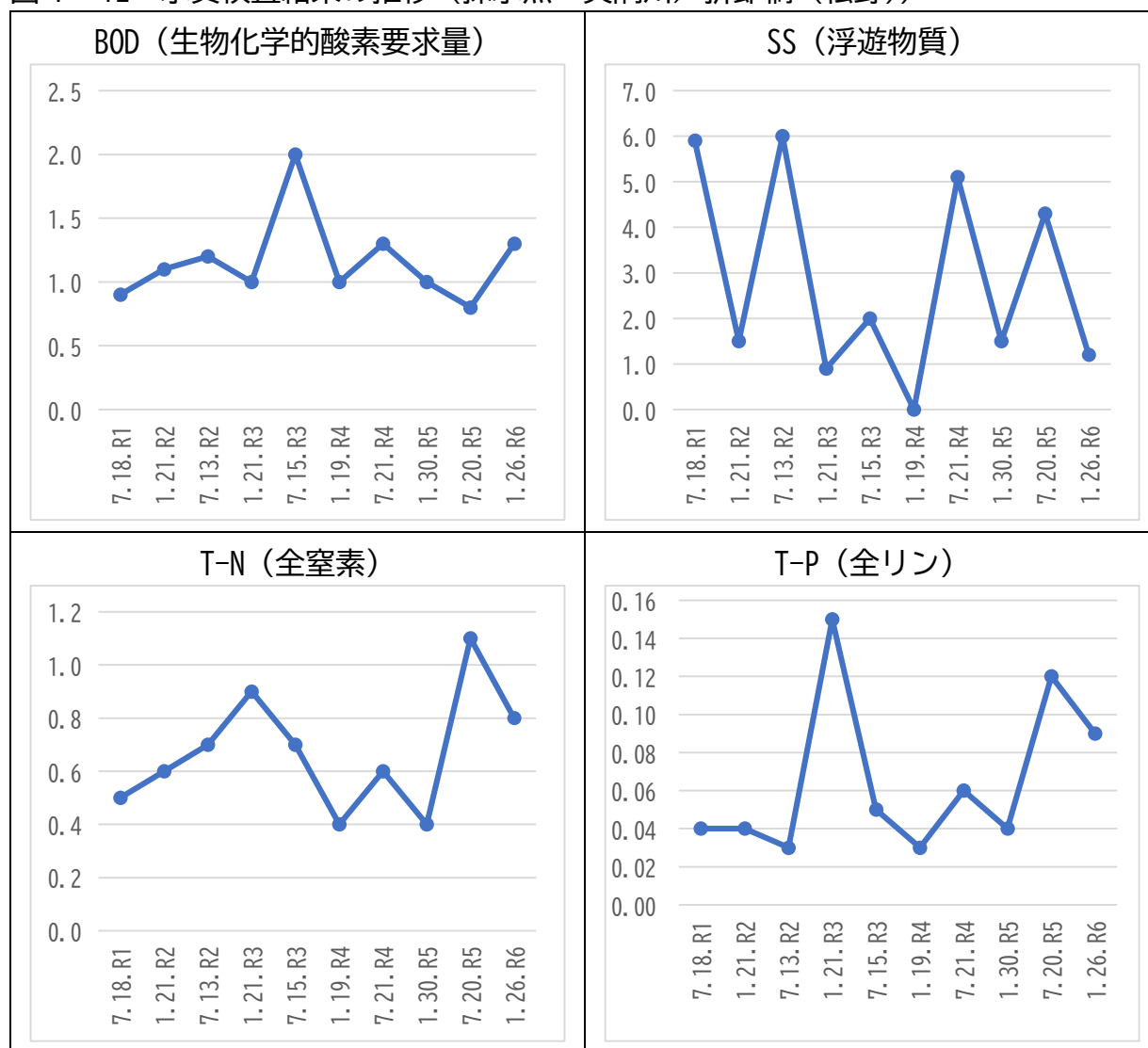
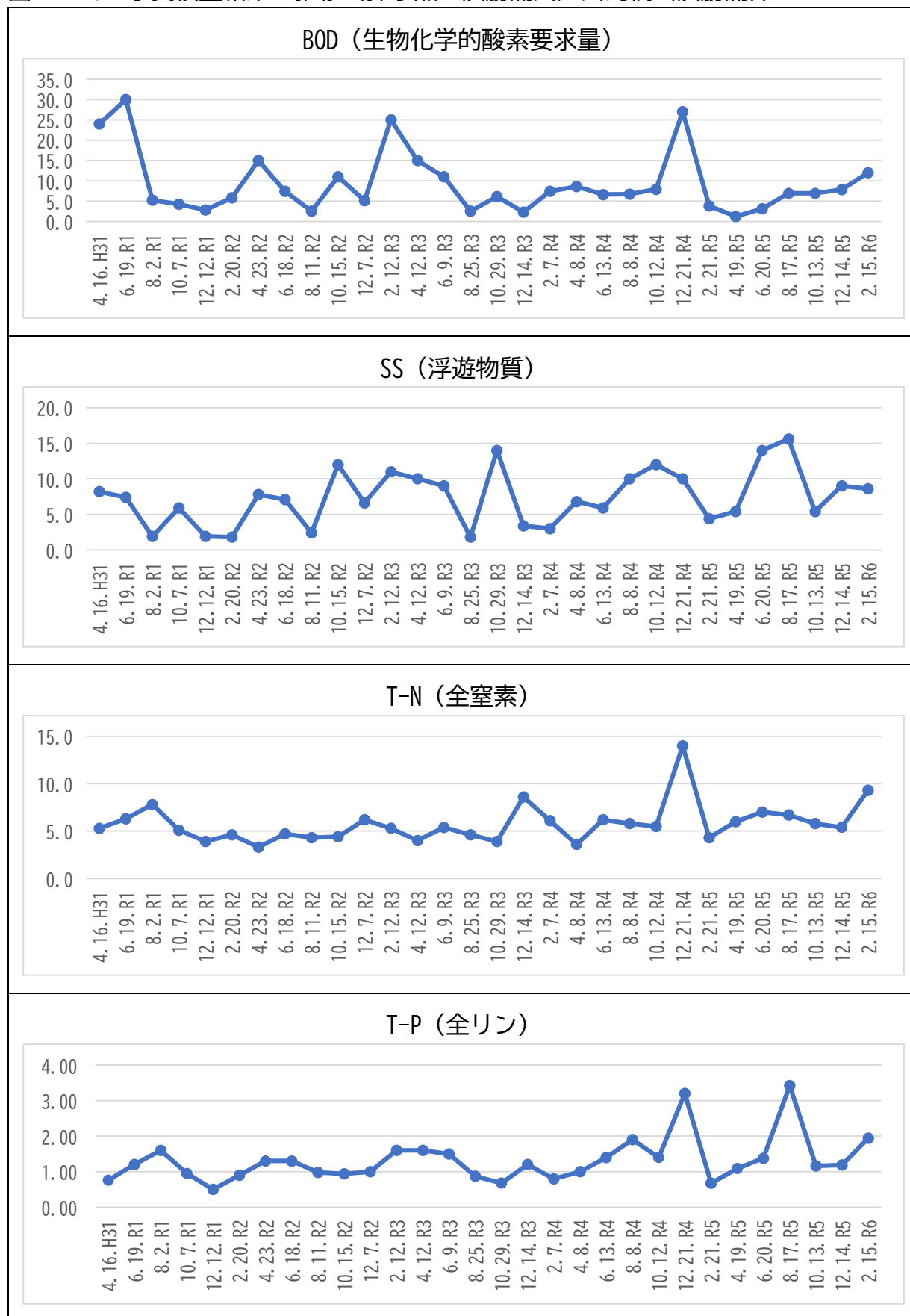


表4-13 水質検査結果の推移（採水点：浜勝浦川／川島橋（浜勝浦））

採水年月日	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	DO (mg/L)	O-N (mg/L)	大腸菌
H31.4.16	14.0	7.2	24.0	8.2	5.3	0.76	7.7	1.3	2,600
R1.6.19	22.5	7.1	30.0	7.4	6.3	1.20	5.3	1.8	20,000,000
R1.8.2	23.0	7.4	5.2	1.9	7.8	1.60	5.5	0.8	34,000
R1.10.7	21.8	7.3	4.2	5.9	5.1	0.95	4.2	1.0	22,000
R1.12.12	13.8	7.6	2.8	1.9	3.9	0.50	6.0	0.7	6,000
R2.2.20	11.8	7.3	5.8	1.8	4.6	0.90	5.8	1.0	3,800
R2.4.23	14.8	7.2	15.0	7.8	3.3	1.30	4.6	0.6	22,000
R2.6.18	21.6	7.3	7.4	7.1	4.7	1.30	2.1	1.0	74,000
R2.8.11	25.1	7.7	2.5	2.4	4.3	0.98	4.8	0.5	10,000
R2.10.15	19.8	7.3	11.0	12.0	4.4	0.94	5.0	3.0	320,000
R2.12.7	13.3	7.5	5.1	6.6	6.2	1.00	3.7	0.6	140,000
R3.2.12	11.3	7.2	25.0	11.0	5.3	1.60	2.9	1.9	12,000
R3.4.12	17.2	7.2	15.0	10.0	4.0	1.60	2.3	1.5	210,000
R3.6.9	25.8	7.4	11.0	9.0	5.4	1.50	4.4	1.7	250,000
R3.8.25	24.8	7.7	2.5	1.8	4.6	0.87	4.7	0.6	20,000
R3.10.29	17.8	7.5	6.1	14.0	3.9	0.68	6.1	1.1	19,000
R3.12.14	13.0	7.5	2.3	3.4	8.6	1.20	2.0	0.6	1,100
R4.2.7	7.8	7.6	7.4	3.0	6.1	0.80	6.1	0.8	250,000
R4.4.8	15.4	7.2	8.6	6.8	3.6	1.00	9.7	1.2	120,000
R4.6.13	20.2	7.5	6.6	5.9	6.2	1.40	7.0	1.2	28,000
R4.8.8	26.5	7.4	6.7	10.0	5.8	1.90	6.8	1.1	80,000
R4.10.12	21.5	7.3	7.9	12.0	5.5	1.40	3.3	1.5	150,000
R4.12.21	11.8	7.7	27.0	10.0	14.0	3.20	3.0	7.8	4,200
R5.2.21	9.8	7.6	3.8	4.4	4.3	0.68	5.7	0.7	9,000
R5.4.19	19.0	7.6	1.2	5.4	6.0	1.09	6.8	1.6	2,200
R5.6.20	22.4	7.7	3.1	14.0	7.0	1.38	6.3	3.7	800
R5.8.17	27.5	7.4	6.9	15.6	6.7	3.42	2.3	4.8	11,000
R5.10.13	19.2	7.6	6.9	5.4	5.8	1.16	5.3	3.6	9,200
R5.12.14	15.2	7.5	7.8	9.0	5.4	1.19	4.8	3.5	200
R6.2.15	15.8	7.6	12.0	8.6	9.3	1.94	5.9	5.2	160
平均	17.9	7.4	11.9	7.7	5.8	1.38	4.5	2.0	809,812.8

図4-13 水質検査結果の推移（採水点：浜勝浦川／川島橋（浜勝浦））



(2) 浜勝浦川浄化対策

市街地を流れる浜勝浦川には、確たる水源がなく、各家庭からの生活排水や水産加工場からの事業排水が流れ込み、水質や底質の悪化、また悪臭による苦情が多く寄せられています。

この河川の周辺では、日本の三大朝市のひとつに数えられる「勝浦の朝市」や「かつうら若潮まつり」などの各種イベントが開催され、観光客を迎え入れる玄関となっています。また、2013（平成25）年9月には「B-1グランプリ」も開催されました。

市では浜勝浦川の汚濁や悪臭といった問題に対して、地域の方と一緒に浄化対策を進めていくため、2003（平成15）年に「浜勝浦川浄化対策推進協議会」を立ち上げ、2004（平成16）年度からはEM活性液の直接投入による浄化対策（2013（平成25）年4月から休止、2017（平成29）年度中止判断）を実施するとともに、河川パトロールや清掃活動、様々な啓蒙活動を展開してきました。また2014（平成26）年度には浜勝浦橋付近の暗渠化工事も行いました。

EM活性液の直接投入を中止して以降、木酢液や竹炭パウダーなど、様々な浄化対策について情報収集しておりましたが、2019（平成31）年度から試験的に「バイオ資材」の直接投与による浄化対策について検証を行っています。

今後も住民の方々にご協力いただきながら、浜勝浦川の水質改善・浄化対策に取り組んでいきます。

①有用微生物（EM）による河川浄化（2004（平成16）年6月～2013（平成25）年3月）

EMとは自然界に存在する光合成細菌・乳酸菌・酵母菌を主とした微生物が混じり合った液体であり、水質汚濁の原因となる有機物などを分解するとされています。

2004（平成16）年6月から2013（平成25）年3月まで、年20回、市で培養したEM活性液を周辺地域に配布をするとともに、河川上流部（6箇所）への直接投入も実施しました。投入から2～3ヶ月で川底のヘドロの減少や悪臭の減少といった感覚的な効果は現れますが、この河川が潮の干満の影響が大きく現れる感潮域であり、海から海草類が流れ込み、河川内で腐敗することもあるため、水質など河川の状況は、一進一退を繰り返していました。

2013（平成25）年4月に事業を一旦休止、そのことによる河川への影響を分析・検証した結果、休止前後で水質に大きな変化が見られなかったことなどから、2017（平成29）年度に正式に中止の判断をしました。

②浜勝浦川暗渠化工事

2014（平成26）年度に浜勝浦橋付近の暗渠化工事を実施しました。暗渠化による水質変化や、河川周辺などに与える影響について注視してまいります。

【浜勝浦川暗渠化工事】



暗渠化工事の状況



工事後の浜勝浦橋付近

③清掃活動による河川浄化

市では、浜勝浦川の河川浄化対策の一環として、河川およびその周辺の清掃活動を行っています。2013（平成25）年9月には市職員と浜勝浦川周辺の住民で、河川近辺のゴミ拾いや壁面の掃除、オイル吸着マットによる水面の油の除去作業などを実施、また浚渫工事を行い、川底に堆積している汚泥等の除去や壁面クリーニングを実施しました。

・クリーンキャンペーン in 南房総

1999（平成11）年度から毎年実施（2020（令和2）年度～2023（令和5）年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止）している「クリーンキャンペーン」では、市職員による浜勝浦川の清掃を実施し、河川周辺の草刈りやゴミ拾い、川底の汚泥や壁面の汚れの除去、バイオ資材の投入等を行っています。

【クリーンキャンペーンでの浜勝浦川の清掃】



浜勝浦川の清掃



自転車の引き上げ

④バイオ資材を用いた浄化対策

有用微生物（EM）による浄化対策が中止となって以降、浜勝浦川の水質汚濁や悪臭等の問題に対する調査・研究をすすめていました。2019（平成31）年4月にバイオ資材による川の底質改善に着目し、使用実績のある自治体や漁業関係者への調査及びサンプルによる実験を経て、2019（令和元）年5月から浜勝浦川へのバイオ資材の実験的投与を開始しました。

投与したところ、夏季に集中する悪臭に関する苦情が減少し、年6回（偶数月）実施している水質検査でも生物化学的酸素要求量（BOD）の数値が改善傾向を示すなど、比較的良好な成果が表れています。今後も経過を注視していきたいと考えています。

しかし悪臭や水質の一部が改善傾向を示す中、河川へのゴミのポイ捨て等は後を絶たず、ゴミを回収しても翌日にはゴミが浮いている状態に戻ってしまいます。

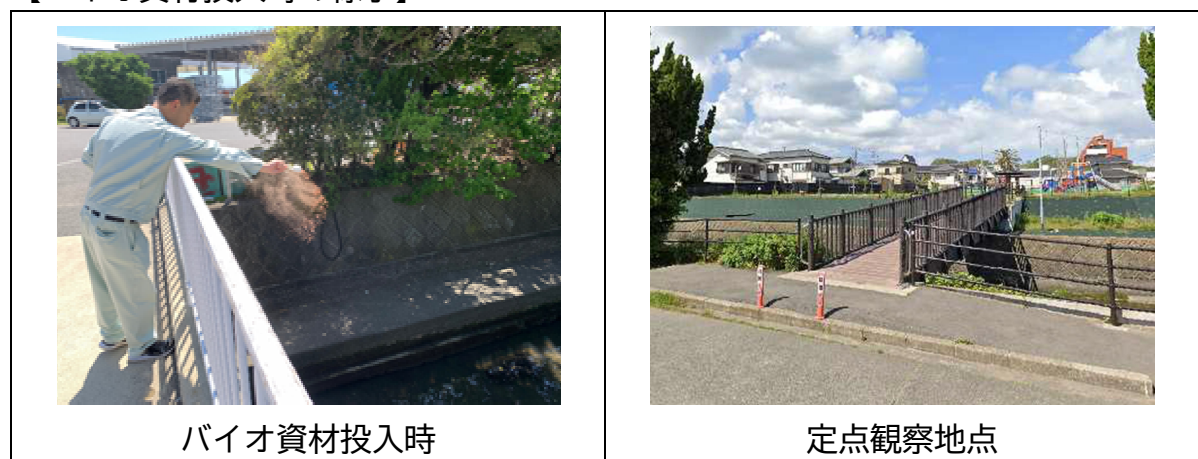
また浄化槽の清掃や保守点検不足による汚水や生活雑排水の流入もみられます。

浜勝浦川をきれいな川にするために、「ゴミのポイ捨て禁止」や家庭でできる排水対策など、市民の皆様にも引き続きご協力をお願いします。

表4－14 浜勝浦川へのアクアリフト投入実績

年度	投入回数	投入時期（投入回数）
2019(H31)	8回	5月(5回)、6月(2回)、2月(1回)
2020(R02)	3回	5月(2回)、8月(1回)
2021(R03)	4回	5月(2回)、7月(2回)
2022(R04)	4回	6月(2回)、8月(2回)
2023(R05)	2回	6月(1回)、8月(1回)

【バイオ資材投入時の様子】



⑤粗大ゴミの引き揚げ作業

浜勝浦川の汚濁や悪臭の一因に、予てから浜勝浦川へのゴミの投棄があり、家庭ごみやペットボトルといったポイ捨てゴミや粗大ゴミの不法投棄が問題となっていました。たびたび市職員や住民によるゴミ拾いを実施してきましたが、大型の粗大ゴミについては人力での回収作業が難しいため、2019（令和元）年7月に業者によるクレーン車での引き上げ作業を実施しました。引き上げられたゴミは、バイク部品や魚網等の大型廃棄物でした。

【浜勝浦川の粗大ごみの引き揚げ作業】



⑥廃食用油回収（リサイクル）事業

河川浄化対策の一環として、2014（平成26）年12月から市内4ヵ所において、廃食用油の回収（リサイクル）事業を開始しました。2019（平成31）年1月と2022（令和4）年8月には回収場所を1ヵ所ずつ増設した一方、2022（令和4）年7月には1ヵ所を閉鎖し、2023（令和5）年度末時点では市内5ヵ所で回収を行っています。

廃食用油の回収は、油の垂れ流しによる汚染から海や河川を守ります。また、回収された廃食用油は、燃料精製プラントでディーゼル自動車や重油ボイラーなどの燃料に精製されます。

表4-15 廃食用油回収実績

(単位：L)

回収 年度	回収 場所	スーパー ハヤシ	バイシア 勝浦店	御門	JAIすみ 勝浦支所	JAIすみ 勝浦地区 購買店舗	ファミー レストラン こだま	合計
2019(H31)		800		440	520	420	100	2,280
2020(R02)		780		380	200	300	220	1,880
2021(R03)		820		260	240	300	200	1,820
2022(R04)		380	300	320	300	320	220	1,840
2023(R05)			960	320	380	420	280	2,360

※2019（平成31）年1月に増設した「ファミリーレストランこだま」の回収実績は、2019（平成31）年4月以降、2022（令和4）年8月に増設した「バイシア」の回収実績は、2022（令和4）年8月以降です。また2022（令和4）年に閉鎖した「スーパーハヤシ」の回収実績は、2022（令和4年）7月以前です。

表4-16 家庭でできる排水対策

場所	排水対策
台所	1. 食事や飲み物は必要な分だけ作り、飲み物は飲みきれ的分だけ注ぎましょう。 2. 食器やナベを洗う前に、油污れなどは拭き取りましょう。 3. 水切りネットと三角コーナーを利用し、野菜くずなどを流さないようにしましょう。 4. 残った油は継ぎ足して使ったり、炒め物に使うなど、上手に活用しましょう。また捨てる際は吸収剤や新聞紙に吸わせて、流しには流さないようにしましょう。 5. 廃食用油のリサイクルを利用しましょう！ 6. 食器を洗うときは洗い桶などを利用し、洗剤は適量を水で薄めて使いましょう。
お風呂場	1. 排水口に目の細かいネットを利用し、髪の毛などを排水口に流さないようにしましょう。 2. シャンプー・リンスは適量をまもりましょう。 3. お風呂の残り湯は洗濯に利用しましょう。
洗濯	1. 洗剤は計量スプーンを利用し、適量を使用しましょう。 2. くず取りネットを利用し、細かいゴミを流さないようにしましょう。
トイレ	1. こまめに清掃をして、洗剤を使う回数を減らしましょう。

(3) 地下水の水質検査

地下水汚染は、地下に浸透した有害物質により引き起こされます。地下の環境は、大気や表流水の環境とは異なり汚染物質が蓄積しやすく、目に見えないところで汚染物質が蓄積・拡散するため、発見が困難となります。また、発見された場合でも、汚染原因の究明、汚染物質の除去対策などが非常に困難ですので、未然の防止が重要となります。

例年、千葉県では水質汚濁防止法第16条の規定に基づく地下水の水質検査を実施しており、2023（令和5）年度は定点観測地点（勝浦市清掃センター）および移動観測地点2箇所（計3箇所）で実施されました。

また市では定点観測地点2箇所（串浜五廻橋、串浜新田）において、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの揮発性有機塩素化合物による地下水の汚染状況について水質検査を実施しています。

これらの物質の多くは、水よりも比重が重く、粘性が低く、難分解性であるため、地層粒子の間に浸透し土壌・地下水を汚染します。1970年代初頭から、火災・爆発などの危険性の少ない高性能な溶剤として、機械部品や半導体の洗浄に、また、身近なところではドライクリーニングなどに多く利用されていましたが、吸入により頭痛やめまいを引き起こすほか、近年では、発ガン性などの危険性が指摘されています。当時は安全な物質であると考えられていたため、規制する法律などもなく土壌に大量に廃棄されており、近年、再開発などによる汚染事例が数多く判明し社会問題となっています。

なお、本市においては、いずれの観測地点においても地下水の水質汚濁に係る環境基準を上回る項目は検出されていません。

(4) 合併処理浄化槽設置補助

「川や側溝から悪臭がする」といった内容の苦情が寄せられることがあります。

このような苦情の原因は、各家庭から排出される生活雑排水等に起因するものが大半であると考えられます。

水質汚濁を防止するために有効な手段としては、下水道の整備があげられますが、本市の場合は、地形的要件などの様々な問題から下水道は整備されていません。

このため、市では、単独処理浄化槽または汲取り式便所から、生活雑排水を総合的に処理することのできる合併処理浄化槽に転換する場合、設置費用等の一部を補助し、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

①合併処理浄化槽の特徴

（ア）下水処理場の処理水並み（BOD除去率90%以上、放流水BOD20mg/L以下）に排水を浄化します。

（イ）人口密度の比較的低い地域では公共下水道と比べて設置費が安く、地元負担も軽くなります。

（ウ）工期が約1週間程度と短期間で設置ができるので、投資効果がすぐ現れます。

（エ）コンパクトな施設のため、駐車場1台分くらいの面積があれば設置できます。

②今後の課題

2001（平成13）年4月1日の浄化槽法の改正に伴い、単独処理浄化槽の設置は原則禁止となり、新築時には合併処理浄化槽の設置が義務づけられました。既設の単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽へ切り替えるよう努めなければならなくなりました。

単独処理浄化槽は、し尿のみの処理しか出来ず、その他の生活雑排水については未処理のまま放流されるので、公共用水域に及ぼす影響を考慮すると、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への速やかな切り替えが課題となります。

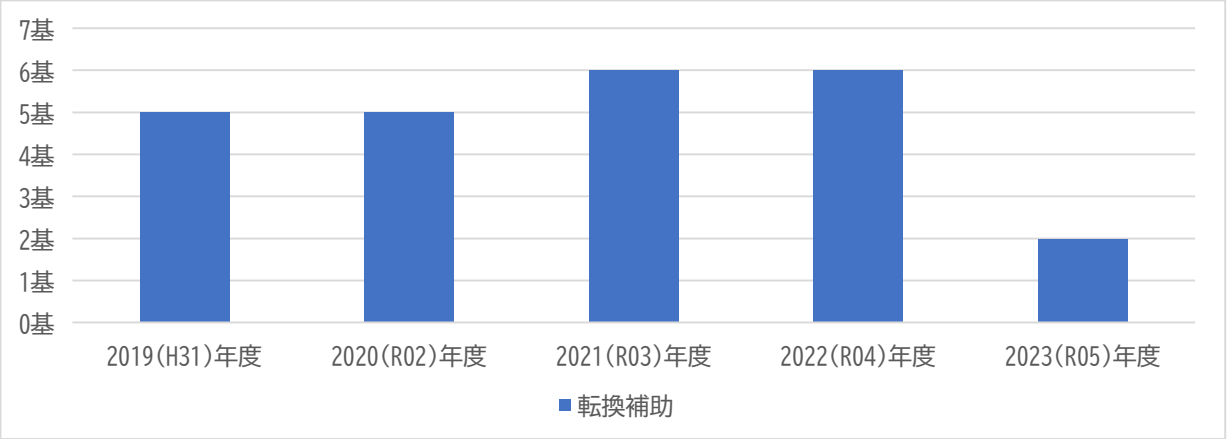
このため、市では合併処理浄化槽の普及を目的に、2003（平成15）年度から既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置換えを対象に、2008（平成20）年度から既設の汲取り便所から合併処理浄化槽への設置換えを対象に、補助金を交付しています（通常設置補助は2008（平成20）年度をもって廃止）。また、2018（平成30）年度から宅内配管工事費分について10万円を上乗せし、2020（令和2）年度にはさらに10万円を増額し20万円としました。

今後も、公共用水域の水質汚濁を防止するため、市の広報誌などを通じて合併処理浄化槽の普及促進に積極的に取り組みます。

表4－17 合併処理浄化槽設置補助金（2024（令和6）年4月1日現在）（単位：円）

人槽区分	補助限度額 (合計)	内訳			
		設置補助限度額	撤去等に係る 補助限度額	宅内配管工事費 補助限度額	
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置換え補助					
5人槽	712,000	332,000	180,000	200,000	
7人槽	794,000	414,000	180,000	200,000	
10人槽	928,000	548,000	180,000	200,000	
汲取り便槽から合併処理浄化槽への設置換え補助					
5人槽	632,000	332,000	100,000	200,000	
7人槽	714,000	414,000	100,000	200,000	
10人槽	848,000	548,000	100,000	200,000	

図4－14 補助対象合併処理浄化槽設置基数



第5章 騒音・振動

1 騒音・振動の現状

今日、私たちは、経済の発展に伴い豊かな生活を享受できるようになりましたが、その反面、都市への人口・産業の集中による生活環境の悪化が問題となるようになりました。典型7公害のなかでも、騒音・振動は、日常生活に密着した公害です。

騒音は、一般的に「好ましくない音」、「ない方がいい音」とされており、その種類としては、「大きい音」は当然のことながら「音色の不愉快な音」や「生理的障害を引き起こす音」なども騒音と言え、一概に音の大小のみで判断することが難しく、聞く人の主観的な要素に強く影響される公害といえます。その発生場所は、建設作業現場、各種交通機関、また、近年ではクーラーや冷蔵庫、洗濯機の運転音などの生活騒音など多種多様です。

振動は、工場・事業場、建設作業現場、道路交通などから発生する振動などがあり、その影響は、人の心理的、生理的な悪影響はもちろん、家屋等に対する物理的被害を発生させる恐れがあります。

近年の苦情の傾向としては、工場・事業場などから発生する騒音以外の、生活騒音などによる苦情が増える傾向にあります。このような騒音は、法律や条例の規制対象とならないことが多く、感覚的・心理的なものに大きく左右されるため、その感じ方に個人差が大きいことが特徴としてあげられます。また、このような生活騒音に対する苦情については行政からの指導よりも、お互いの話し合い、歩み寄りなどにより解消される場合があります。

2 騒音・振動防止の対策

(1) 工場・事業場騒音

工場・事業場の生産活動により発生する騒音・振動については騒音規制法、振動規制法及び勝浦市環境保全条例により規制されることとなります。

騒音規制法及び振動規制法では、市長が規制地域を指定することとされています。指定地域とは、生活環境の保全の観点から、住居が集合している地域など、騒音・振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域のことで、都市計画法に基づく用途地域がこれに該当します。指定地域内では、騒音規制法及び振動規制法により、また指定地域以外については、勝浦市環境保全条例により規制されています。

これらの法律・条例には、それぞれ規制基準が定められており、市では、住民の生活環境の保全のため、これらの基準値を超えないように指導しています。

また、法律・条例に規定される特定施設を設置しようとする工場・事業場においては、それぞれ届出を義務づけており、規制基準を超える騒音・振動が発生した際には改善勧告及び改善命令を出し、規制基準を遵守するよう指導しています。

(2) 建設作業騒音・振動

建設作業騒音・振動とは、建設作業及び道路工事などに使用されるくい打機、さく岩機、空気圧縮機、ブルドーザーなどの重機により発生する騒音・振動をいいます。また、これらの著しい騒音・振動を伴う作業を「特定建設作業」といい、作業開始7日前までに届出を義務づけ、規制基準を遵守するよう指導しています。

(3) 飲食店営業等における音響機器使用時間の制限

近年では、都市化に伴い飲食店等の深夜営業による、カラオケ、大声などの騒音に対する苦情も増加する傾向にあります。市では、騒音の発生により周辺環境が著しく損なわれていると認めるときは、騒音の発生者に対し騒音の防止について必要な措置を講ずるよう指導しています。また、拡声器の使用についても、規制基準、使用方法及び使用時間等について規則で定め、遵守するよう指導しています。

表5－1 騒音の規制基準（勝浦市環境保全条例施行規則 別表第4）

時間の区分 区域の区分	昼間 8:00～19:00	朝夕 6:00～8:00 19:00～22:00	夜間 22:00～6:00
第1種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

表5－2 振動の規制基準（勝浦市環境保全条例施行規則 別表第4）

時間の区分 区域の区分	昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～8:00
第1種低層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル

表5－3 騒音レベルとその事例

騒音レベル	事例
120デシベル	航空機のエンジンの近く
110デシベル	自動車の警笛（前方2m）
100デシベル	電車が通るときのガードの下
90デシベル	大声による独唱、騒がしい工場の中
80デシベル	地下鉄の車内、掃除機の音、どなり声
70デシベル	電話のベル、騒々しい事務所の中
60デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50デシベル	静かな事務所
40デシベル	市内の深夜、図書館
30デシベル	郊外の深夜、ささやき声
20デシベル	木の葉のふれあう音

表5－4 特定施設届出状況（2024（令和6）年4月1日現在）
（騒音）

特定施設の種類	工場及び事業場数（延べ数）	施設数
金属加工機械	4	15
圧縮機	32	166
送風機	18	64
粉砕機	2	4
木材加工機械	8	17
合成樹脂用射出成形機	3	9
重油バーナー	2	4
集じん装置	4	17
冷凍機	3	9
原動機	3	3
クーリングタワー	2	7
その他	8	16
合計	89	331

（振動）

特定施設の種類	工場及び事業場数（延べ数）	施設数
金属加工機械	1	1
圧縮機・送風機	29	169
粉砕機	1	2
冷凍機	2	7
その他	3	5
合計	36	184

(4) 自動車騒音常時監視

自動車騒音の常時監視は、騒音に係る環境基準に基づいて、騒音測定及び環境基準達成状況の評価等を行うものです。市では2012（平成24）年度から、主要幹線道路に面する地域のうち、住居等が存在する区域において、自動車騒音の影響が概ね一定と見なせる範囲を調査区域として実施しています。

調査は2024（令和6）年2月19日から20日に下記3路線で実施し、測定の結果、調査区域全てで昼夜ともに環境基準値以下でした。

表5－5 2023（令和5）年度調査対象路線

No.	路線名	起点	終点	区間延長	車線数	道路構造
1	一般国道128号線	勝浦市鵜原	勝浦市串浜	3.4km	2	平面
2	一般国道128号線	勝浦市部原	勝浦市部原	1.6km	2	平面
3	天津小湊夷隅線	勝浦市佐野	勝浦市市野郷	3.6km	2	平面

表5－6 道路近傍騒音測定結果

No.	路線名	等価騒音レベル			
		昼間		夜間	
		測定結果	環境基準値	測定結果	環境基準値
1	一般国道128号線	69デシベル	70デシベル	60デシベル	65デシベル
2	一般国道128号線	67デシベル	70デシベル	63デシベル	65デシベル
3	天津小湊夷隅線	64デシベル	70デシベル	57デシベル	65デシベル

表5－7 今後の調査予定

一連番号	路線名	道路種別	車線数	路線延長	評価区間の総延長（全体）	ローテーション年数	2023（R05）年度	2024（R06）年度	2025（R07）年度	2026（R08）年度	2027（R09）年度	2028（R10）年度
				(km)	(km)	年	(km)	(km)	(km)	(km)	(km)	(km)
1	一般国道128号線（17060）	3	2	6.9	6.9	5					6.9	
2	一般国道128号線（17070）	3	2	3.4	3.4	5	3.4					3.4
3	一般国道128号線（17080）	3	2	3.4	3.4	5				3.4		
4	一般国道128号線（17090）	3	2	1.6	1.6	5	1.6					1.6
5	一般国道128号線（17160）	3	2	5.2	5.2	5			5.2			
6	一般国道297号線（20010）	3	2	1.0	1.0	5		1.0				
7	一般国道297号線（20020）	3	2	10.6	10.6	5		10.6				
8	一般国道297号線（20030）	3	2	1.5	1.5	5			1.5			
9	一般国道297号線（20090）	3	2	0.9	0.9	5		0.9				
10	千葉県道82号天津小湊夷隅線（42540）	4	2	3.6	3.6	5	3.6					3.6
11	千葉県道177号勝浦上野大多喜線（61310）	4	2	6.6	6.6	5				6.6		
12	千葉県道234号上総興津停車場線（61970）	4	2	0.1	0.1	5					0.1	
計				44.8	44.8		8.6	12.5	6.7	10.0	7.0	8.6

※2023（令和5）年度は実施結果、2024（令和6）年度以降は計画。

第6章 悪臭

1 悪臭の現状

悪臭は、人の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える代表的な感覚公害です。その感じ方は、天候、気温など様々な諸条件、あるいは感じる人の気分、体調などによって大きく左右される個人差のある公害です。近年、都市化に伴う住居の事業場への接近により、複雑多様化しています。

2 悪臭防止の対策

悪臭の原因となる物質は、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素など様々な物質があげられ、物質ごとに基準値が設定されています。工場・事業場などから発生する悪臭を防止するため、悪臭防止法が1972（昭和47）年に施行され、現在、22種類が特定悪臭物質として指定されています。

本市は、悪臭防止法の規制地域に指定されています。この規制地域は、騒音規制法及び振動規制法と同様に、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域を悪臭物質の排出を規制する地域として知事が指定することとされており、都市計画法に基づく用途地域がこれに該当します。これにより本市では用途地域内においては悪臭防止法により、また、その他の地域では勝浦市環境保全条例により規制されています。悪臭の規制基準は、勝浦市環境保全条例の中で「悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周囲の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。」と規定されています。

本市における苦情の大半は、廃棄物の野外焼却における煙の臭いや、水産加工業者や畜産業者から発生する悪臭などですが、近年では住宅地における犬猫などの多頭飼育や放し飼いによる糞尿被害や、浄化槽の故障・整備不良による悪臭についてのトラブルも増加傾向にあります。

市では、夷隅地域振興事務所などの関係機関と連携して、これらの悪臭発生者に対し悪臭の防止について適切に指導しています。

表6-1 悪臭物質の規制基準（悪臭防止法施行規則 別表第1）（単位：ppm）

規制物質	臭気の種類	規制基準	主な発生源
アンモニア	し尿のような臭い	1～5	畜産事業場、化製場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのような臭い	0.002～0.01	パルプ製造工場、化製場等
硫化水素	腐った卵のような臭い	0.02～0.2	畜産事業場、パルプ製造工場等
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.01～0.2	パルプ製造工場、化製場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.009～0.1	パルプ製造工場、化製場等
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.005～0.07	畜産事業場、化製場等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさい臭い	0.05～0.5	化学工場、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.05～0.5	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.009～0.08	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.02～0.2	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルペンチルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.009～0.05	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソペンチルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.003～0.01	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	0.9～20	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い	3～20	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのような臭い	1～6	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのような臭い	10～60	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガスのような臭い	0.4～2	化学工場、FRP製品製造工場等
キシレン	ガソリンのような臭い	1～5	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い	0.03～0.2	染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさい臭い	0.001～0.006	畜産事業場、化製場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.0009～0.004	畜産事業場、化製場等
イソ吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.001～0.01	畜産事業場、化製場等

表6-2 特定施設届出状況（2024（令和6）年4月1日現在）
（悪臭）

特定施設の種類の種類	工場及び事業場数(延べ数)	施設数
繊維工業	2	2
廃棄物の処分の用に供する施設	1	1
その他の製造等の用に供する施設	1	3
その他	29	30
合計	33	36

第7章 地盤沈下

1 地盤沈下の現状

地盤沈下は、主に地下水の過剰採取、天然ガスかん水の採取、埋立地層や沖積層の圧密などが原因となって引き起こされます。被害の特徴としては、大地が徐々に沈下していくことによる浸水被害、不等沈下による建造物、ライフライン施設への被害など、様々な影響を与えます。また、被害が大きくなるまで公害として認識されにくいことや、一度発生すると回復が不可能に近いことなどの特徴を有しています。

県内では、過去に一部の地域で人口の増加及び産業の発達に伴う地下水及び天然ガスかん水の過剰採取により、1年間で約20cm以上の地盤沈下を記録するなどの被害がありました。その後、法律や条例による地下水採取規制、天然ガスかん水の採取制限などにより、現在では沈静化の傾向を示しています。

2 地盤沈下の対策

(1) 地下水採取規制

地下水の採取を規制する法律としては、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律があります。また、県では千葉県環境保全条例、千葉市においては千葉市環境保全条例が適用されます。

これらの法律及び条例では、それぞれ規制する指定地域を定めて、工業用、建築物用、水道用、農業用などの地下水の採取を許可制としています。

本市においては、これらの法律、条例の適用は受けませんが、ある一定規模以上の揚水施設を設置しようとする場合は、勝浦市環境保全条例に基づき届出をするよう規定しています。

(2) 地盤沈下防止協定

天然ガスかん水採取については、天然ガス採取業者と千葉県との間で地盤沈下防止協定を締結し天然ガスかん水の地上排出量の削減等が行われています。

(3) 千葉県精密水準測量の実施

県では、1960（昭和35）年から毎年、県内の地盤沈下の状況を把握するため、地盤変動量調査が実施されています。2023（令和5）年の地盤変動状況は2024（令和6）年1月1日を基準日とし、東葛地域、葛南地域、千葉・市原地域、君津地域、北総地域及び九十九里地域の47市町村（3,208.5km²）、1,071地点の測量が実施されました。

2023（令和5）年1月1日と2024（令和6）年1月1日の標高値の差から1年間の地盤変動状況を確認するもので、本市においては市内22地点で測量が実施されました。その結果、下記のとおり10地点において地盤地下が確認され、最大地盤沈下量は3.2mmでした。

表7-1 千葉県水準測量結果（基準日：2024（令和6）年1月1日）

所在地			標高（m）		変動量 （mm）
区名	番地	目標	2023(R05)年1月	2024(R06)年1月	
守谷	816-2	守谷児童遊園	3.4364	3.4362	-0.2
鵜原	1684-3地先	勝浦鵜原郵便局前道路付近	10.1695	10.1698	+0.3
串浜	737	（個人宅）	8.9768	8.9781	+1.3
勝浦	61地先	おしゃれの店フクモト	9.0864	9.0876	+1.2
新官	179-1地先	妙海寺駐車場付近	5.5234	5.5252	+1.8
部原	1921	滝口神社	6.8866	6.8880	+1.4
佐野	54	（個人宅）	48.8928	48.8897	-3.1
佐野	156	勝浦市佐野浄水場	48.6424	48.6395	-2.9
佐野	345	（個人宅）	70.4113	70.4081	-3.2
杉戸	916-4	（個人宅）	80.3225	80.3204	-2.1
松野	456	（個人宅）	62.0644	62.0629	-1.5
上植野	490-4	（個人宅）	100.7322	100.7344	+2.2
植野	500	（個人宅）	92.0444	92.0460	+1.6
中島	242	（個人宅）	88.0702	88.0730	+2.8
貝掛	356-1	山神社	85.1948	85.1954	+0.6
小羽戸	58-2	旧北中学校	96.9002	96.8988	-1.4
小羽戸	340地先	（個人宅）付近	81.6747	81.6754	+0.7
大楠	2082	（個人宅）付近	76.5992	76.5987	-0.5
小松野	149-5	小松野集会所	72.9448	72.9445	-0.3
上野	72	山林	61.3848	61.3854	+0.6
興津	2461	興津港南側船溜場付近 （※不動点）	2.3587	2.3587	+0.0
興津	2465	新勝浦市漁業協同組合 興津支所付近	3.3595	3.3590	-0.5

第8章 土砂の埋立て

1 土砂の埋立て等の現状

建設工事などで発生した土砂等の不適正な処理により、土砂の流出や崩落による土砂災害の発生や自然生態系への影響、建設発生土からの有害物質の流出による土壌汚染や地下水汚染などの問題が引き起こされることが懸念されます。

2021（令和3）年7月、静岡県熱海市で大雨に伴う盛土崩落による大規模な土石流災害（以下「熱海市土石流災害」という。）によって、多数の死者・行方不明者や家屋被害など、甚大な人的・物的被害が発生したのは記憶に新しいところです。

2 土砂の埋立て等の規制

様々な問題に対応するため、1980（昭和55）年に千葉縣市川市が全国で初めて土砂等の埋立て等に対する条例を制定し、その後徐々に条例制定の動きが広がるなか、1997（平成9）年には千葉県が都道府県では最初となる「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定しました。また2019（平成31）年には、この条例とは別に、再生土の埋立て等の適正化を図るため「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」を施行しました。

また、国は甚大な被害が発生した熱海市土石流災害を受け、盛土等による災害を防止するため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的な改正を行い、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）」を制定し、2023（令和5）年5月26日に施行しました。

勝浦市では1997（平成9）年「勝浦市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を経て、2011（平成23）年9月1日に千葉県条例の適用除外を受け、現行条例である「勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行しました。不適正な土砂等の埋立て等については、市民からの通報や職員によるパトロールなどによる監視を強化しています。

(1) 規制の対象

面積が 500m² 以上のすべての埋立て等が規制の対象となります。

(2) 事前協議

面積が 3,000m² 以上の埋立て等の場合、許可申請前に市と事前協議が必要となります。

(3) 土地所有者などの同意

埋立て等を行う区域の土地の所有者及びその土地に係る権利者に対し説明し、同意を得る必要があります。

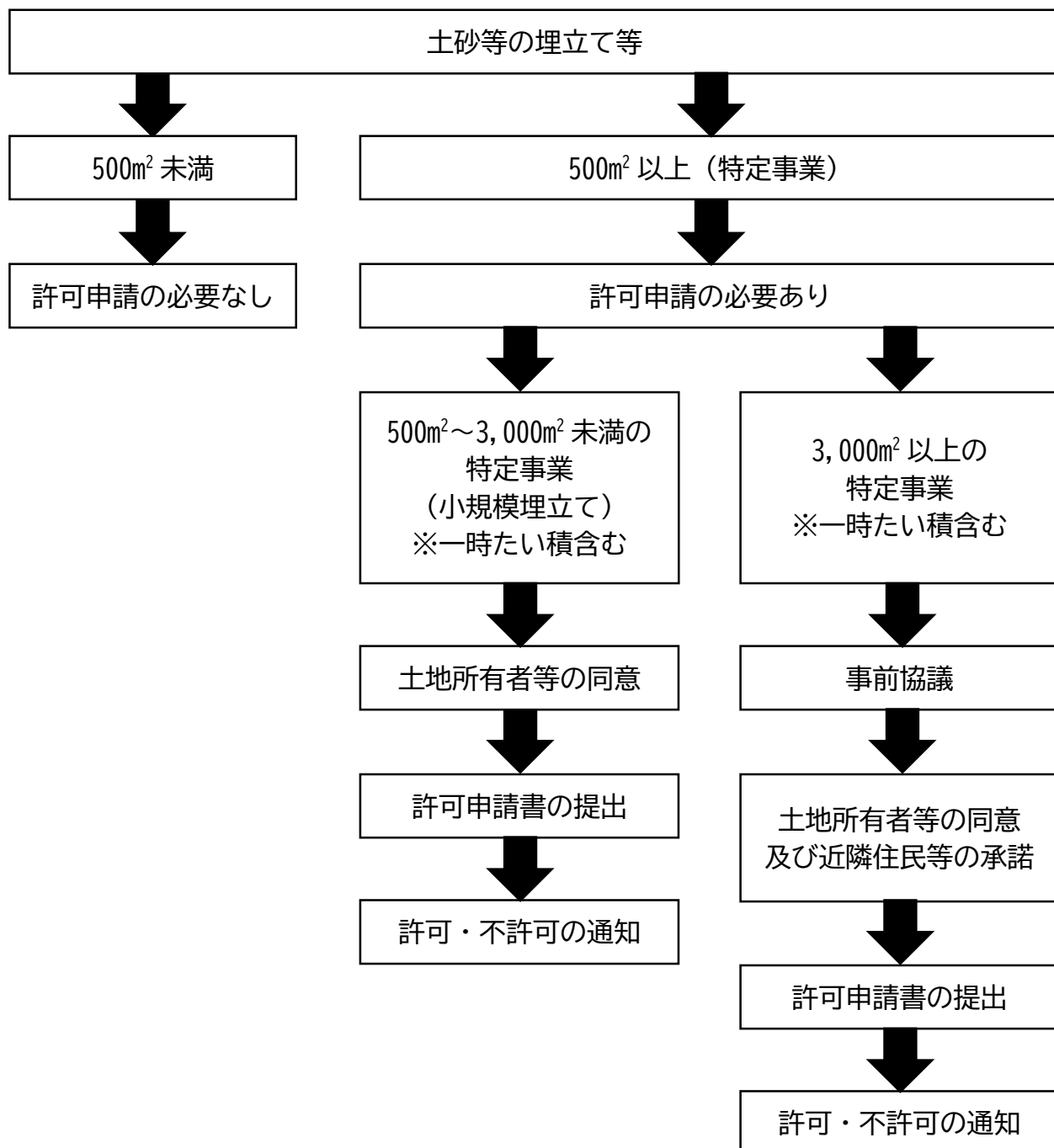
(4) 近隣住民などの承諾

面積が 3,000m² 以上の埋立て等の場合、埋立て等を行う区域から 500m以内に居住する全世帯の世帯主の 1/2 以上の承諾及び区域に隣接する土地の所有者全員から承諾を得る必要があります。

(5) 土地所有者の責務

埋立て等を行う事業者に土地を使用させる土地所有者は、埋立て等の内容について十分確認したうえで同意しなければなりません。土地所有者も埋立て等を行う事業者と同等の責任を負うことになります。

図8－1 土砂等の埋立て等の処理フロー



第9章 空地・空家

1 空地・空家の現状

市に寄せられる相談の中で、「空地に雑草が茂っている」「隣の家の木が敷地に入っている」「台風などの大風で空家が崩れて、物が飛んできて危ない」「空家に蜂の巣があって危ない」などといった苦情が大幅に増加しています。

こうした空地・空家の問題は、加速度的に進む少子高齢化や都市部への流出などによる人口の減少が大きな要因と考えられます。所有者や管理者が近隣に住んでいない、そもそも所有者等が誰なのかわからないなど、土地や建物が適正に管理されていないために起こる問題です。

土地や建物が適正管理されず放置されたままにされると、草木が繁茂したり、ゴミの不法投棄の温床となったり、害虫や鼠などが大量発生する恐れがあります。また、損壊した建物などで怪我をする恐れなどもあり、近隣に住む住民にとっては、安心して生活するためにも早急に解決したい問題です。

市では、2003（平成15）年4月に「勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例（以下、「環境づくり条例」という。）」を施行して以降、条例に基づいて、速やかな現地調査および所有者等に対する土地・建物の適正管理の通知をしています。しかし、所有者等を特定するにあたり、複雑な相続問題や親族間のトラブルなど、様々な問題が存在し、なかなか解決に至らない場合も少なからずあるのが現状です。また、草木の伐採などの適正管理を行っていたとしても、対象地が山林や急傾斜地など、他の法律や規制の対象とされている場合、環境づくり条例の範囲内だけでは問題解決に至らない、複雑な事案もしばしば見られます。

空家等の問題に対しては、2015（平成27）年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家特措法」という。）」が施行されたことに伴い、市でも2017（平成29）年4月に「勝浦市空家等対策の促進に関する条例（以下、「空家条例」という。）」を制定し、対応しているところです。

2 空地・空家の対策

(1) 空家等対策の促進に関する条例による対策

空家条例第7条に基づき、2017（平成29）年度に5件、2021（令和3）年度に2件、特定空家等の認定を行いました。いずれも長年放置され、一部倒壊や倒壊の危険性が高い空家でした。

特定空家等に対し、繰り返し助言及び指導を行った結果、2018（平成30）年度に1件、2020（令和2）年度に1件、所有者等（相続人などを含む）による解体・除却が行われ、それぞれ特定空家等の認定を解除しました。また市による緊急措置として、2017（平成29）年度に飛散防止を1件、2020（令和2）年度に解体・飛散防止を1件実施し、うち1件について所有者等に費用の請求をしました。更に、2022（令和4）年度に1件、2023（令和5）年度に1件、市による行政代執行として、解体撤去を行いました。

した。

2023（令和5）年度末の認定件数は5件となっており、今後も引き続き、法令に基づき対処してまいります。

表9－1 特定空家等認定件数 (単位：件)

年度		2019(H31)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)	2023(R05)
認定				2		
自主的	修繕		1			
	解体撤去		1			
緊急措置	修繕					
	解体		1			
代執行	修繕					
	解体				1	1
認定解除				1		

(2) きれいで住みよい環境づくり条例による対策

市では、空家特措法や空家条例が施行される以前から、環境づくり条例に基づき、所有者等に空地や空家の適正管理を指導してまいりました。

空地や空家を放置すると、樹木雑草の繁茂による廃棄物等の投棄、病虫害や火災の発生、不法侵入や犯罪の発生、台風や暴風による損壊・倒壊など、さまざまな問題が発生します。これら近隣からの苦情に対し、現地調査し所有者等へ現状を通知、適正管理を指導し被害の防止に努めています。

表9－2 空地・空家の対応件数 (単位：件)

年度 地区	2019(H31)		2020(R02)		2021(R03)		2022(R04)		2023(R05)	
	空地	空家	空地	空家	空地	空家	空地	空家	空地	空家
勝浦地区	25	22	18	11	22	19	17	16	23	13
興津地区	5	11	5	3	14	8	18	14	11	8
上野地区	2	6	4	3	5	4	6	3	0	2
総野地区	5	3	5	5	7	1	3	2	5	3
合計	37	42	32	22	48	32	44	35	39	26

(3) その他の対策

市では、空家を利用し、地域活性化を図るため「空き家バンク」を運営しています。

近年、健康志向やスローライフブームにより、都会から田舎に移住を希望する人が増えています。こうした移住希望者に勝浦市内の登録された空家を紹介して、調整役として空家所有者と移住希望者との橋渡しをしています。

また、2015（平成27）年度には空家の有効活用と移住・定住人口の増加による地域の活性化を図るため「空き家活用奨励金交付制度」を創設しました。空き家バンクに物件登録をして、利用希望者との間に賃貸借契約が成立した場合、空き家所有者に対して1件につき10万円を交付します。

第10章 不法投棄対策

1 不法投棄の現状

近年、ダンプ数台による捨て逃げ型の建築廃材等の不法投棄だけでなく、家庭から出される一般廃棄物のポイ捨てや、引っ越しや買替に伴う大型家具や各種家電、家電リサイクル法の指定6品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）、BBQの残骸などが不法に投棄されていることがあります。「捨て方（引き取り先）がわからない」、「誰も見ていないだろう」、「片付けるのが面倒くさい」や「ゴミの集積場所だから誰かがやってくれるだろう」などといった自分勝手な理由による投棄が後を絶ちません。

不審車両や不審者、不審行動の通報が早い段階で入るように1990（平成2）年10月1日には不法投棄監視員制度を設け、不法投棄監視員によるパトロールを実施し、人の目による監視強化を図るとともに、2013（平成25）年からは不法投棄多発地点に不法投棄監視カメラを設置し、監視体制の強化を図ってきました。また不法投棄防止フェンス・ネットや看板を設置するなど、できる限りの防止対策をしているところですが、それでも不法投棄が減ることはありません。

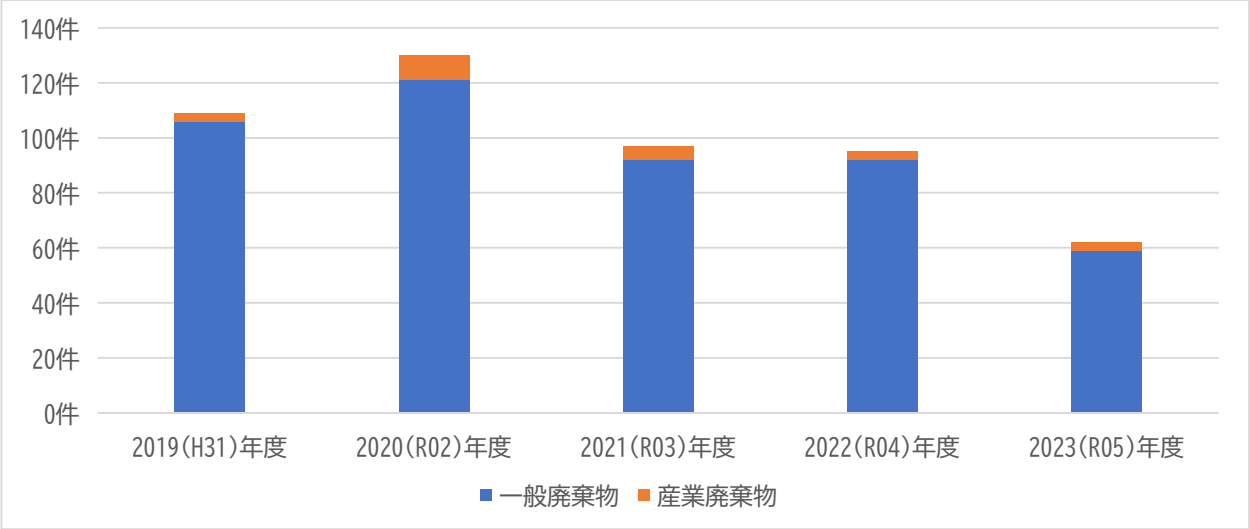
不法投棄の行為者を特定した場合、県や警察と協力して行為者に廃棄物を撤去させるなど指導を行っています。しかしながら、不法投棄は行為者を特定することが困難な場合が多く、行為者を特定できない場合、土地の管理者である土地所有者等が責任を持って撤去することになります。このようなことが生じないように、日頃から所有地（管理地）の見回りや定期的な草刈り、安易に人の出入りが出来ないように柵を設置するなどして、不法投棄をされにくい環境づくりにご協力をお願いします。

市は、今後も、監視体制の強化及び市民や関係機関との連携を深め、不法投棄の防止に努めてまいります。

表10-1 不法投棄発生件数 （単位：件）

地区	区分	産業廃棄物					一般廃棄物				
	年度	2019 (H31)	2020 (R02)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)	2019 (H31)	2020 (R02)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)
勝浦地区		2	5	2	0	0	38	55	48	50	32
興津地区		1	0	1	1	1	17	20	14	15	10
上野地区		0	1	0	1	1	22	14	8	8	4
総野地区		0	3	2	1	1	29	32	22	19	13
合計		3	9	5	3	3	106	121	92	92	59

図10－1 不法投棄発生件数



【主な産業廃棄物等の不法投棄（2023（令和5）年度）】

	
2023（令和5）年10月、宿戸での不法投棄を住民からの通報で確認。行為者不明により市において撤去。	2024（令和6）年2月、川津での不法投棄を住民からの通報で確認。行為者不明により市において撤去。

2 不法投棄対策

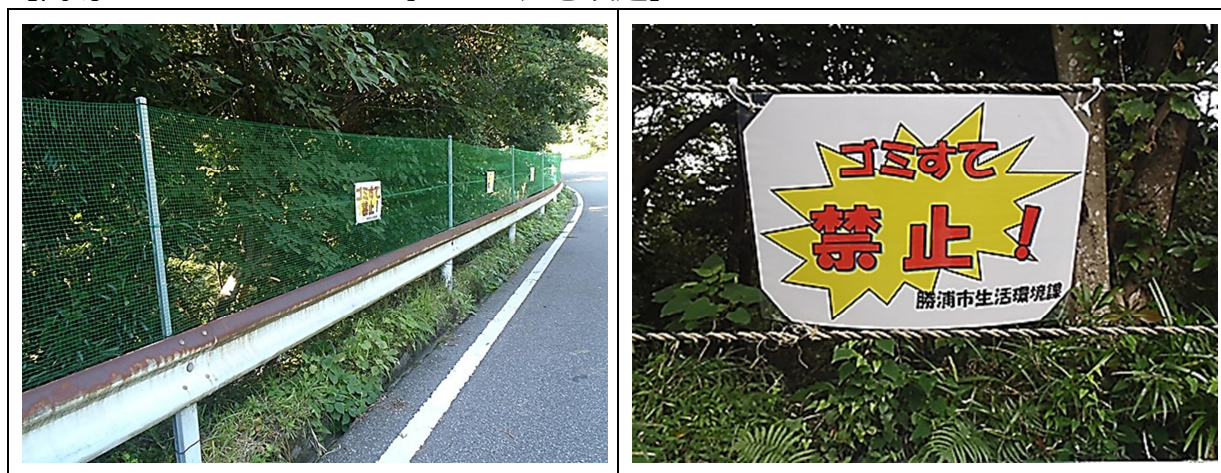
(1) 不法投棄防止フェンス

勝浦市は豊かな自然と美しい景観に恵まれており、日頃から観光客を含む多くの方が散策を楽しんでいます。しかし、市内の至る所で、以前から心ない人たちによる数多くの不法投棄がされており、苦情も多く寄せられています。

市としても、大規模な清掃作業を実施し、不法投棄防止の看板を設置するなど対策してきました。

また2002（平成14）年度からは、不法投棄の多発する区間に、景観に配慮して不法投棄防止フェンスを設置し、2016（平成28）年度からは、ラミネートフィルムによる簡易プレートと、標識ロープやアニマルネットを組み合わせた簡易なフェンス・ネットを設置して、不法投棄の抑制に努めています。

【簡易なフェンス・ネット等による注意喚起】



(2) 不法投棄監視パトロール

市では12名の不法投棄監視員を委嘱し、原則として担当区域内を月1回程度巡回パトロールしています。また市職員による監視パトロールも実施しています。

5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」や6月の「環境月間」、「年末年始における廃棄物の不法投棄防止及び適正処理推進運動」には、不法投棄監視員にも協力をお願いし、監視パトロールを強化するとともに、夷隅地域振興事務所職員と年2回の合同パトロールを実施するなど、不法投棄の早期発見・防止に努めています。

(3) 不法投棄監視カメラの設置

市内には常習的に廃棄物が投棄される場所が存在しています。そこでは以前から、投棄されては市で撤去するといったいたちごっこの状態が続いています。

この状況を打破すべく、2013（平成25）年度から県の補助金を利用して、移動式の不法投棄監視カメラの設置を開始しました。2023（令和5）年度末には14台が稼働しており、2020（令和2）年度には、同じ場所に不法投棄を繰り返す悪質な行為者を監視カメラの画像等により警察の協力のもと検挙することができました。今後も台数を増やし、行為者の特定のみならず、不法投棄の抑止力としてさらに監視体制の強化を図っていきます。

【不法投棄監視カメラ設置状況】



(4) 看板等の対策

街なかのポイ捨て等を抑止するため、景観に配慮しつつ、通常のプレート看板や路面に貼り付ける看板を設置しています。また、ポイ捨てを無くすために、温床となる路傍の草むらの草刈りや防草シートの設置を行っています。



路面貼付看板

草刈り後の防草シート施行

(5) 合同撤去作業

市内には、不法投棄の多発する場所が数多くあります。これらの場所の多くは、人通りの少ない道路沿いの谷津などの共通点があります。人目につかず不法投棄しやすく、また、一度投棄された廃棄物は撤去が難しいという特徴を持っています。投棄された廃棄物は長期間にわたり放置、堆積してしまいます。

このため市では、職員と専門業者による合同撤去作業を実施しています。この撤去作業にはクレーン車などの重機を使用し、家庭から出される一般廃棄物はもちろん、通常では撤去が難しい谷底に投棄された大型家電なども回収しています。撤去が完了した場所については、不法投棄防止用のバリケードや看板等を設置するとともに、不法投棄監視カメラを設置するなどして再発防止に努めています。

2021（令和3）年度から2023（令和5）年度は新たに回収せず、これまで処分しきれず蓄積していた大型家電等の処分を進めました。今後も大型廃棄物の回収撤去と処分を定期的実施していきます。

表10-2 合同撤去作業

年度	場所	回収物
2016(H28)	市道 鵜原荒川線（鵜原地先）	タイヤ5本、テレビ6台、洗濯機1台、カーペット、可燃・不燃ゴミ等。1,260kg
2017(H29)	市道 部原布施線（部原地先）	冷蔵庫2台、テレビ4台、タイヤ28本、可燃・不燃ゴミ等。1,520kg
2018(H30)	林道 大楠台深堀線（大楠地先）	大型バイク1台、タイヤ4本、テレビ6台、洗濯機2台、農機具、カーペット、可燃・不燃ゴミ。2,150kg
2019(H31)	浜勝浦川（小家名歩道橋付近）	バイク部品、魚網、可燃・不燃ゴミ。
2020(R02)	市道 部原布施線（部原地先）	自販機1台、テレビ3台、バイク4台、タイヤ20本、冷蔵庫1台、可燃・不燃ゴミ等。1,080kg

【合同撤去作業（市道 部原布施線 部原地先）】



クレーン車による引き上げ作業



クレーン車による引き上げ作業

(6) ゴミゼロ運動

国の「ごみ減量・リサイクル週間」（5月30日から6月5日）に合わせ、ごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を目的として、道路周辺や観光地等における散乱空き缶等の一斉清掃を主とするキャンペーンを実施しています。

本市では、1997（平成9）年度からゴミゼロ運動を実施しています。

表10-3 ゴミゼロ運動参加者数及び回収量

年度	2019(H31)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)	2023(R05)
実施日	5/26	中止※	5/30～6/5	5/27～6/5	5/27～6/7
参加人数	382人		431人	267人	212人
ごみ収集総量	480kg		390kg	390kg	510kg

※2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため中止しています。

(7) 定期清掃（一日清掃）

清潔で快適な市民生活を営むための生活環境を整備することを目的に、一日清掃日を地区ごとに、市の区域内における道路側溝、公共広場、海岸、空き地等の清掃、ポイ捨てごみの収集を市民総ぐるみで行っています。

市民が「自分達の街は自分達できれいに」という純粋な気持ちを持ち、市民の積極的な理解と協力のもと1978（昭和53）年度から実施している制度です。

第11章 廃棄物

1 クリーンセンターの概要

市内から排出される一般廃棄物の処理をクリーンセンターにおいて行っています。

クリーンセンターは、ごみ焼却施設と不燃物処理施設で構成されています。

ごみ焼却施設は、2001（平成13）年度、2002（平成14）年度の2ヶ年継続事業でダイオキシン類の削減を図るため「排ガス高度処理施設改造工事」を実施し、2002（平成14）年10月から焼却炉1炉で焼却処理を行っています。

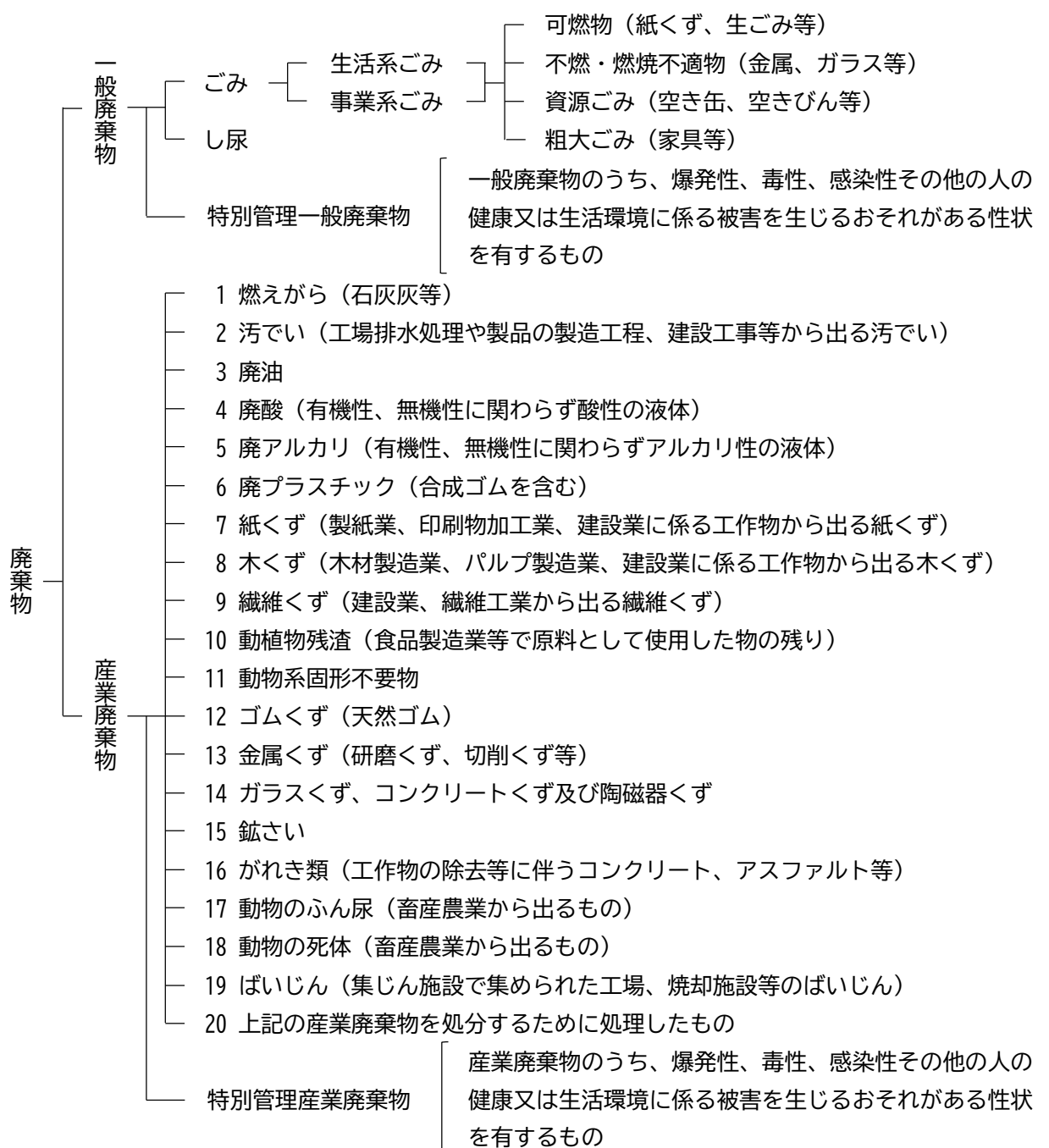
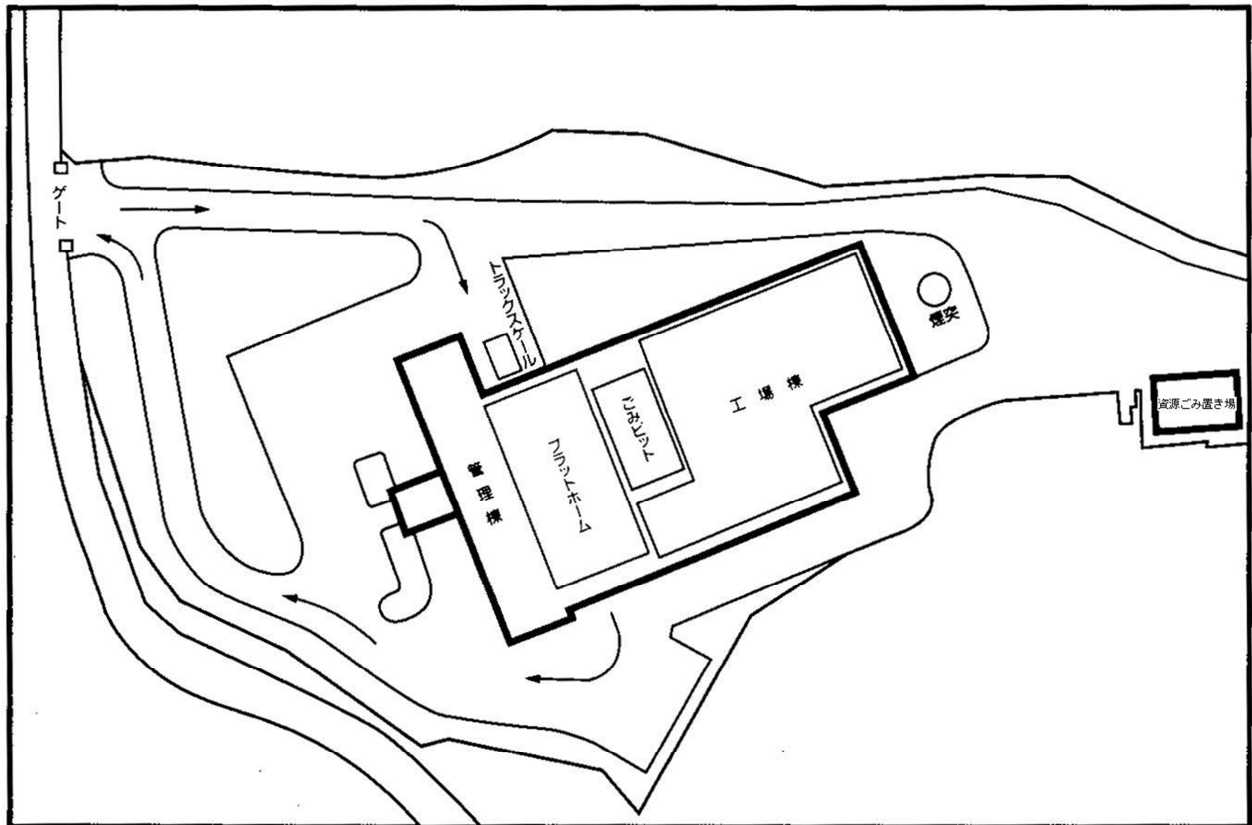


表11-1 勝浦市クリーンセンター施設概要

施設名称	勝浦市クリーンセンター
所在地	勝浦市串浜1936-18
敷地面積	10,145m ² (有効面積 5,500m ²)
建設年度	着工 1983 (昭和58) 年10月 ~ 竣工 1985 (昭和60) 年3月
改造工事	着工 2001 (平成13) 年7月 ~ 竣工 2002 (平成14) 年9月
処理能力	ごみ焼却施設 35t/日 (35t/16h×1基)
	不燃物処理施設 10t/日 (10t/5h×1基)
処理方式	ごみ焼却施設 准連続燃焼式流動床炉
	不燃物処理施設 機械式破碎・選別設備による4種選別
施設全体配置	図11-1 のとおり

図11-1 勝浦市クリーンセンター施設配置図



2 ごみ収集から処理・処分の流れ

(1) 収集

①家庭ごみ

市内から排出されるごみを、可燃ごみ（紙くず類、草等）、不燃ごみ（空き缶・ガラス類、小型金物類）、資源ごみ（ペットボトル、衣類、古紙類、びん類、プラスチック製容器包装、その他製品プラスチック）、粗大金物（指定された7品目）の4種類に分別し、約880ヶ所にごみ集積所を設け収集しています。また、申し込みによる粗大ごみの戸別収集（有料）を行っています。

表11-2 家庭ごみの分類

(ア) 可燃ごみ	黄色い半透明の指定袋（サイズ：20L、30L、40L）または証紙を貼った青色の旧指定袋（サイズ：30L、45L）を使用し、週2回収集しています。
(イ) 不燃ごみ	透明の指定袋（サイズ：30L、45L）を使用し、月2回収集しています。
(ウ) 資源ごみ	ペットボトル、衣類を土曜日に、古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌類、雑がみ、飲料用紙パック）を水曜日にそれぞれ月2回収集しています。 ペットボトルは透明の指定袋を使用し、衣類と古紙類についてはひもで十字にしばって出すこととしています。 びん類は青・黄色のコンテナに、無色透明びんと色付きびんをそれぞれ分別し、月2回収集しています。プラスチック製容器包装は透明の指定袋を使用し、概ね月3回収集しています。その他製品プラスチックは、小型のものについては透明の指定袋を使用し、大型のものについてはそのままの状態で、金物7品目の集積所で年3回収集しています。
(エ) 粗大金物類	市であらかじめ指定した7品目を金物7品目の集積所で年3回収集しています。
(オ) その他	可燃性粗大ごみ（ふとん、タンス等）は直接クリーンセンターに搬入し、10kgごとに60円の処理手数料を納めていただきます。不燃性粗大ごみ（パイプ類、家電リサイクル法対象品目やパソコンを除いた家電等）は、直接クリーンセンターに搬入（無料）していただきます。また大きさ、重さ、可燃及び不燃に関わらず、1点あたり500円での粗大ごみの戸別収集を行っています。

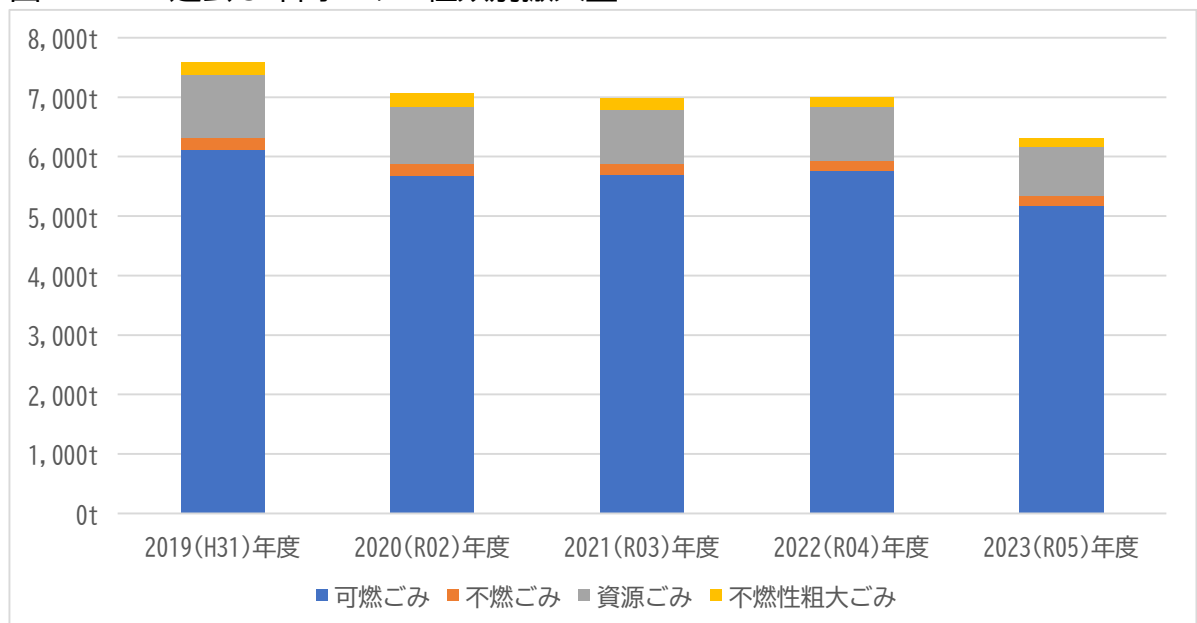
②事業系ごみ（農・漁業含む）

小売店や飲食店などの事業活動から排出される事業系ごみは事業者の責任で処理することになっていますが、生ごみ、空き缶・ガラス類、びん類、ダンボールなどといった事業系の一般廃棄物については、自らもしくは許可業者の搬入（有料）によりクリーンセンターで受け入れており、10kgごとに60円の処理手数料を納めていただきます。

表11-3 過去5年間ごみの種類別搬入量 (単位：t)

種別 \ 年度	2019(H31)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)	2023(R05)
可燃ごみ	6,112	5,674	5,689	5,755	5,179
不燃ごみ	207	206	184	179	158
資源ごみ	1,051	961	919	896	822
不燃性粗大ごみ	208	232	188	168	152
合計	7,578	7,073	6,980	6,998	6,311

図11-2 過去5年間ごみの種類別搬入量



(2) 処理・処分

クリーンセンターに収集された可燃ごみは、焼却処理します。焼却により発生する灰はセメントで固化し、最終処分場で埋立処分しています。

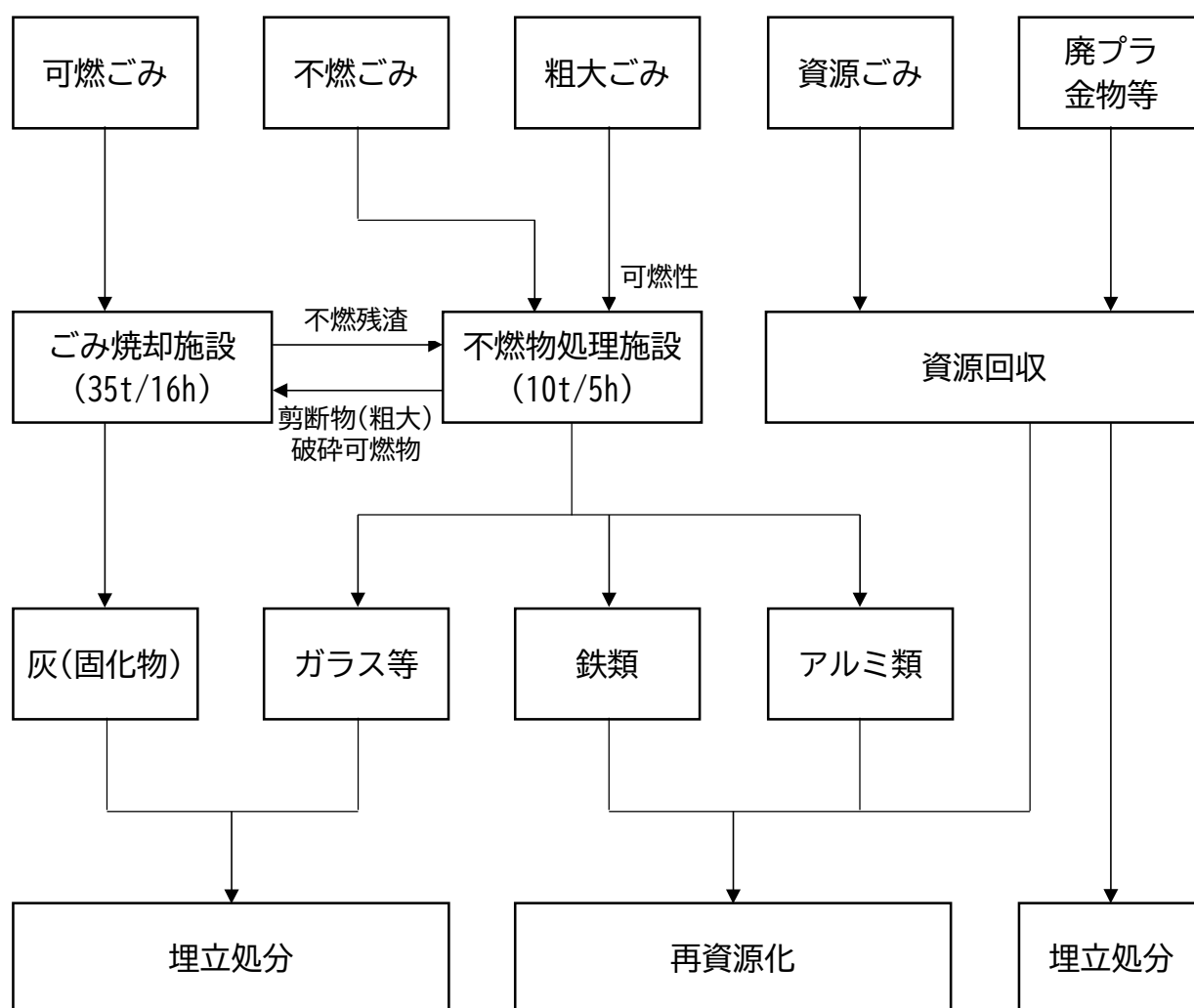
空き缶類は鉄とアルミに分類しプレス処理した後、再資源化します。ガラス類は破碎した後、最終処分場で埋立処分します。

ペットボトル、衣類、古紙類、びん類は再資源化します。

プラスチック製容器包装は、(公財)日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化を行っています。

その他トタン、パイプ類、廃家電、廃プラスチックなどの不燃性粗大ごみについては、資源となるものを回収した後、残渣を最終処分場で埋立処分します。

図11-3 ごみ処理フロー図



(3) 処理実績

①ごみ焼却量

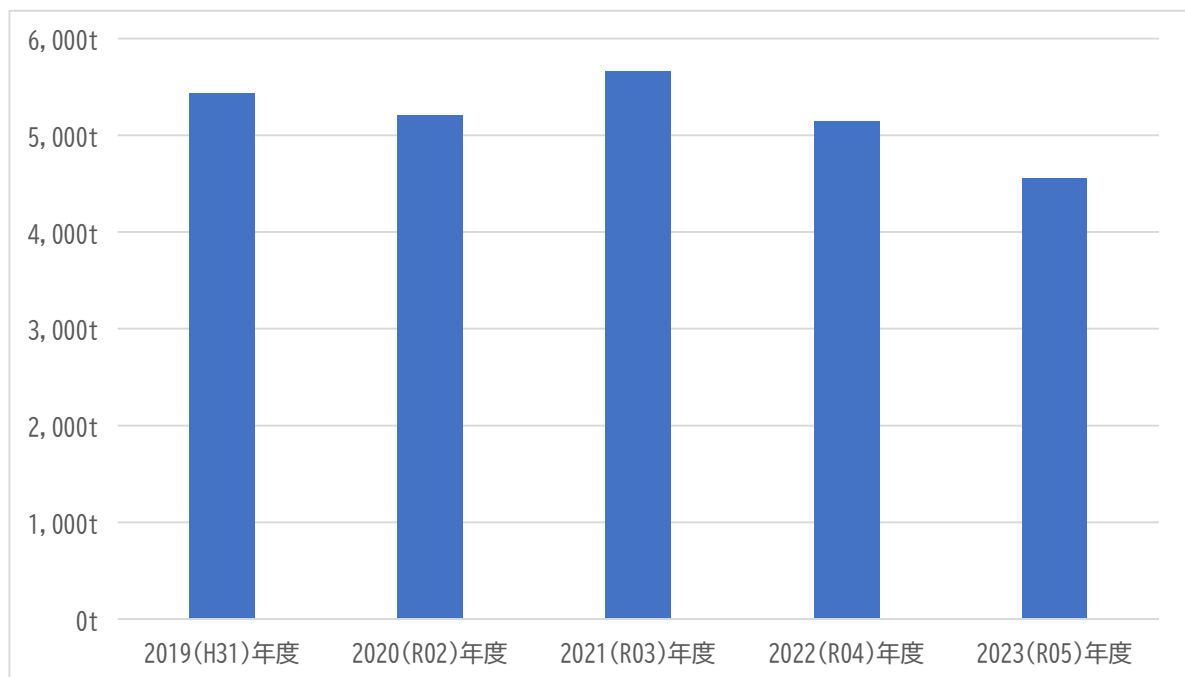
2000（平成12）年度からごみの分別収集を、2008（平成20）年7月から可燃ごみの有料化を開始したことにより、それまで焼却処理されていた古紙類、衣類、ペットボトルなどが資源回収され、年度ごとに増減がありますが、ゆっくりと減少傾向にあります。

ごみの焼却には多くの費用がかかりますので、一人ひとりがごみに対する認識を改め、物を大切にし、リサイクルを心がけ、ごみを減らしていくよう努めなければなりません。

表11－4 ごみ焼却量の推移

項目 \ 年度	2019 (H31)	2020 (R02)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)
ごみ焼却量（t/年）	5,439	5,201	5,659	5,146	4,553
延べ焼却日数（日/年・炉）	245	238	230	220	186
実平均焼却量（t/日）	22.2	21.9	24.6	23.4	24.5
稼働炉数（炉）	1	1	1	1	1
定格処理能力（t/日）	35	35	35	35	35

図11－4 ごみ焼却量の推移



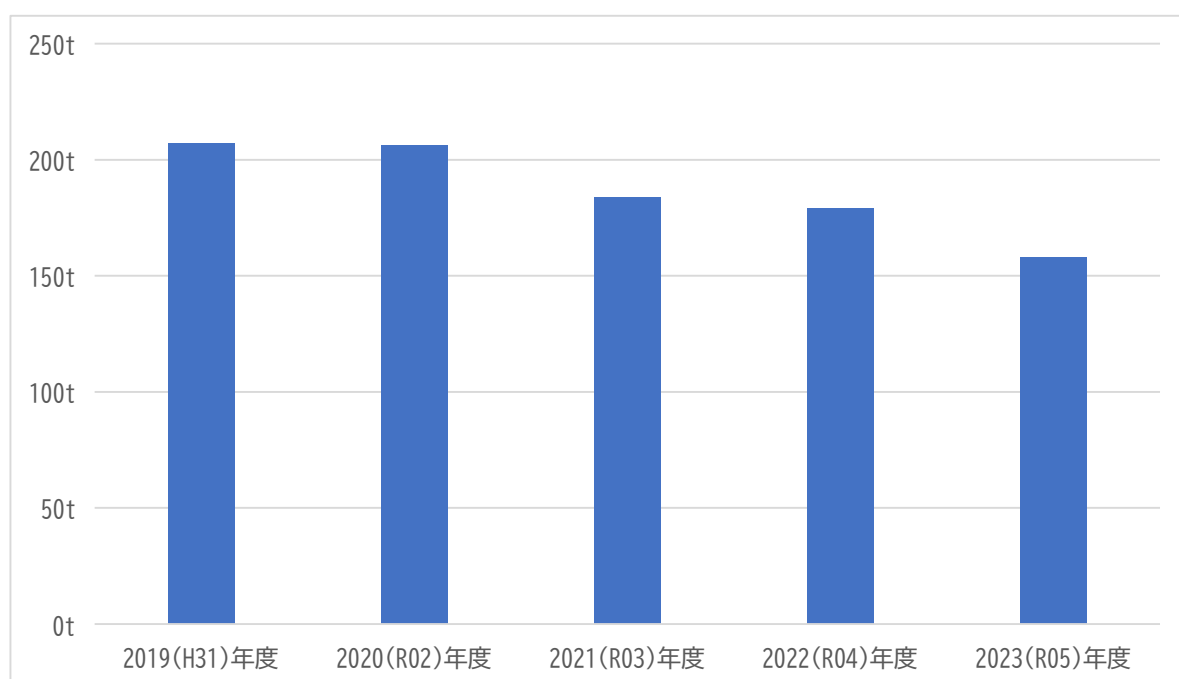
②不燃物処理量

過去5年間の空き缶・ガラス類処理量は、2017（平成29）年度が年間218tと最も多く、その後は減少傾向にあります。2000（平成12）年度からごみの分別収集を開始したことにより処理量が大幅に減少したこと、びん類を資源として回収したことによる成果及び容器として使用されていたびん類が減少したことが要因と思われます。

表11－5 不燃物処理量の推移

項目 \ 年度	2019 (H31)	2020 (R02)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)
不燃物処理量（t/年）	207	206	184	179	158
延べ稼働日数（日/年）	224	238	310	310	308
実平均処理量（t/日）	0.9	0.9	0.6	0.6	0.5
定格処理能力（t/日）	10	10	10	10	10

図11－5 不燃物処理量の推移



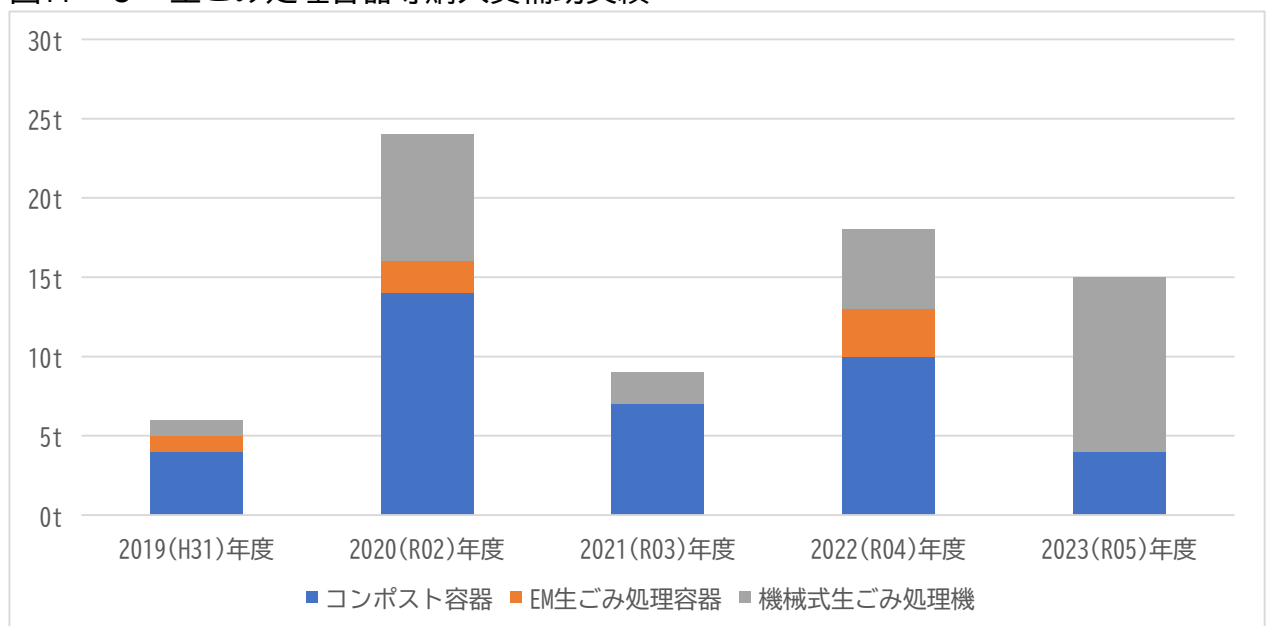
3 ごみ減量対策

1993（平成5）年9月より、家庭の生ごみ減量化対策の一環として、生ごみを堆肥化させるコンポスト容器を購入し、かつ設置した市民に対して購入費の一部に補助金を交付する、生ごみ堆肥化容器及び機械式生ごみ処理機購入費補助制度を実施しています。また、2001（平成13）年度より有用微生物群（EM）を利用して生ごみを堆肥化させるEM生ごみ処理容器と機械式生ごみ処理機も補助対象としました。

表11－6 生ごみ処理容器等購入費補助実績（単位：基）

年度 \ 種別	コンポスト容器	EM生ごみ処理容器	機械式生ごみ処理機
2019(H31)	4	1	1
2020(R02)	14	2	8
2021(R03)	7	0	2
2022(R04)	10	3	5
2023(R05)	4	0	11

図11－6 生ごみ処理容器等購入費補助実績



4 し尿

(1) し尿の収集・処理

し尿の収集は、2000（平成12）年4月1日より収集業務の効率化を図るため、委託業者により定期的（概ね月1回）に市内全域を車両4台で行っています。し尿は浄化槽汚泥（許可業者による収集）と共に衛生処理場（1982（昭和57）年3月に竣工、高負荷酸化処理方式、処理能力40kL／日）において処理しています。ここで発生する汚泥は再利用の促進と循環型社会の構築のため、委託業者により堆肥化しています。

表11－7 衛生処理場施設の概要

処理対象廃棄物	し尿、浄化槽汚泥
所在地	勝浦市部原2141番地
処理能力	40kL／日
処理方式	(1) 前処理 破碎機＋し渣焼却（小型焼却炉） (2) 一次処理 高負荷酸化処理方式 (3) 二次処理 活性汚泥・散水ろ床処理方式 (4) 汚泥処理 遠心脱水（分離液と脱水汚泥に分離）処理方式 ＋焼却処理 （1983（昭和58）年～1999（平成11）年） ＋焼却及び脱水処理 （2000（平成12）年～2001（平成13）年） ＋脱水処理 （2002（平成14）年～現在） (5) 脱臭処理 酸洗浄＋アルカリ洗浄＋活性炭吸着

表11－8 車両（号車）別し尿汲み取り地域

号車	汲み取り区域
1	勝浦、出水、墨名、串浜（春日台）地区
2	勝浦、浜勝浦、出水、川津、沢倉、新官、部原地区及び旭ヶ丘団地、万名浦団地及び梨の木団地
3	串浜（春日台を除く）、松部、大沢、浜行川、興津、守谷、鵜原地区
4	上大沢、台宿、上植野、名木、大森、中里、赤羽根、上野、植野、中島、南山田、北区及び関谷、中谷、新戸、宿戸、白木、白井久保、芳賀、大楠、小松野、松野、中倉、杉戸、佐野、市野郷、市野川地区及び串浜新田台

表11-9 し尿処理実績（2023（令和5）年度）

種別 年月		し尿汲み取り量					浄化槽 汚泥 持込量 (kL)	脱水 汚泥 搬出量 (t)
		1号車 (kL)	2号車 (kL)	3号車 (kL)	4号車 (kL)	合計 (kL)		
2023(R05)年	4月	12,132	37,116	37,296	32,688	119,232	484.4	27.32
	5月	10,728	31,356	34,992	36,468	113,544	528.2	40.38
	6月	11,556	37,692	41,760	35,244	126,252	438.0	28.81
	7月	11,700	38,052	42,264	37,260	137,592	598.1	25.82
	8月	15,336	39,672	56,412	38,340	163,332	512.1	31.55
	9月	11,448	35,344	32,148	35,964	114,904	473.8	31.23
	10月	10,476	36,504	39,780	31,716	118,476	483.0	28.64
	11月	4,968	26,316	24,588	30,600	86,472	554.8	28.08
	12月	10,980	41,688	44,892	40,360	137,920	429.3	27.76
2024(R06)年	1月	9,360	29,772	32,220	31,356	102,708	379.2	32.24
	2月	10,044	31,356	33,948	32,868	108,216	497.4	28.15
	3月	11,376	37,116	32,652	31,788	112,932	578.2	37.33
合計		130,104	421,984	452,952	414,652	1,441,580	5,956.5	367.31

(2) 浄化槽

下水道の整備されていない地域でトイレを水洗にするには、浄化槽の設置が必要となります。浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と生活排水全般を処理する合併処理浄化槽の2種類があります。単独処理浄化槽は、し尿のみの処理に限られ、その他の生活雑排水は未処理のまま放流されることから、排水全体のBODで考えた場合、約80%が未処理のまま放流されていることとなります。これに対し、生活排水のすべてを処理することのできる合併処理浄化槽のBOD除去率は90%以上ですので、家庭から排出される処理水のBODは10分の1以下に減少することとなります。

第4章水質汚濁でも述べたとおり、下水道の整備されていない本市においては、公共用水域の水質汚濁を防止するために合併処理浄化槽の普及は不可欠と考えます。

既存の住宅の単独浄化槽または汲み取り式便所を合併処理浄化槽に転換する場合、設置費用の一部を補助する制度があります。なお、2001（平成13）年度以降、浄化槽法の規定により単独処理浄化槽の設置はできなくなりました。

①浄化槽の維持管理について

浄化槽は微生物の働きを利用して、汚水を処理する装置ですので、正しい使い方と適正な維持管理を行う必要があります。維持管理を適正に行わないと、浄化槽の機能が低下し、水質汚濁や悪臭などの原因となります。

(ア) 保守点検

保守点検は、浄化槽の点検・修理、スカムや汚泥の状況確認、消毒剤の補充などを行います。専門的な知識が必要となりますので、千葉県の登録を受けた保守点検業者に委託が必要です。

表11-10 単独処理浄化槽の保守点検回数

対象人員	全ばっ気方式	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式
20人以下	3ヶ月に1回以上	4ヶ月に1回以上	6ヶ月に1回以上
21人以上 300人以下	2ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上	6ヶ月に1回以上
301人以上	1ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上	6ヶ月に1回以上

表11-11 合併処理浄化槽の保守点検回数

対象人員	分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式
20人以下	4ヶ月に1回以上
21人以上50人以下	3ヶ月に1回以上

(イ) 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業のことをいいます。これは、市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行いますので、許可業者に委託することになります。また、清掃回数は年 1 回以上が原則となりますが、浄化槽の方式・使用頻度によって、汚泥などの溜まり具合が異なりますので、清掃時期については保守点検業者からの助言にしたがってください。

②法定検査

(ア) 設置後の水質検査（7条検査）

浄化槽の設置工事等が適正に行われたか否かを判断するため、浄化槽の使用開始後 3～5 ヶ月の間に、県の指定した検査機関（（一財）千葉県環境財団）による水質検査を受けることが義務づけられています。

(イ) 定期検査（11条検査）

浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか否かを判断するため、毎年 1 回、県の指定した検査機関（（公社）千葉県浄化槽検査センター）による定期検査を受けることが義務づけられています。

表11-12 検査手数料（7条検査、11条検査）

（単位：円）

種別 人槽区分	7条検査 設置後の水質検査	11条検査 定期検査	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10人槽以下	10,000	5,000	5,000
11人槽～20人槽	14,000	8,000	10,000
21人槽～50人槽	15,000	9,000	11,000
51人槽～100人槽	18,000	12,000	14,000
101人槽～300人槽	20,000	14,000	16,000
301人槽～500人槽	22,000	16,000	18,000
501人槽以上	26,000	20,000	22,000

③浄化槽の使用上の注意

- (ア) ブロワー（モーター）の電源を切らないこと。
- (イ) 劇薬の使用はさけ、洗剤を使用する場合は表示された使用量を守ること。
- (ウ) 水はきちんと流すこと。
- (エ) トイレトペーパーを使用すること。
- (オ) 浄化槽の上部、周辺にはものを置かないこと。
- (カ) 故障のときは、直ちに保守点検業者に連絡し処置をすること。

第12章 環境保全・環境衛生

1 環境保全協定

事業者等の事業活動による公害等を未然に防止し、自然環境及び生活環境を保全するとともに、市民の健康を保護するため事業者等と環境保全協定を締結しています。

表12-1 環境保全協定締結事業所

事業所名	所在地
TOTOプラテクノ株式会社勝浦工場	勝浦市松野975-2

2 環境ポスター・標語コンクール

近年、私たちの周辺では廃棄物の不法投棄や地球温暖化などをはじめとする様々な環境問題が発生しています。

市では、これらの環境問題を解消するには、次の世代を担う年齢層や市民に対して、環境保全に対する意識を広く啓発をすることが必要であると考え、2001（平成13）年度から環境ポスターコンクールを、また、2003（平成15）年度からは環境標語コンクールを併せて実施してきました。

受賞作品については、市役所ホールでの展示、環境白書や広報誌への掲載など、環境保全に対する啓発に活用しています。

今後も環境ポスター・環境標語コンクールを通じて、環境保全に対する啓発活動を継続していく考えです（2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止）。

表12-2 2024（令和6）年度環境ポスターコンクール入賞者一覧（応募総数104点）
※学校名及び学年は受賞時のものです。敬称略。

<小学校低学年の部>

賞名	学校名	学年	受賞者氏名（ふりがな）
市長賞	上野小学校	1	川嶋 帆（かわしま はん）
市議会議長賞	勝浦小学校	3	大賀 結花（おおが ゆいか）
副市長賞	勝浦小学校	1	高梨 想真（たかなし そうま）
教育長賞	勝浦小学校	3	押田 莉里菜（おしだ りりな）
環境審議会賞	勝浦小学校	2	唐木 清嗣郎（からき せいしろう）
入選	総野小学校	2	芝 理玖叶（しば りくと）
入選	勝浦小学校	1	植村 晴（うえむら はる）

<小学校高学年の部>

賞名	学校名	学年	受賞者氏名（ふりがな）
市長賞	豊浜小学校	4	長谷川 花凜（はせがわ かりん）
市議会議長賞	興津小学校	6	岡本 海姫（おかもと まりん）
副市長賞	勝浦小学校	6	唐木 美緒（からき みお）
教育長賞	勝浦小学校	5	末吉 虹心（すえよし にこ）
環境審議会賞	上野小学校	5	水野 一翔（みずの かずと）
入選	上野小学校	4	古市 光（こいち ひかり）
入選	総野小学校	6	栗原 星愛（くりはら せいら）

<中学校の部>

賞名	学校名	学年	受賞者氏名（ふりがな）
市長賞	勝浦中学校	2	鎗田 真綺（やりた みき）
市議会議長賞	勝浦中学校	1	若林 真緒（わかばやし まお）
副市長賞	勝浦中学校	3	若林 優衣（わかばやし ゆい）
教育長賞	勝浦中学校	3	荒井 紗柚里（あらい さゆり）
環境審議会賞	勝浦中学校	1	秋葉 唯愛（あきば ゆあ）
入選	勝浦中学校	2	植村 陽葵（うえむら ひまり）
入選	勝浦中学校	3	齋藤 妃菜向（さいとう ひなた）

表12-3 2024（令和6）年度環境標語コンクール入賞者一覧（応募総数366点）

※学校名及び学年は受賞時のものです。敬称略。

<小学校低学年の部>

賞名	学校名	学年	受賞者氏名（ふりがな）
市長賞	勝浦小学校	1	工藤 結斗（くどう ゆいと）
市議会議長賞	勝浦小学校	3	國東 花凧（くにとう はな）
副市長賞	勝浦小学校	3	尾形 侑磨（おがた ゆうま）
教育長賞	勝浦小学校	3	中村 友星（なかむら ゆうせい）
環境審議会賞	勝浦小学校	3	西川 幸珀（にしかわ こはく）
入選	豊浜小学校	3	植村 美月（うえむら みづき）
入選	興津小学校	2	鈴木 玲（すずき れい）

<小学校高学年の部>

賞名	学校名	学年	受賞者氏名（ふりがな）
市長賞	勝浦小学校	6	高梨 いろは（たかなしいろは）
市議会議長賞	勝浦小学校	6	磯野 禾向（いその ひなた）
副市長賞	勝浦小学校	6	鈴木 大智（すずき だいち）
教育長賞	上野小学校	6	秦 禅次郎（はた ぜんじろう）
環境審議会賞	上野小学校	6	和佐間 杏奈（わさま あんな）
入選	上野小学校	4	石井 千尋（いしい ちひろ）
入選	勝浦小学校	5	尾形 洋飛（おがた ひろと）

<中学校の部>

賞名	学校名	学年	受賞者氏名（ふりがな）
市長賞	勝浦中学校	2	鎗田 真綺（やりた みき）
市議会議長賞	勝浦中学校	3	高梨 真理明（たかなし まりあ）
副市長賞	勝浦中学校	3	長谷川 龍生（はせがわ りゅうせい）
教育長賞	勝浦中学校	3	齋藤 妃菜向（さいとう ひなた）
環境審議会賞	勝浦中学校	2	吉野 佳音（よしの かのん）
入選	勝浦中学校	2	元吉 奏介（もとよし そうすけ）
入選	勝浦中学校	3	竹下 幸那（たけした ゆきな）

3 市民環境学習会

(1) 市民環境学習会

有識者による環境をテーマとした講演会や身近な環境問題などを取り上げ、環境に対する意識の向上を目的として開催しています。

表12-4 市民環境学習会実施状況

年度	内容	開催日
2019(H31)	バイオ資材による浜勝浦川の浄化の試み	2020(R02). 2. 1
2020(R02)～2022(R04) 新型コロナウイルス感染症対策のため開催中止		
2023(R05)	脱炭素社会の実現に向けて～二酸化炭素削減～	2024(R06). 3. 4

(2) クサフグの産卵観察会

2014（平成26）年度の市民環境学習会でクサフグの産卵の観察会を開催して以降、NPO法人南外房環境クラブが主催する「クサフグの産卵観察会」を後援してきました。興津海岸の湾の中に遡上してきたクサフグが、岩や石造りの岸辺に乗り上げて産卵する様子は、とても珍しく貴重なものです。

【クサフグの産卵の様子】

 遡上するクサフグ	 激しく産卵する様子
---	---

4 カラスのフン害対策

市内の商店街周辺において、秋から春（おおむね10月頃から翌年3月頃まで）にかけてカラスのフン害が問題になっています。

電力会社による対策（電線にカラスがとまらないよう突起物のある電線に変える）を実施してきましたが大きな効果が得られない状況が続いていました。

そこで新たに2021（令和3）年1月から、国立大学法人宇都宮大学の研究に基づき開発された「仲間に危険を知らせるカラスの鳴き声」の音声を流す方法を実施しています。

この方法ではカラスのフン害状況（場所や時間など）に応じて音源機器を移動し、職員が柔軟に対応することが可能となります。今後もこの方法を活用し、効果的なカラスのフン害対策に努めます。

【市内商店街のカラスのフン害の状況】



5 住宅用設備等脱炭素化促進事業

2011（平成23）年3月11日の東日本大震災以降、エネルギーの安定確保や地球温暖化対策として再生可能エネルギーや節電、省エネといった環境への配慮に関心が寄せられています。

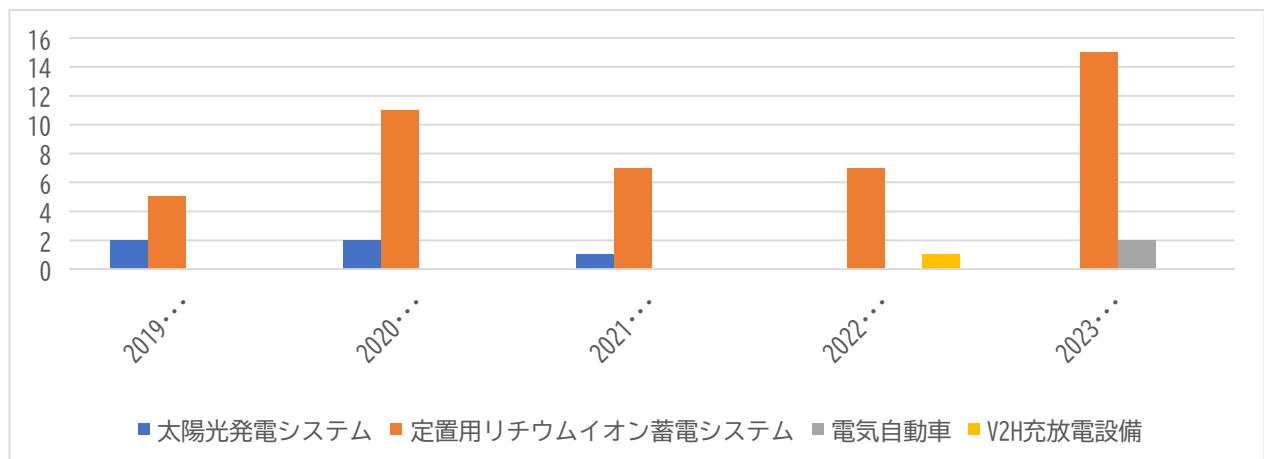
市では再生可能エネルギーの導入促進及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るとともに地球温暖化対策の一環として、2011（平成23）年9月から住宅用省エネルギー設備等を対象とした補助事業を名称や補助対象、補助金額等を変えながら実施しています。

中でも住宅用太陽光発電設備は、2022（令和4）年度から補助対象外となりましたが、引き続き家庭における省エネルギー対策の基本に位置づけています。また、2019（令和元）年9月の台風15号による大規模停電を経験して以降、定置用リチウムイオン蓄電池システムへの需要が増加し、更に昨今の環境への関心の高まりを受け、2022（令和4）年度からは新たに電気自動車やV2H充放電設備、2023（令和5）年度からはプラグインハイブリッド自動車、2024（令和6）年度からは窓の断熱改修、集合住宅用充電設備、住民の合意形成のための資料を補助対象に加え、更に電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の補助要件を緩和しました。市は地域におけるエネルギーの安定確保及び地球温暖化防止対策のため、今後も脱炭素化促進に向けた各種住宅用省エネルギー設備等の導入を積極的に推進していきます。

表12-5 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（2024（令和6）年4月1日現在）

補助対象		補助金額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）		上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム（太陽光発電設備併設）		上限7万円
窓の断熱改修	住宅	補助対象経費×1/4 （上限8万円）
	共同住宅または長屋	補助対象経費×1/4 （上限8万円×戸数）
電気自動車・プラグイン ハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及び V2H充放電設備を併設	上限15万円
	住宅用太陽光発電設備を併設	上限10万円
	V2H充放電設備を併設	
	上記以外の場合	上限5万円
V2H充放電設備（太陽光発電設備・電気自動車等併設）		補助対象経費×1/10 （上限25万円）
集合住宅用充電設備	住民のみ利用可能な場合	国補助金×1/3 （上限50万円×口数）
	住民以外も利用可能な場合	国補助金×1/3 （上限100万円×口数）
住民の合意形成のための資料		上限15万円

図12-1 各種住宅用省エネルギー設備等設置補助件数



※補助実績のないものは記載していません。

6 太陽光発電設備（10kW以上）

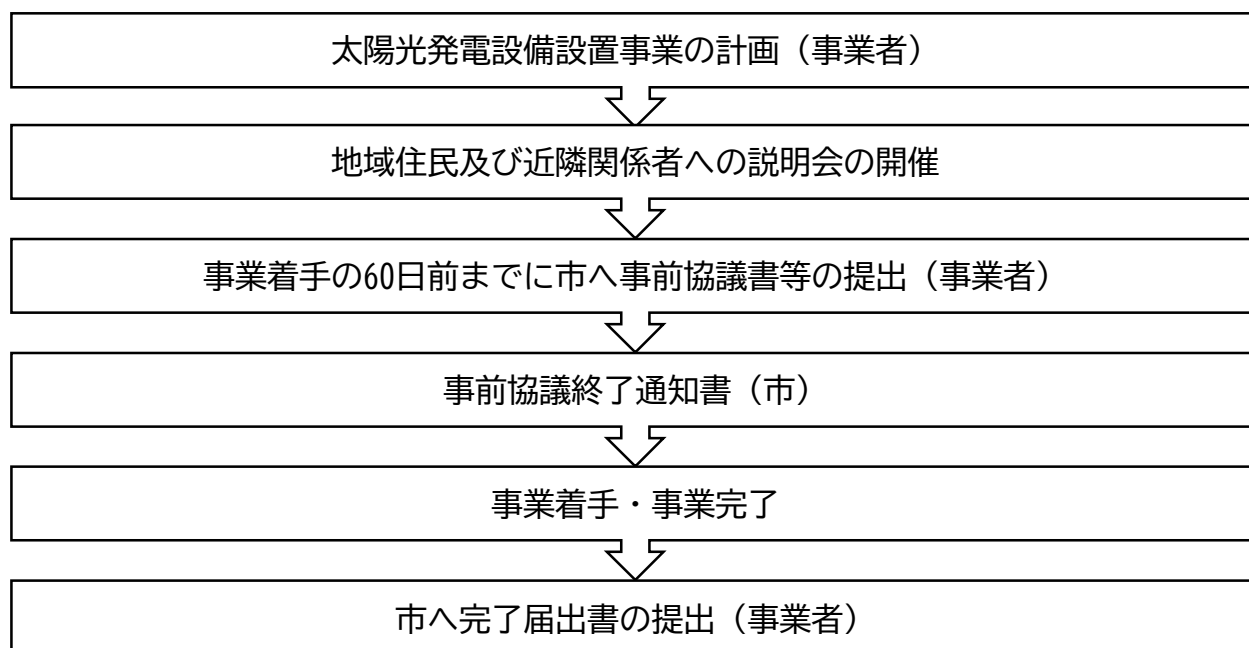
近年、地球温暖化防止や環境への配慮などの観点から再生可能エネルギーが国策として推進され、未利用地の有効活用的手段として大規模な太陽光発電設備の設置が全国的に活発化しています。いわゆるメガソーラーと呼ばれる発電設備の設置や運用を巡っては、近隣住民とトラブルに発展するなど、自然環境の破壊や災害、さらには設備的寿命後の大量廃棄など様々な課題が浮き彫りになってきています。

市では、災害の防止や豊かな自然環境および景観の保全を図り、住民の生活環境を守るため、「勝浦市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する指導要綱」を制定し、2021（令和3）年10月1日から施行しました。指導要綱では、市内全域の10kW以上の太陽光発電設備および付帯設備を設置する事業を対象としています（建築物の屋根または屋上に設置するもの、送電に係る電柱等は、除きます）。

事業者の責務として、地域住民等への事前説明会の開催や市への事前協議書等提出、関係法令等の遵守、事業開始後の苦情対応、事業廃止後の適正な処理などを定め、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう指導する内容となっています。

また、発電を開始していても明かに適切でないと判断されるものについては、経済産業省に報告し適正な指導を要請しています。

図12-2 太陽光発電設備等設置の手続き



7 勝浦市の環境保全への取り組み

(1) 温暖化防止対策

地球温暖化防止対策については、2015（平成27）年12月、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、産業革命前と比して平均気温の上昇を2℃未満、できれば1.5℃以内に抑え、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることなどを世界共通の長期目標と定められました。これを受け、国の地球温暖化に関する総合計画として「地球温暖化対策計画」が2016（平成28）年5月に閣議決定されました。その後、2021（令和3）年10月に5年ぶりの改定が行われ、2050（令和32）年カーボンニュートラルの達成という長期目標を掲げ、中期目標として2030（令和12）年度に温室効果ガス46%削減（2013（平成25）年度比）を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという新たな削減目標が位置付けられました。また同時期に政府の事務事業計画である政府実行計画も改定され、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出目標が、2013（平成25）年度比50%削減に見直されました。

市では、2020（令和2）年3月に「第3次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガス総排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度と比較して、28.3%削減を目標としていますが、今回、国の地球温暖化対策計画および政府実行計画の削減目標がそれぞれ見直されたことを受け、市の地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）を改定し、また市の地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）を作成する方向で準備を進めています。

今後も職員一人ひとりが温室効果ガスの排出抑制に努め、また、その実施状況等を公表することを通して、市民や事業者の意識の高揚を図り、地球温暖化防止対策を積極的に推進します。

表12-6 部署別温室効果ガス排出量

(単位：t-CO2)

部門		2013(H25)年度 (基準年度)		2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (R02) 年度	2021 (R03) 年度	2022 (R04) 年度	2023 (R05) 年度
		排出量	割合										
市長部局	総務課	403	5.5%	377	373	382	372	352	358	347	333	368	317
	総務課（消防関係）	30	0.4%	26	29	26	24	25	29	23	22	20	21
	企画課	18	0.3%	23	3	17	14	18	1	1	1	0	1
	財政課	15	0.2%	15	15	15	14	13	12	8	9	10	10
	税務課	2	0.0%	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1
	市民課	3	0.0%	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4
	高齢者支援課	6	0.1%	6	7	6	6	6	5	4	4	4	4
	生活環境課	82	1.1%	75	76	72	77	73	69	77	75	69	69
	清掃センター	4,392	60.5%	3,057	2,811	3,639	3,255	3,129	2,922	3,059	2,840	3,154	2,876
	都市建設課	222	3.1%	210	204	195	188	184	176	169	172	168	156
	農林水産課	7	0.1%	7	7	6	6	5	5	4	4	4	4
	観光商工課	36	0.5%	43	45	33	39	33	33	24	21	288	323
	福祉課	406	5.6%	383	334	324	368	380	119	111	112	115	104
	勝浦診療所	13	0.2%	11	11	10	12	12	11	11	12	12	11
	水道課	974	13.4%	963	909	817	836	815	786	761	766	727	683
	議会事務局	2	0.0%	1	2	2	1	1	1	0	0	1	1
	選挙管理委員会	0	0.0%	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計①		6,611	91.0%	5,204	4,828	5,547	5,217	5,052	4,534	4,603	4,376	4,944
	学校教育課	419	5.8%	385	384	357	221	246	246	238	275	264	239
	生涯学習課	8	0.1%	8	9	9	19	19	16	16	11	12	11
	公民館	20	0.3%										
	芸術文化交流センター Küste			111	213	228	224	220	198	212	315	262	255
	図書館	39	0.5%	38	35	35	35	33	33	28	25	24	25
	学校給食共同調理場	168	2.3%	247	244	234	249	254	228	219	243	254	229
	小計②	653	9.0%	788	885	865	749	771	722	713	870	815	759
合計（①＋②）		7,264	100.0%	5,993	5,713	6,412	5,966	5,823	5,256	5,316	5,246	5,759	5,344
対基準年度増減率				-17.5%	-21.4%	-11.7%	-17.9%	-19.8%	-27.6%	-26.8%	-27.8%	-20.7%	-26.4%

(注) 端数処理（四捨五入）の関係で、合計が一致しない場合があります。

表12-7 温室効果ガス総排出量

(単位：t-CO₂)

温室効果ガスの種類	区分		2013(H25)年度 (基準年度)		2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (R02) 年度	2021 (R03) 年度	2022 (R04) 年度	2023 (R05) 年度
			排出量	割合										
エネルギー起源 CO2	公用車 以外の 燃料	灯油	113	1.6%	105	91	89	80	76	41	39	44	40	40
		プロパンガス	33	0.5%	45	85	111	123	135	81	111	161	288	310
		A重油	263	3.6%	175	130	126	143	104	57	57	49	56	48
		ガソリン	0	0.0%	0	0	0	0	1	1	0	1	3	1
		軽油	1	0.0%	1	1	0	0	0	5	0	0	0	0
	電気		3,519	48.4%	3,282	3,312	3,160	3,049	2,964	2,725	2,641	2,687	2,755	2,596
	公用車	ガソリン	93	1.3%	77	78	79	74	75	73	55	56	57	62
		軽油	124	1.7%	115	107	108	104	96	98	94	94	94	101
非エネルギー起源 CO2	一般廃棄物焼却		2,941	40.5%	2,021	1,739	2,566	2,222	2,209	2,020	2,180	2,010	2,323	2,061
二酸化炭素(CO2) 計			7,088	97.6%	5,822	5,543	6,240	5,795	5,660	5,100	5,177	5,102	5,616	5,220
メタン(CH4)	公用車の走行 家庭用機器 下水等処理		51	0.7%	52	53	52	51	48	48	39	39	42	44
一酸化二窒素 (N2O)	浄化槽 一般廃棄物焼却		123	1.7%	118	115	119	118	114	107	99	104	99	79
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	公用車のエアコン		2	0.0%	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1
温室効果ガス総排出量			7,264	100.0%	5,993	5,713	6,412	5,966	5,823	5,256	5,316	5,246	5,759	5,344
対基準年度増減率					-17.5%	-21.4%	-11.7%	-17.9%	-19.8%	-27.6%	-26.8%	-27.8%	-20.7%	-26.4%

(注) 端数処理(四捨五入)の関係で、合計が一致しない場合があります。

(2) グリーン購入

循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点からグリーン購入法が制定されました。

本市では、グリーン購入法に基づき勝浦市グリーン購入推進方針を作成し、環境物品等の調達推進に努めています。

(3) 省エネ法の規制

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の規制により、事業者全体の1年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kL以上であった場合、国から特定事業者の指定を受ける必要があり、事業者全体での判断基準の遵守(管理基準の設定、省エネ措置の実施等)および努力目標として年平均1%以上のエネルギー消費原単位(効率値)の削減が求められます。

なお、勝浦市(市長部局)の2023(令和5)年度のエネルギー使用量(原油換算値)を算定したところ、合計が1,500kL以下であったため、規制の対象事業者には該当しませんでした。

(4) 節電推進員の設置

休憩時間等における消灯の徹底やエレベーターの使用抑制、その他節電の啓蒙等により、省エネルギーを推進し、地球温暖化の防止を目的として、節電推進員設置要領を制定しています。

(5) 夏季・冬季省エネルギー対策の実施

庁舎等施設における室内温度設定を労働安全衛生法の「事務所衛生基準規則」に基づき、室の気温が18℃以上28℃以下となるよう努めています。また、室内温度における職員の事務効率等を担保するため、夏季にはノーネクタイ等によるクール・ビス、冬季には厚着等のウォーム・ビスを実施し、省エネルギー対策を推進しています。

(6) 庁舎省エネルギー対策の実施

温室効果ガスの排出を抑制するため、2009（平成21）年度に地域グリーンニューデール基金事業により本庁舎の省エネルギー対策として、事務室の照明を環境配慮型蛍光灯へ改修および窓ガラスへの遮光省エネフィルムの貼り付けを実施しました。また、本庁舎の事務室以外の照明LED化を段階的に進め、2019（平成31）年度に市民ロビー・1階カウンター・各会議室を、2020（令和2）年度には各階段・議場内を改修しました。

2021（令和3）年度以降は、故障箇所などを随時、LEDに変換しています。

(7) 公用車の二酸化炭素排出削減

これまで行ってきた、不必要なアイドリングや空ぶかしの防止、急発進・急加速を控えるなどの「エコドライブ10」の実践や、低燃費自動車・低公害自動車の優先的購入などに加え、温暖化対策をより一層推進するため、国及び県の電動車導入方針を踏まえて、2030（令和12）年度までに、使用する公用車全体を全て電動車とする目標を設定しました。

(8) その他の取り組み

トイレや洗面所において、はり紙などで水を大切に使用することを呼びかけ、節水に努めています。また事務手続きや資料等の簡素化や、庁内LANを積極的に活用してペーパーレス化を推進するとともに、事務用品の在庫管理の徹底及び再利用を図っています。

資料編

1 勝浦市環境基本計画

今日における環境問題は、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁などの身近な公害問題や、地球温暖化のような地球規模のものまで多岐にわたり、また、経済や社会の状況と相互に関連・複雑化するものとなっています。中でも、地球温暖化による気候変動は、干ばつ、異常気象、海面水位の上昇、生物種の絶滅など、取り返しのつかない被害が危惧されています。

本市においても、河川の水質汚濁、廃棄物の不法投棄など、様々な環境問題が発生している中、これらの問題を解消し、次の世代に住みよい環境を受け継ぐことの必要性から、2003（平成15）年度から2012（平成24）年度を計画期間とする「勝浦市地域環境総合計画」（以下「第1次計画」という。）を2002（平成14）年度に策定し、将来の望ましい環境像を実現するために、市民・事業者・市のそれぞれが取り組むべき指針を定めました。

この間、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、自然の持つ圧倒的な力を前に人間の力の限界、さらに大量に資源やエネルギーを消費する今日のあり方を見つめ直す必要性を改めて認識させられ、また第1次計画の未達成な部分や課題も残されている中で、2013（平成25）年度から2022（令和4）年度を計画期間とし、名称を「勝浦市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）に改めた計画を、2013（平成25）年度に策定しました。

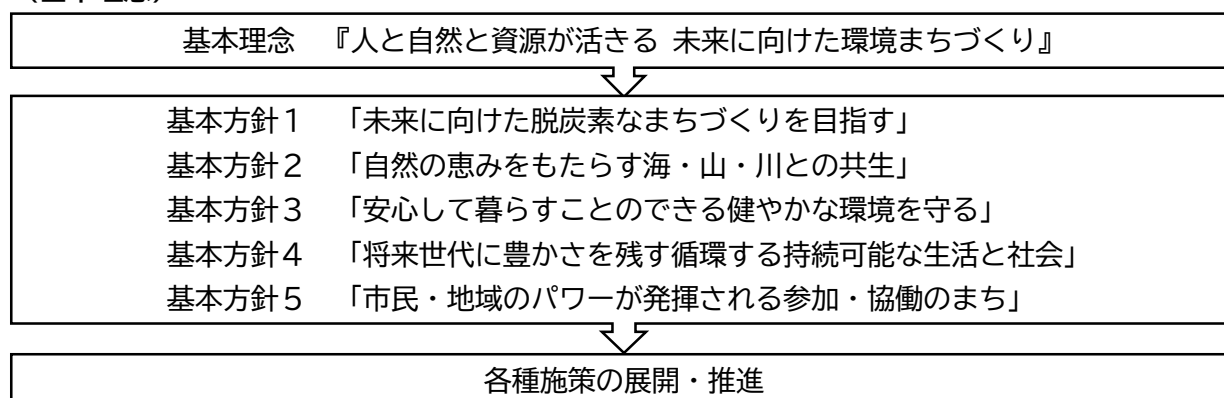
その後、2015（平成27）年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）においては、2020（令和2）年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」が採択されました。

また、日本においては、2016（平成28）年に「地球温暖化対策計画」、2018（平成30）年に「第5次環境基本計画」、「第4次循環型社会形成推進基本計画」、2021（令和3）年に「第6次エネルギー基本計画」がそれぞれ閣議決定され、国、地方公共団体、事業者、国民など各主体に期待される役割や環境保全施策の推進に向けた具体的な指標などが示されました。

さらに、2020（令和2）年には、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされ、2021（令和3）年には、2030（令和12）年に温室効果ガス排出量を2013（平成25）年比で46%削減することが表明されました。

このような状況の中、第2次計画策定後10年が経過し、計画期間が満了になったことから、これまでの取り組みのみならず、地球温暖化対策の更なる強化や気候変動への適応などを踏まえ、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度を計画期間とした「第3次勝浦市環境基本計画」（以下「第3次計画」という。）を、2022（令和4）年度に策定しました。なお、第3次計画については、実施事業の進み具合や新規に取り組むべき項目の必要性に応じて柔軟に修正を行う予定です。

（基本理念）



2 勝浦市環境保全条例

(目的)

本条例は、生活環境の保全を目的として、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、また、公害防止のための規制を行うことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的としています。

(責務)

市……環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施し、また、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供します。

事業者…事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じ、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有します。

市民……環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努め、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとします。

(施策)

市は、騒音、振動及び悪臭等をはじめとする公害により、良好な生活環境を損なうことのないように必要な規制の措置を講ずるとともに、公害の防止に係る知識の普及及び啓発を図り、公害防止に関する市民の意識の高揚に努めます。

(規制基準)

騒音、振動及び悪臭等を規制するために、様々な規制基準を定めていますので、これらを発生させる者は、規制基準を遵守しなければなりません。

(特定施設設置の届出)

工場又は事業場に設置される機械及び施設のうち、著しい騒音、振動及び悪臭を発生する施設であって規則で定める施設を設置しようとする者は、必要事項を記載した届出書により、市長に届け出なければなりません。

(特定作業実施の届出)

著しい騒音、振動及び悪臭を発生する作業のうち規則で定める作業であって、業として当該作業を行おうとする者は、必要事項を記載した届出書により、市長に届け出なければなりません。

(特定建設作業実施の届出)

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音、振動及び悪臭を発生させる作業であって規則で定める作業を実施する者は、必要事項を記載した届出書により、市長に届け出なければなりません。

(拡声器使用の制限)

拡声器の使用方法、使用時間等について規則で定めています。

(飲食店営業等における音響機器使用時間の制限)

飲食店等の深夜営業による騒音を規制し、基準を定めています。

(勧告・命令)

特定施設が設置されている工場等又は特定作業場所周辺の生活環境が損なわれ、規制基準に適合していないと判断された場合、市長は改善勧告及び改善命令をすることができます。

3 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例

(目的)

勝浦市環境保全条例では、市民の健康で文化的な生活の確保や、騒音、振動及び悪臭などの公害を防止するため、各種の規制や届出等について規定しています。

しかしながら、近年私たちの周辺では、生活環境の変化により当該条例だけでは対応が困難な事案が多くなりました。

また、法での規定はあるものの即応できないポイ捨てや放置自動車などの問題は、法規制のみでは対応が困難でありました。このため、「ポイ捨て禁止条例」、「草刈り条例」、「放置自動車条例」など、それぞれに対応する条例を各自治体で制定し対応していましたが、これらの条例については、いずれも「まち」の清潔保持、環境美化を目的としており、市民生活に支障となる行為を防止するためのものであるため、市では、これらを一括にまとめた「勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例」を2003（平成15）年4月より施行し対応することとしました。

(概要)

・空缶類等の投棄行為等の禁止等

ポイ捨てごみ防止の観点から、現行の法令規制外のごみ投棄、放置を禁止するとともに、違反行為への処分手続きを定めています。

・ごみ集積所の清潔保持等

環境衛生の向上と快適な市民生活の観点から、ごみ集積所の利用管理に関する一般ルールを定めるとともに、不適正なごみ出しに対する規制手続きを定めています。

・愛玩動物等の管理

犬、猫その他のペットにより引き起こされるごみの散乱、糞、あるいは臭気や鳴き声など環境美化や衛生の保持その他環境上の迷惑行為の防止に関する基準を定めています。

・空地等の管理

空地及び空家の適正な管理を促すことにより、ごみ等の投棄防止、病害虫の発生を防止し、環境衛生の保持を図るための基準や規制手続きを定めています。

・自動車の放置行為の禁止等

自動車や二輪車（50cc未満の原付を除く）放置行為を禁止するとともに、所有者不明の車両の処理についての基準や規制手続きを定めています。

4 勝浦市空家等対策の促進に関する条例

(目的)

少子高齢化や人口減少に伴う空家の増加、既存建物の老朽化に伴う倒壊の危険性や公衆衛生・景観の悪化などが全国的に問題となっており、空家問題の解決に的を絞った「空家等対策の推進に関する特別措置法」が2015（平成27）年2月に施行されました。

当市においては、以前から「勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例」に基づき、空家等の適正な管理を促してきました。しかし、所有者等の関心が薄いことや、所有者等の死亡により相続人が複数または特定できなかったために、老朽化が進み倒壊の危険がある状態のまま放置され、周辺住民の安全を脅かしている空家等が増加しています。

このような空家問題を解決していくために、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条の規定に基づく空家等に関する対策の実施、その他空家等に関する措置について、必要な事項を定めることにより、防災、衛生、景観等の市民の生活環境を保全することを目的に「勝浦市空家等対策の促進に関する条例」を2017（平成29）年4月1日に施行しました。

(空家等対策計画)

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本的な方針、特定空家等に対する措置や対処に関する事項などを定めた空家等対策計画を作成することが規定されています。

(協議会)

委員は市長のほか、法務、不動産、建築等に関する学識経験者などから6名以内で組織され、空家等対策計画の作成や変更、特定空家等に対する措置などについて協議します。任期は2年です。

(特定空家等の認定等)

空家等に関し調査等を行い、現に特定空家等であると認められるときは、特定空家等に認定します。認定する際は、あらかじめ協議会の意見を聴きます。

(特定空家等に対する措置)

市は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等の除却、修繕、立木竹の伐採、その他必要な措置をするように助言又は指導します。しかし状態の改善が認められないときは勧告、さらに正当な理由がなく勧告に係る措置を行わなかったときは、その勧告に係る措置を履行するよう命令します。しかしその措置が履行されない場合、行政代執行法に基づき代執行します。代執行をしようとする際は、あらかじめ協議会の意見を聴きます。

(緊急措置)

特定空家等の状態により、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを緊急に回避する必要がある場合は、必要最低限度の措置を講ずることができます。その際、所有者等に緊急措置に係る通知をし、その経費を請求します。

5 勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(目的)

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て、盛土、たい積行為及び土砂等の土質について、従来よりも強力な規制を行うことにより、一層の市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とし、2011（平成23）年9月1日から施行されました。

なお、新条例施行に伴い、従前の「勝浦市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」は2011（平成23）年9月1日に廃止されました。

(不適正な土砂等の埋立て等の禁止)

勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第6条に規定する安全基準に適合しない土砂等を使用して、埋立て等を行うことはできません。

(許可の申請)

土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500㎡以上の埋立て、盛土、たい積を行う場合には、あらかじめ市長の許可が必要になります。

なお、3,000㎡以上の場合は許可申請に先立ち、市と事前協議が必要となり、また、埋立てなどを行う区域より500m以内に居住する世帯から、2分の1以上の承諾を得る必要があります。

(許可の基準)

勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第14条に定める事項に適合していると認められた場合、許可を受けることが出来ます。

(土地の所有者)

土砂等の埋立て等に土地を提供しようとするときは、土地の所有者及び権利者は、事前に事業計画の内容について十分説明を受け、土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認して下さい。

6 用語の解説

〈環境一般〉

・典型7公害

公害対策基本法、環境基本法で公害として定義されている、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭をさします。

・規制基準

ばい煙、汚水、騒音、振動、悪臭等を発生させる施設の設置又は作業を実施しようとする場合、事業者が遵守しなければならない許容限度のことです。規制基準値は区域の種類及び時間帯ごとに定められており、規制基準を超えた場合には、施設の改善命令や使用の一時停止などの指導対象となります。

・オゾン層の破壊

地球上のオゾンの大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収し地球上の生物を守っていますが、近年、フロンなどの人口化学物質によって破壊されていることが判明しました。

フロンは、冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤として使用されてきました。使用されたフロンは、成層圏に到達し太陽光により分解されますが、その際に生ずる塩素原子がオゾンを破壊します。

オゾン層の破壊により増加する紫外線は、白内障や皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下などの様々な悪影響を及ぼします。

・地球温暖化

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、地球の大気中に存在することで地球の平均気温は15℃程度に保たれていますが、人間活動に伴う二酸化炭素の増加や二酸化炭素の吸収源である森林の伐採により、大気中の温室効果ガスの濃度が増し、地球全体の気温が上昇する現象を地球温暖化といいます。

・SDGs（エスディーゼーズ）

持続可能な開発目標。Sustainable Development Goalsの略。

誰一人取り残さない、持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015（平成27）年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられ、2030（令和12）年を達成年とし、17の目標と169のターゲットから構成されています。

〈大気関係〉

・ダイオキシン

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンを略してダイオキシンといいます。ダイオキシン類と表記されることもありますが、これは塩素含有物質等が燃焼する際に発生する狭義のダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現するものです。ダイオキシンは、250～400℃の比較的低温で、有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすいとされており、その特徴は、生物の体内に蓄積しやすく、発ガン性、催奇形性、免疫機能低下などの毒性を有するといわれています。

・揮発性有機化合物（VOC）

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルな

ど多種多様な物質が含まれます。

- ・水銀に関する水俣条約

水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的に、水銀及び水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約です。

日本は2013（平成25）年10月10日に同条約に署名後、「水銀による環境汚染の防止に関する法律」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の成立を経て、2016（平成28）年2月2日に締結しました。

2017（平成29）年5月18日に条約発効の要件である締約国数が50ヶ国となり、同年8月16日から発効されました。

- ・エコドライブ

エコドライブとは、燃費向上のために自動車などのユーザーが行う様々な施策や、そうした配慮を行った運転のことです。自動車は同じ距離を移動するにも、運転方法などによって消費する燃料の量に差が生じます。また、消費する燃料の量の増加に比例し、CO2排出量も増加するため、地球温暖化防止のため、エコドライブが推進されています。

- ・アイドリングストップ

駐停車や信号待ちなどの間にエンジンを停止させることで、燃料節約と排出ガス削減の効果が期待されています。メーカーや車種により動作基準等は異なりますが、環境問題への意識の高まりや自動車排出ガス規制、エコカーブームを受け、アイドリングストップ機能が搭載されている車種も増えています。

- ・低公害車

大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車ことです。電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ハイブリッド自動車のほか燃料電池自動車または低燃費かつ低排出ガス認定車を含みます。

- ・一般環境大気測定局（千葉県）

地域内を代表する測定値が得られるよう、特定の発生源の影響を直接受けない場所に設置され、住宅地など一般的な生活空間の大気汚染物質の測定を行う千葉県が設置した測定局のこと。

- ・光化学スモッグ

自動車や工場からの排気ガスなどに含まれる窒素酸化物と、塗料や接着剤などに含まれている揮発性有機化合物が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こすと「光化学オキシダント」という物質ができ、この濃度が高くなると、遠くの景色やビルが「もや」がかかったように見えにくくなったりします。この「もや」が光化学スモッグです。スモッグ（smog）とは、煙（smoke）と霧（fog）から作られた造語です。

- ・微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径 $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下のものを微小粒子状物質としてPM2.5と呼んでいます。

物の燃焼などによって直接発生するほか、大気中での化学反応により発生する等、発生のメカニズムについては解明されていない点も多くあり、国及び県において現在研究中です。

- ・シンチレーションサーバイメータ

放射線測定器のひとつで、ガンマ線やエックス線と反応して微弱な光を発する物質（シンチレーター）を使って、放射線のエネルギーや線量を測定します。

〈水質関係〉

・公共用水域

水質汚濁防止法では、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路とされています。

・pH（水素イオン濃度）

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。pHが7のときに中性、7を越えるとアルカリ性、7未満では酸性を示します。河川におけるpHの環境基準は類型別に定められており、「6.5（あるいは6.0）～8.5」を地域の状況によりあてはめます。

この他、雨水中の溶存物質等により、雨水が強い酸性を示すことがあり、pH5.6以下の雨を酸性雨と定義づけています。

・BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物は、有益な微生物によって硝酸・亜硝酸・炭酸ガス・窒素・炭素などに分解されます。このとき微生物が必要とする酸素の量をBOD（生物化学的酸素要求量）といい、数値が大きくなるほど水質汚濁が著しくなります。

・SS（浮遊物質）

水中に浮遊する直径2mm以下の粒子状物質の量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその量を量ります。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがあります。

・T-N（総窒素含有量）／T-P（総りん含有量）

水中に含まれる窒素及びりん濃度の上昇は、水域の富栄養化を引き起こします。富栄養化の進行した水域では、春から秋にかけて藻類が異常に発生する場合があります、このような現象をアオコといいます。アオコの発生した水域では、透明度が低下するほか、酸欠状態による水生生物や魚類の死亡、藻類の発生する有害物質による水質悪化など、様々な悪影響が生じます。

・DO（溶存酸素量）

有機物を酸化し安定な形にするために必要とされる酸素が水に溶けている量のことであり、数値が小さいほど水質汚濁が著しくなります。また、BODの数値が高いほどDOは欠乏しやすくなり、10mg/L以上で悪臭の発生が見られます。

・O-N（有機性窒素含有量）

排水の汚濁の程度を表す指標のひとつです。排水中のアミノ酸・タンパク質などの有機物に含まれています。このものが多いということは、有機物による汚濁度が高いことを示します。

・バイオパネル

窒素酸化物等の分解にすぐれた微生物DB9011（枯草菌の一種で日本、米国、欧州7カ国の特許を取得）を混入した500mm角のパネルです。

この微生物は、腐敗菌、大腸菌、真菌類などへの高い対抗性があり、悪臭の発生している河川に敷設することにより、主要悪臭源である硫化水素の汚水中での発生を抑制する効果があります。

・EM

有用微生物群（Effective Micro-organisms）の略で、自然界に存在する光合成菌・乳酸菌・酵母を主に、80種類以上の微生物が混じり合った液体です。水質汚濁の原因物質となるアンモニアや硫化水素などを栄養源に、有機物を分解する特性を持っているとされています。

市では、浜勝浦川の浄化を目的として、2004（平成16）年度からEMを製造し浄化活動を実施していましたが、2013（平成25）年度に事業を一旦休止し、河川への影響を分析・検証した結果、

休止前後で水質に大きな変化が見られなかったことなどから、2017（平成29）年度に正式に中止の判断をしました。

- ・暗渠（あんきょ）

地中に埋設されたあるいは地表にあっても蓋がけして外から見えないようになっている河川や水路のこと。市では浜勝浦川の浄化対策のひとつとして、2014（平成26）年度に浜勝浦橋付近の暗渠化工事を実施しました。

- ・カドミウム

カドミウムは、金属として銅・銀・ニッケルなどの合金、鉄などの電気メッキ、蓄電池の電極板、原子炉制御棒、ハンダ、銀口ウ、また化合物として顔料、合成樹脂安定剤などの用途に使用されます。この物質は富山県神通川流域で発生したイタイイタイ病の原因となった物質として知られています。

- ・シアン

水中のシアンは、シアンイオン、シアン化水素、金属のシアン化物、金属シアノ錯体、有機シアン化合物等の形で存在します。

シアンを発生する事業場としては、メッキ工場、金属精錬所などがあげられます。

毒物の代名詞となっている、青酸カリに代表されるように、シアン化合物は一般的に毒性が強く、微量でも生物に障害を与えます。

- ・鉛

鉛は、人類がもっとも古くから用いた金属のひとつです。金属として、あるいは種々の化合物として用途が広く、また、職業病としても長い歴史を持っています。

過剰に摂取すると、腹痛、嘔吐、下痢、尿閉などを伴う急性胃腸炎を起こし、時には死亡する場合もあります。

鉛は、急性中毒を引き起こすことはまれであり一般的に慢性中毒が問題となります。一日あたりの摂取量が1.0mgを越えると、排泄量を上回って体内蓄積が起こるといわれています。

- ・クロム

クロムは地殻中に100mg/kg程度含まれ、重金属類の中では鉄、マンガンについて多い物質です。大部分は難溶性で自然水中に含まれることはまれですが、河川水で1～10 μ g/L、海水で<0.1～5 μ g/L程度含まれるとされています。

水中のクロムは通常3価または6価の形で存在しますが、6価クロムは非常に毒性が強く胃腸炎、腎炎、皮膚炎、潰瘍、鼻中隔穿孔、肺ガンなどを引き起こします。

- ・砒素

元素としての地殻中の存在度は比較的に少ない方ですが、一般の河川水中の濃度は平均1.7 μ g/Lとされています。

人為的な汚染源としては、染料、冶金、製薬、化学、半導体などの工場排水、鉱山排水、農薬などが考えられます。

水質汚濁で問題となるものとしては、常時摂取することによる慢性中毒であり、体重減少、反復性の下痢と便秘、皮膚の色素沈着や角質化、知覚障害、ガンなどの障害が現れるといわれています。

- ・総水銀

水銀は、紀元前500年以前から知られていた元素で、常温で唯一の液体金属です。水銀は無機水銀及び有機水銀に分けられ、これらの水銀を総称して総水銀といいます。一般的に無機水銀の毒性は低いとされていますが、体内に蓄積されると障害を引き起こすこともあり、重傷の場合死に

至ることもあります。有機水銀はメチル水銀をはじめとするアルキル水銀、フェニル水銀、アリール水銀などがあり、中でもアルキル水銀は毒性が非常に強いためアルキル水銀単独としても規制されています。

- ・ **アルキル水銀**

アルキル水銀は水銀の中でも非常に毒性の強い物質で、消化管、肺、皮膚から容易に吸収され、諸臓器、特に脳に蓄積して知覚障害、運動失調、歩行障害、難聴、言語障害、視野狭窄、中枢神経障害などを引き起こします。

アルキル水銀で最も重要なことは、吸収されやすく排泄されにくい性質から高度な生物濃縮が起こることであり、水中の濃度はわずかであっても魚介類の中に高濃度に蓄積されて毒性を発揮する可能性があります。

- ・ **PCB**

ベンゼン環が2つつながったビフェニル骨格の水素が塩素で置換されたものです。置換塩素の数と位置によって計算上209種類の異性体が存在します。

PCBは熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙などに用いられましたが、難分解性で生物に蓄積されやすいため、食物連鎖を通じて生物から生物への濃縮蓄積が起こります。

熱媒体として利用されたPCBが製造過程で米ぬか食用油に混入し、それを食べた人に皮膚障害、肝機能障害などの油症を発症した「カネミ油症事件」によりその毒性が注目されました。

〈地盤沈下〉

- ・ **天然ガスかん水**

天然ガスを溶存している塩分を多く含んだ地下水で、太古の海水が地下深くに閉じこめられたものです。ヨウ素の含有量も多く、本県一帯の第3紀層中に存在しています。

- ・ **沖積層**

1万年ほど前から現在に至るまでの間に堆積した比較的新しい地層です。沖積層は粘土、シルト等で構成され、地下水を豊富に含んだ軟弱地盤であるため、地下水の急激な大量採取が行われた場合、地盤沈下が起こりやすく、軟弱地盤特有の自然圧密によるわずかな沈下も起こりやすいとされています。

- ・ **揚水施設**

勝浦市環境保全条例では、「動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上ある時はその断面積の合計）が六平方センチメートルを超えるものをいう。」と規定されています。

- ・ **精密水準測量**

地盤沈下の状況を監視する高精度の水準測量です。毎年、定点の標高を観測し、前年度からの変動を求めて、地盤沈下の進行を監視しています。

- ・ **地盤沈下観測井**

観測井戸の底から地表面までの地層の収縮量を観測する施設です。通常の井戸の中に揚水設備の代わりに内管を立てた形になっていて、この抜けあがりの状況を測定、記録します。主要な帯水層にストレーナーを設置し、地下水位もあわせて観測する場合があります。

- ・ **国土地理院**

日本国内におけるすべての測量の基礎となる測量（基本測量）を行い、一般に国の基本図である「地形図」の発行元として知られています。

〈悪臭関係〉

・ 特定悪臭物質

悪臭防止法第2条に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」であり、現在22物質が指定されています。

これらの物質について、都道府県知事が必要として指定した地域、物質については敷地境界における濃度等が規制されます。

・ アンモニア

し尿臭、刺激臭のある物質で代表的な悪臭物質です。主な発生場所は、アンモニアの合成・工業的な利用の行われる事業場、畜産事業場、化製場、し尿処理場などがあげられます。

・ メチルメルカプタン

腐った玉ねぎのような臭いの化学物質です。石油精製・石油化学工場、クラフトパルプ製造工場、化製場、し尿処理場、下水処理場などで多く発生します。

・ 硫化水素

腐った卵のような臭いのある物質であり、石油精製・石油化学工場、クラフトパルプ・セロファン・ビスコースレーヨン製造業、生体やその排泄物などの分解、腐敗などに伴う畜産事業場、化製場、下水処理場、し尿処理場、ゴミ処理場などにおいて多く発生します。

・ 硫化メチル

腐ったキャベツのような臭いのある物質であり、クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、し尿処理場、下水処理場、ゴミ処理場などにおいて多く発生します。

・ 二硫化メチル

腐ったキャベツのような臭いのある物質であり、硫化水素、硫化メチルと同様にクラフトパルプ製造工場、し尿処理場などから多く発生します。

・ トリメチルアミン

魚の腐ったような臭いのある物質であり、畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰工場などにおいて多く発生します。

・ アセトアルデヒド

青臭い刺激臭のある無色の化学物質であり、エチレンを酸化する方法などによって合成され、酢酸、ブタノール、合成高分子などの製造原料となります。主な発生場所は、アセトアルデヒドの製造工程、アセトアルデヒドを原料とする物質の製造工程から、その他では、自動車排出ガスやたばこの煙から発生します。

・ スチレン

ビニルベンゼン、フェニルエチレンとも呼ばれ、芳香ある無色の液体で、ポリスチレン樹脂、ABS樹脂などの原料として利用され、主な発生場所は、化学工場、プラスチック製造業などがあげられます。

〈環境保全関係〉

・ 特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づいて指定されます。個体だけでなく、卵、種子、器官なども含まれ、特定外来生物に指定されると、飼育、栽培、保管、運搬、輸入、譲渡、引渡し、販売などが原則禁止され、また、野外へはなつ、植える、まくといった行為も禁止されます。

- ・住宅用太陽光発電設備

屋根の上に太陽電池モジュールを取り付け、太陽の光から電気を作り出すシステムです。作った電気は家庭で使用し、余った電気は電力会社で買い取ります。災害などの停電時でも太陽が照っていれば電気を使用することができます。

- ・家庭用燃料電池システム（エネファーム）

ガスと空気から電気とお湯を作り出すシステムです。火力発電所等で発電する場合と比較して、電気を使用する場所で発電するため送電ロスがなく、排熱は給湯に利用します。

- ・定置用リチウムイオン蓄電池システム

電力料金が安い夜間に貯めた電力を昼間に使用することで、電力需要ピーク時に電力事業者からの供給電力の使用を抑え、光熱費も削減できます。また災害など非常時の電力確保に役立ちます。

- ・V2H（ブイツーエイチ）充放電設備

Vehicle to Homeの略。電気自動車またはプラグインハイブリッド車に電気を充電することはもちろん、電気自動車等に蓄電された電気を家庭用に使用することができ、住宅と電気自動車等の間で相互に電気を共有できる設備です。

- ・電気自動車（EV）

ガソリン車と違い、エンジンの代わりにモーターと駆動用の大容量バッテリーを搭載しており、外部電源から電気を充電することにより、そのバッテリーからの電流が電動モーターを動かし、モーターが回転する力で自動車を走らせます。

- ・プラグインハイブリッド車（PHEV、PHV）

ハイブリッド車を進化させ、バッテリーへの外部充電機能を持たせたことにより電力供給が可能となっています。多くの場合バッテリー容量がアップしており、EV走行できる距離が伸びています。走行用バッテリーの電気を使い切ってもガソリンエンジンで走行が可能です。

- ・気候変動枠組条約締約国会議（COP）

1992（平成4）年の地球サミット（国連環境開発会議）で採択された気候変動枠組条約の締約国により、温室効果ガス排出削減等を協議する会議で、条約に関する最高決定機関です。1995（平成7）年ドイツ・ベルリンで開催された第1回締約国会議（COP1）以来、毎年開催されています。

1997（平成9）年京都で開催された第3回締約国会議（COP3）では、2012（平成24）年までの各国の具体的な温室効果ガス排出削減目標を課した「京都議定書」が採択され、京都議定書第1約束期間（2008-2012）、京都議定書第2約束期間（2013-2020、※日本は参加せず）、また京都議定書第2約束期間に参加しない国の2020（令和2）年までの削減目標等を設定した「カンクン合意」を経て、2015（平成27）年フランス・パリで開催された第21回締約国会議（COP21）において、2020（令和2）年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

- ・パリ協定

2015（平成27）年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来、18年ぶりに合意された温暖化問題に対処する国際条約です。

「2020（令和2）年以降の地球温暖化対策にすべての国が参加」、「世界共通の長期目標として平均気温上昇を産業革命から2℃未満、できれば1.5℃に抑える」、「今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標をたて、5年ごとに見直し・報告」「温暖化被害への対応、適応策にも取り組む」「途上国への資金援助を先進国に義務付ける」などが含まれています。

- ・ 温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のことで、とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタン、フロンガスなどが人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）が削減対象の温室効果ガスと定められました。

- ・ 省エネ（省エネルギー）

より少ないエネルギーで社会的・経済的效果が得られるようにすることを省エネ（省エネルギー）と呼んでいます。

オイルショック（石油危機）当時、エネルギーコストの抑制、省資源の視点からのその必要性が告げられましたが、1990年代以降、地球温暖化や大気汚染などの地球環境問題の深刻化に伴い、温室効果ガス排出量の削減等のひとつの手法として強調されるようになりました。また2011（平成23）年3月11日の東日本大震災以降、福島第一原子力発電所の事故に伴い電力供給が大幅に低下したことによって、節電がクローズアップされました。

- ・ 原油換算値（省エネ法）

省エネ法におけるエネルギー使用量の算定に用いるもので、燃料、熱及び電気の熱量（GJ：ギガジュール）に0.0258（原油換算係数：kl/GJ）を乗じて求めたものです。この数値が1,500kl以上の事業者は省エネ法の規制対象となります。

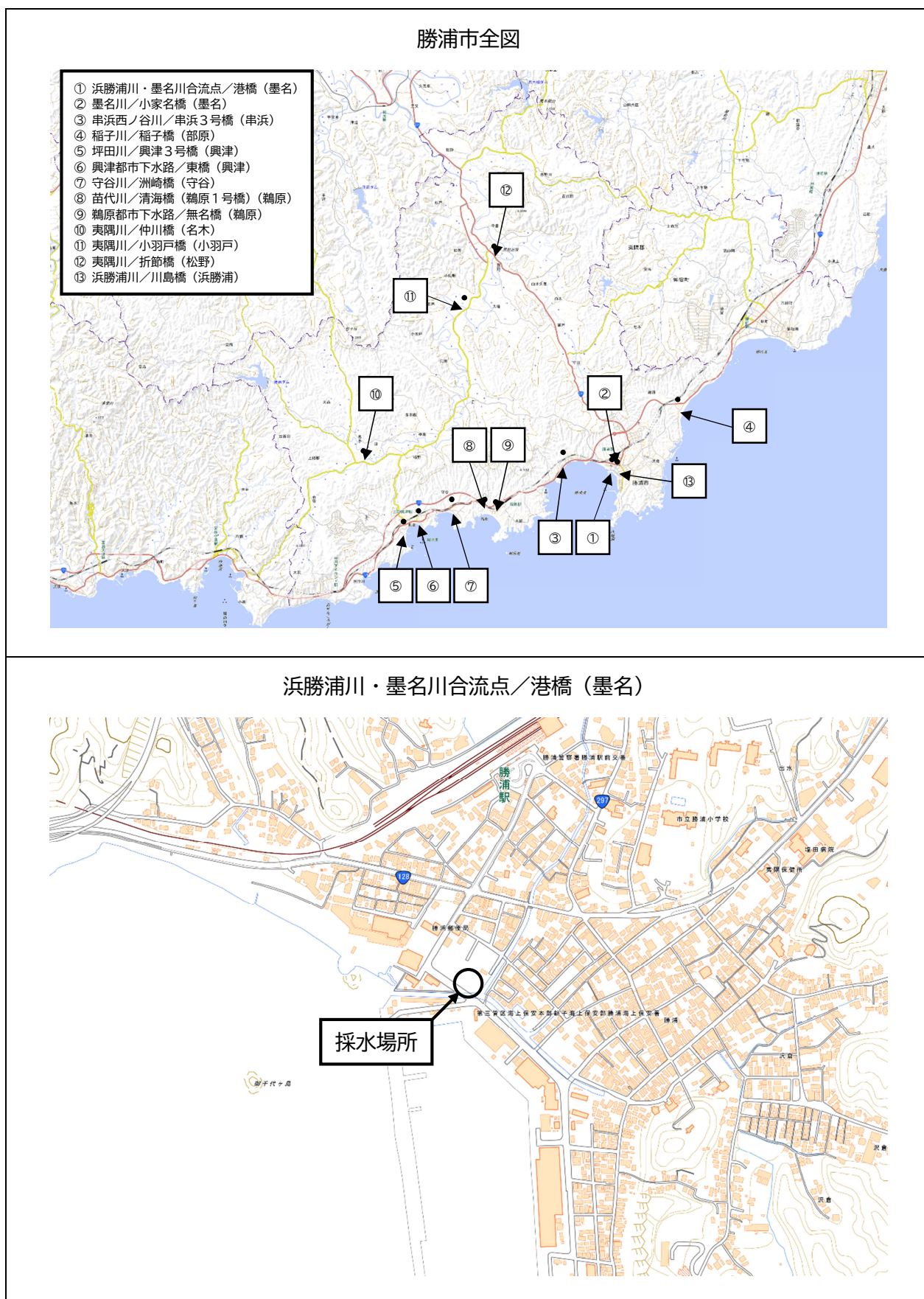
- ・ 地域グリーンニューディール基金事業

地球温暖化対策等の国全体として重要な環境問題を解決するためには、地域の取組が不可欠であることから、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画など、様々な計画の策定と取組の推進が規定されています。こうした取組を地域が確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、環境省から都道府県・政令指定都市に対し、補助金を交付し、基金を造成したものです。

- ・ グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択することをいいます。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めています。

7 採水場所位置図





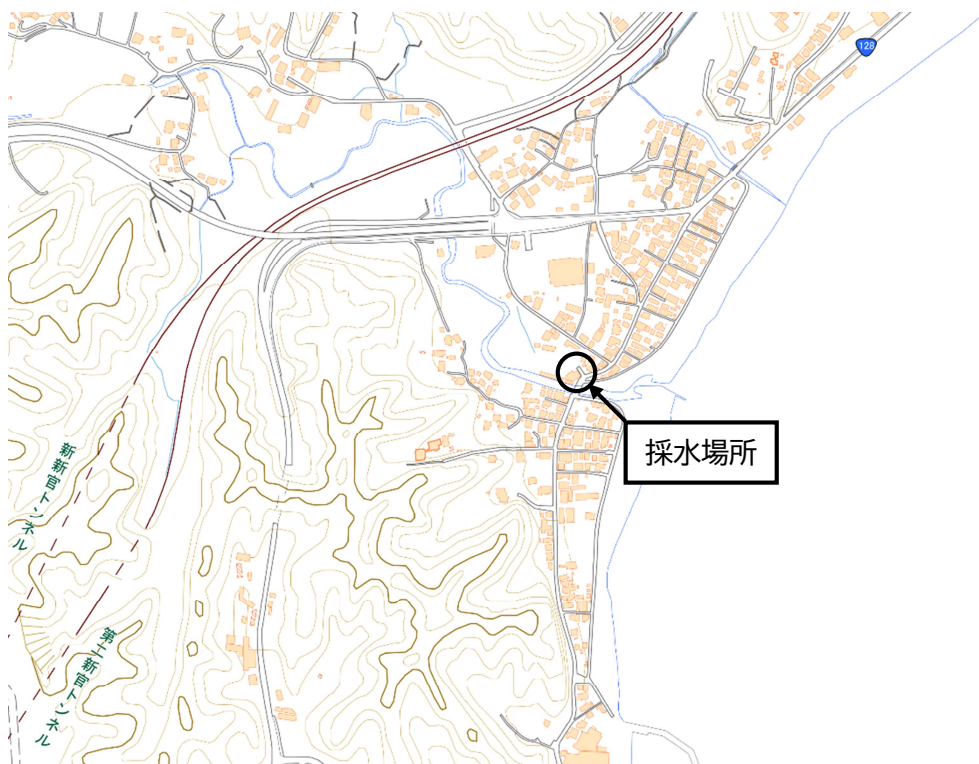
串浜西ノ谷川／串浜3号橋（串浜）

採水場所



※地理院タイルに採水場所を追記して掲載

稲子川／稲子橋（部原）

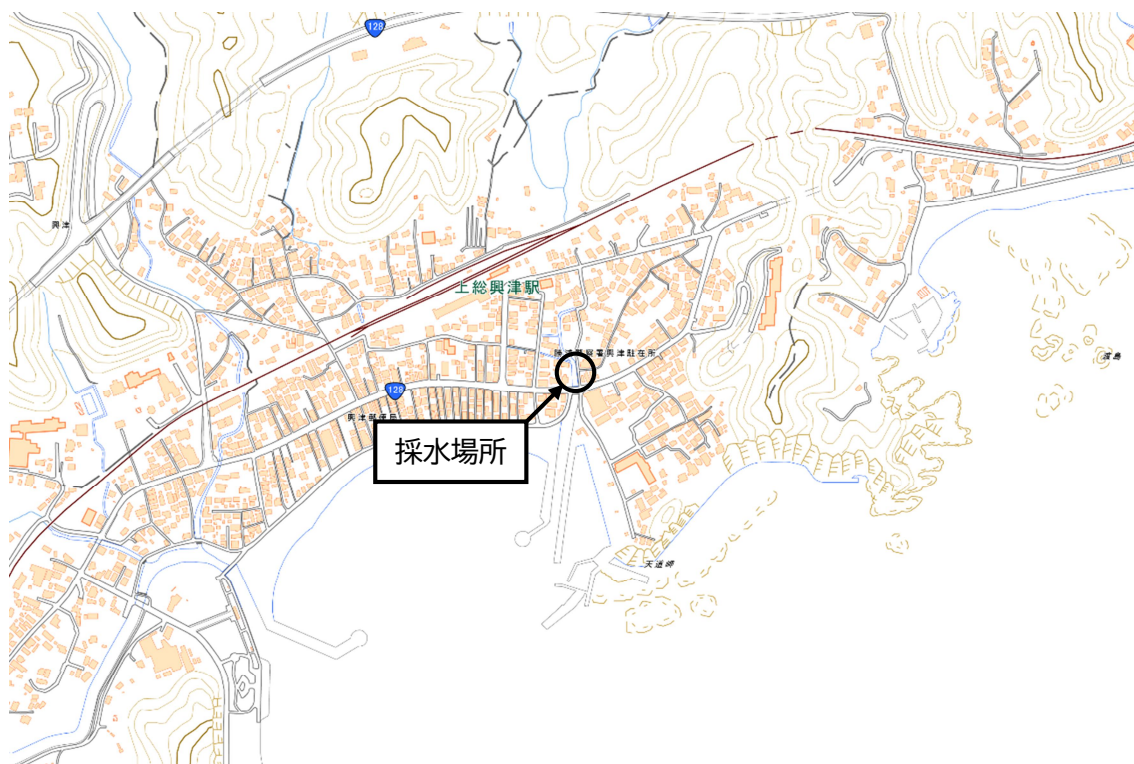


坪田川／興津3号橋（興津）



※地理院タイルに採水場所を追記して掲載

興津都市下水路／東橋（興津）



守谷川／洲崎橋（守谷）



※地理院タイルに採水場所を追記して掲載

苗代川／清海橋（鵜原1号橋）（鵜原）

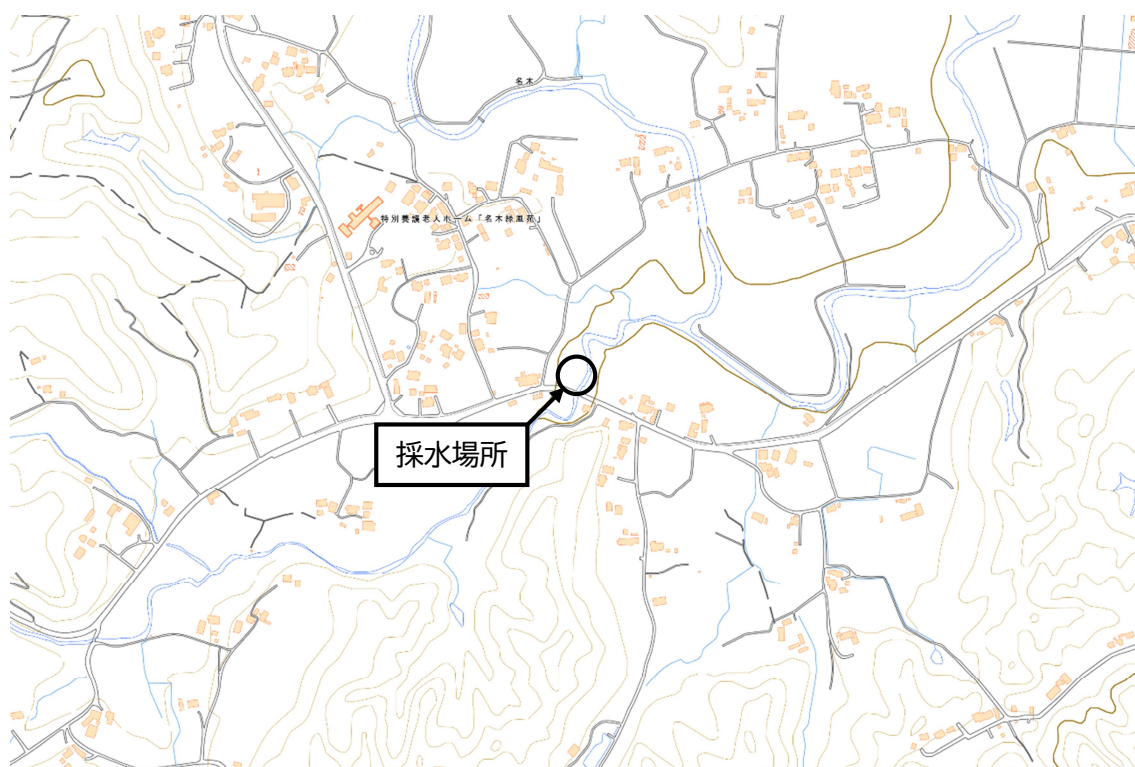


鵜原都市下水路／無名橋（鵜原）



※地理院タイルに採水場所を追記して掲載

夷隅川／仲川橋（名木）

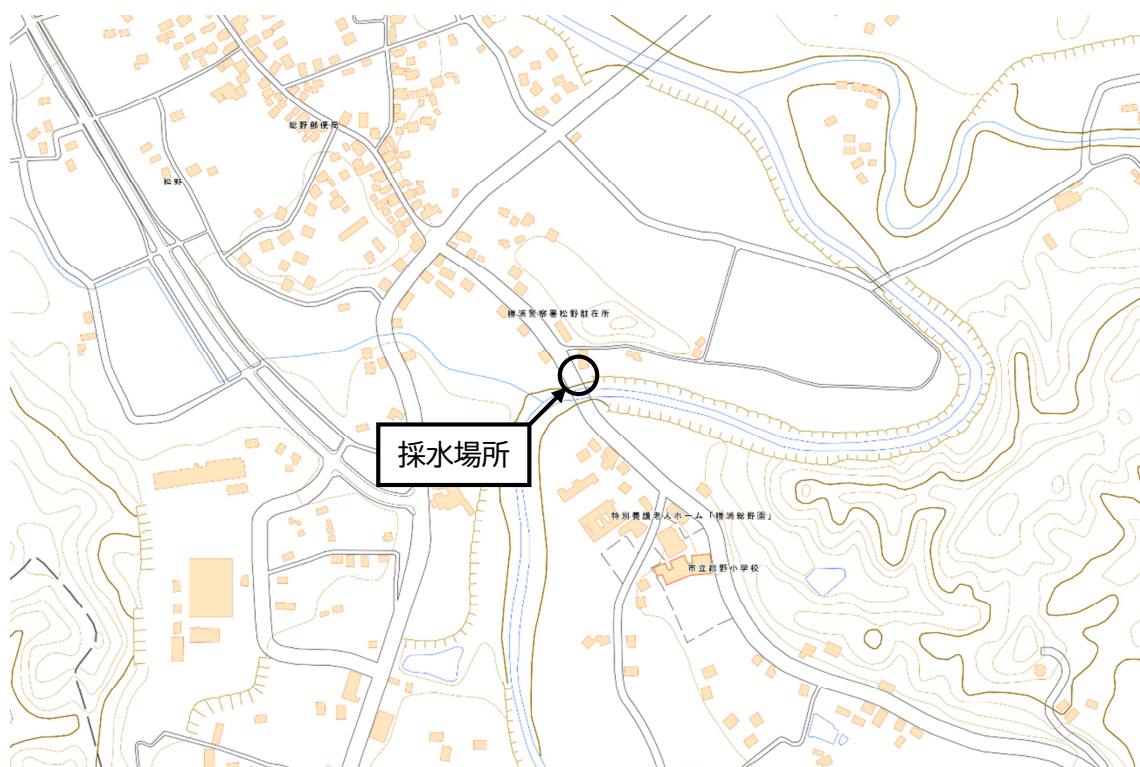


夷隅川／小羽戸橋（小羽戸）



※地理院タイルに採水場所を追記して掲載

夷隅川／折節橋（松野）



浜勝浦川／川島橋（浜勝浦）



※地理院タイルに採水場所を追記して掲載

勝浦市環境白書 2024

発行年月 2025 年 3 月（令和 6 年度版）

編集・発行 勝浦市役所生活環境課

〒299-5292

千葉県勝浦市新官 1343 番地の 1

TEL 0470-62-5094

WEB <https://www.city.katsuura.lg.jp>

2024（令和6）年度 環境標語コンクール

<市長賞>

もったいない ちきゅうのための あいことば

勝浦小学校1年 ^{くどう} 工藤 ^{ゆいと} 結斗

家族で仲良く同じ部屋 節電・団らん いい事いっぱい

勝浦小学校6年 ^{たかなし} 高梨 ^{いろは} いろは

地球温暖化を止めるため 心がけようこの一瞬

勝浦中学校2年 ^{やりた} 鎗田 ^{みき} 真綺

<市議会議長賞>

かんきょうを まもる心に 金メダル

勝浦小学校3年 ^{くにとう} 國東 ^{はな} 花凪

命を育む豊かな自然 守る思いをつなげていこう

勝浦小学校6年 ^{いその} 磯野 ^{ひなた} 禾向

きれいな海 ずっと保とう 未来のために

勝浦中学校3年 ^{たかなし} 高梨 ^{まりあ} 真理明

（敬称略）

2024（令和6）年度 環境ポスターコンクール

<市議会議長賞>



左上：「きれいな地球をとりもどそう」

左下：「それでいいの？ゴミを捨てても命が減るだけ」

右：「たくさんの緑をこの地球に」

勝浦小学校3年

興津小学校6年

勝浦中学校1年

おおが ゆいか
大賀 結杷
おかもと まりん
岡本 海姫
わかばやし まお
若林 真緒
(敬称略)



勝浦市環境白書 -2024-

